

季刊 社会保障研究

貸出用

Vol. 34

Spring 1999

No. 4

研究の窓

- 東隠は家に隠れ西隠は国に隠る 藤澤益夫 346

特集：少子化社会と社会保障

- 出生率低下と子育て支援政策 津谷典子 348
 少子化社会における労働市場—女性の結婚と労働力供給の視点から— 阿部正浩 361
 少子化問題の社会的構成と家族政策 渋谷敦司 374
 仕事と家庭の調和のための就業支援—日本の雇用慣行の変化のなかで— 大沢真知子 385
 女性の高学歴化と少子化に関する一考察 白波瀬佐和子 392

論 文

- 医療保険制度と所得再分配 勝又幸子・木村陽子 402

研究ノート

- 保育における規制緩和と民営化 横山由紀子 413

動 向

- 社会保障法判例 福田素生 421
 —国民健康保険条例の保険料の賦課総額や料率を定めた規定が
 憲法 92 条、84 条、国民健康保険法 81 条に違反するとされ、
 それに基づく国民健康保険料の賦課処分が取り消された事例—

書 評

- 加瀬和俊著『戦前日本の失業対策——救済型公共土木事業の史的分析』 池田信 431
 小塩隆士著『年金民営化への構想』 駒村康平 433

- 季刊社会保障研究 (Vol. 34, Nos. 1~4) 総目次 437

研究の窓

東隠は家に隠れ西隠は国に隠る

「東隠は家に隠れ、西隠は国に隠る」——この対句は、往年の法学界の泰斗穂積陳重が、大著『隠居論・第2版』(1914〔大正4〕年)の終章で、当時の東西両社会での老後生活の対応姿勢の違いを鋭く対比したエピグラムである。主張が時代に先駆けていたために知る人の少ないこの雄編は、社会権のコンセプトをたてて老齢問題を捉え、ひいては、現代の社会保障理解の礎石を布いたパイオニアとしての意義を再評価されてよい。その思想のあざやかさは、市民社会の目的が「其構成分子たる各員の存在を完からしむる」ことにある以上、老人の権利は「社会組織の必要上より生じ」、年金権も、過去の貢献に対する報酬というよりは、進んで「老人が社会員たる資格を以て之を取得享有するものなるを以て、之を社会権の一とすべきものなり」と、はっきり論定したところにみられる。こうして穂積は、「家族制社会に於ては老衰事に堪へざるものは退隠して家に養はれ」る東の状況が、「近世に於ける工業の状態が直近の原因」となって、「個人制社会に於いては……國に養はる」る西の状況へ変わらざるをえないことを予見し、「経国濟民の士、今にして慮る所莫くんば、焉んぞ又東隠にして國に隠るゝ時到るなきを保せんや」と世を警めたのであった。

以来80余年をへて、事態は穂積の予見をはるかに抜いてしまい、斬新であったその思想もすでに世俗の常識になった。しかし、われわれが、いま社会保障の課題と将来を考えるとき、つい部分の調整と当面の処理にかまけて、基本を見失いみずから奔命に疲れる愚に墮ちていないだろうか。とりわけ、デフレスパイラル気配の強い経済危機を背景にして交わされている昨今の改革論議は、目的消費税の導入ひとつをとっても、制度の将来像を見据えての体質改善であるよりは、安易な財源確保、収支のつじつま合わせの感をいなめず、景気への刺激を優先させて、世代間負担公平化などの急務への対応は、口に唱えられていても実質的に先送りされている。

社会保障展開の基盤である現代社会、穂積のいう「工業の状態」はようやく熟しきって、まったく新しい局面に転じている。そのうえ、転換のスケールがはなはだ大きく、われわれの前に控えている世界は、少子高齢化現象が代表するように、たれも経験したことのない世界である。こうした激変のなかでは、昨日までの給付水準や制度構成がそのまま維持できるとは思えない。そうであるなら、社会保障の今後を探ろうとするとき、かつての時代の転換をうけて、穂積にたしかな先見性を与えた思考の姿勢——ことがらを長期・全般的な展望のもとで認識し、とりわけ、社会変動のダイナミックスのなかで把握するという視座を、われわれが受け継がなければ、いかに「経国濟民の士の慮る所」であっても、その所思はときに空回りしかねないであろう。

社会保障に期待される機能は、高度化した社会の安定に要する秩序形成と、それに対応する有効需要形成のふたつであった。そのために、もっぱらパレート最適で定義される効率を追う市場のそとから、市場に責任を転嫁できない別のチャネルでの公平な資源配分に深くかかわってきたといえる。だがまた、そこで実現される配分が軽視しえない相当の質量に達すると、階層間の利

害衝突は避けられず、適正レベルを内部的にはかるパラメータを欠いて自己肥大する社会保障の弱点があらわになってくる。とくに普遍的な経済の成長鈍化と政府の統治能力衰弱のもとでは、福祉政策への幻滅と不満が増幅されてくる。

これまでの社会保障のパフォーマンスは、おもに家計消費にフローを設け家計支出のフローを補完誘導することに注がれてきた。ところが、所得水準の一般上昇につれてひろがり深まった生活構造の変質＝家計機能の市場析出がいちじるしいのに、それを支える社会資本・社会サービス供給システムの深刻な未熟が誘発するひずみと不調和のため、家計が自衛的貯蓄に追われ収支を硬直化させて動搖している。その典型的なケースが、どの家計も早晚逢着する老後問題であり、個別対応の可能な域を越えてしまった介護扶養の問題であることはいうまでもない。それなら、個々の家計が各自に用意を迫られている老後準備資産のうち、少なくとも基底的共通部分の公共化＝社会サービスの普遍的展開を実行して、集積効果を上げ効率を高めながら、家計機能をストックについて集約代替し、家計の緊張をゆるめるべきであって、もはや社会保障は、ストックの問題から身を退けていることはできない。ただ、ここでのストックの社会化による国民的生活基盤の形成は、家計の手にある資産の一部を公共過程に移すことを意味するから、格差縮小のための再分配を加味しながらも、けっして無料の利用に供すべきものではない。また、当然予想される多様なニーズに対応して効果的であるためには、応益負担の程度を明確にした各種各レベルの施設・サービス提供が条件となり、画一的ミニマム供与にとどめてはいられないであろう。

考えてみると、高齢者の大多数がどこで・どのようにして死ねばよいのか思い悩んでいるような社会は、まったく正常でもなければ豊かでもない。「社会組織の必要」が急角度に変質していくときには、それに応じた「各員の存在を完からしむる」だけの資源の基礎的用意を、膨大な費用負担の覚悟の合意形成とともに調べねばなるまい。社会の統合を保とうとすれば、厳しい財政制約を負いながらも逡巡の余地はないはずである。こうして、全域的視座にたって、フローとストックの両面にわたる政策の軸を整合し、安定的に合成される福祉複合体が社会保障の将来像と信ずるが「経国濟民の士の慮る所」はいかがであろうか。

藤澤益夫

(ふじさわ・ますお 慶應義塾大学名誉教授・調布学園短期大学副学長)

出生率低下と子育て支援政策

津 谷 典 子

I はじめに

近年わが国では、「少子化」つまり出生率の超低水準への低下とそれによる子供数の減少が続いている。この人口が再生産できない水準（置換水準以下）への出生率の低下は、1970年代半ばに始まっていたが、80年代半ば以降一段と加速した。とくに1989年の「1.57ショック」を契機として、さまざまな政策的対応の必要性が議論され、一連の少子化関連対策が打ち出されている〔阿藤1997, pp. 1-14; 厚生省1998, pp. 4-45〕。しかしこの活発な政策的動きにもかかわらず、出生率は低下し続けている。

この低下の主な人口学的原因は、女性のシングル化（未婚率の上昇）であるが、結婚している女性（夫婦）の相当部分もまた、自分たちが欲しい数の子供をもっていない。もとより結婚や出産は個人の選択であり、政府や社会が介入するべき事柄ではない。しかしあるが国のように、有配偶女性の家庭外就業が進行する一方で、家庭内役割の男女分担がほとんど進んでいない社会では、結婚と出産・子育てにともなう高い女性の機会コストを、幅広い政策的対応を通じて軽減することで、女性の仕事と家庭の両立を支援することが急務となってきた。そのためには、出生力の決定要因のうち、どれが政策的対応の対象たりえるのか（つまり政策的に操作可能なのか）、そしてその対応について具体的に何が望まれているのかを知ることが、政策が効果を發揮するために不可欠である。

本稿では、わが国の出生率低下の社会人口学的

要因、なかでも結婚している女性の子供数における希望と現実のギャップを作り出している要因を分析する。次に、有配偶出生力の希望と現実の格差の主要な要因であるところの、女性の家庭外就業と子育てについて検討する。そして最後に、女性たちが政策に対して、何を望んでいるのかを直接検討することで、子育て支援政策が出生率低下に何をなしえるのかを考えてみたい。

II 戦後日本の出生率変化とその人口学的要因

1 出生率の推移

図1には、戦後日本の女性一人あたりの合計特殊出生率（Total Fertility Rate, 略してTFR）の推移が示されている¹⁾。わが国の出生率は、戦争直後の1947年から1957年までの10年ほどで急激に低下した。1947年に女性一人あたり4.54人であった合計特殊出生率は、1957年には2.04人と半減以上の低下をみた。その後、出生率はTFR=2.0~2.2の水準で安定していたが、1975年以後再び低下を始めた。この1970年代半ば以

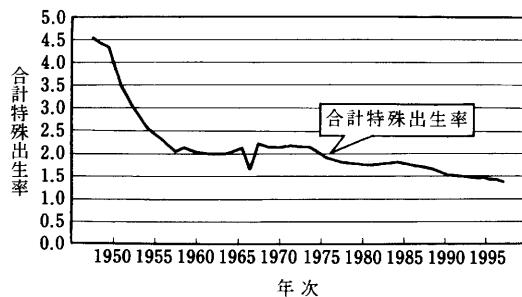


図1 合計特殊出生率（1947～97年）

降の出生率低下は、戦争直後の低下のように急激なものではないが、「置換水準(replacement level)」以下への低下であったという意味で重要である。置換水準の出生率とは、ある世代の女性が等しい数の次世代の女性を産み残す水準の出生率を指し、女性一人あたりの合計特殊出生率にして2.0~2.1人の水準である²⁾。出生率が置き換え水準で推移すれば、人口規模は安定する一方、この水準を長期にわたって割り込めば、人口は早晩減少することになる。

わが国の合計特殊出生率は、1974年の2.05を最後に、女性一人あたり2の水準を割り込んでおり、特に1980年代半ば以降は、超低水準への低下が続いている(図1)。1989年には合計特殊出生率は1.57となり、特別な理由なしに1966年(丙午の年)の1.58を下回ったため、これが「1.57ショック」と呼ばれ、これを機に出生率低下に社会的注目が集まるようになった。その後も出生率は低下を続け、1997年には合計特殊出生率は1.39と、史上最低を記録している³⁾。ちなみに、この出生率水準($TFR=1.39$)は、これが長期間(一世代)続くと、人口は約3割減少するほどの超低水準である。

2 出生率変化の人口学的要因

わが国のように婚外出生がほとんどない社会で

は、出生率は、女性の結婚の年齢パターンと、結婚している女性(夫婦)の出生力という2つの直接的要因によって決定される⁴⁾。つまり合計特殊出生率は、年齢別婚姻率と年齢別有配偶出生率の関数として捉えることができる。表1には、わが国の合計特殊出生率の期間別変化を、女性の結婚の年齢パターンと有配偶出生率の2つの変化に、要因分解した結果が示されている⁵⁾。

この表から、戦後の急激な出生率低下は、その大部分(約9割)が有配偶出生率の低下、つまり夫婦の意図的な出生力制限によるものであったが、1970年代半ば以降の置換水準以下への低下は、全て女性の結婚の年齢パターンの変化、つまり女性のシングル化によるものであることがわかる。一方、有配偶出生率は、1975年以降むしろ若干上昇している(20歳代では変化が小さく、30歳代では上昇傾向にある)が、20歳代と30歳代の女性の未婚者割合の急増により、出生率水準全体が低下したのである。

表2に示されているように、有配偶女性の年齢別出生児数の推移をみても、有配偶出生率には1970年代後半以降大きな変化はみられず、特に完結出生児数(45~49歳の妻の子供数)は、平均2.2人で安定している。したがって、1970年代半ば以降、日本女性は結婚すれば以前と変わらない水準(置換水準を少し上回るくらいの水準)で子

表1 合計特殊出生率(TFR)の変化の要因分解(1950~95年)

期間	期首TFR (1000人)	期末TFR (1000人)	TFRの差	結婚年齢 パターンに由来	有配偶出生率 の変化に由来
1950~55	3,630	2,370	-1,260	18.6(%)	81.4(%)
1955~60	2,370	2,000	-370	5.0	95.0
1960~65	2,000	2,130	130	44.3	55.7
1965~70	2,130	2,080	-50	64.1	35.9
1970~75	2,080	1,920	-160	-2.1	102.1
1975~80	1,920	1,755	-165	124.0	-24.0
1980~85	1,755	1,745	-10	—	—
1985~90	1,745	1,525	-220	104.6	-4.6
1990~95	1,525	1,420	-105	154.5	-54.5
1950~75	3,630	1,920	-1,710	11.2	88.8
1975~95	1,920	1,420	-500	141.3	-41.1

注) TFRの差(変化)が女性の結婚の年齢パターンの変化と有配偶出生率の変化の2要因に分解されている。

出所) 国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集 1997』のデータを用い算出。

表2 妻の年齢(5歳階級)別にみた平均出生児数および平均予定子供数(1970~96年)

年次	総数 ^{a)}	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49
出生児数							
1970	2.5	0.7	1.3	1.9	2.1	2.4	2.8
1974	2.0	0.7	1.4	2.0	2.2	2.3	2.6
1977	2.2	0.7	1.4	2.0	2.2	2.2	2.3
1982	1.9	0.5	1.3	2.0	2.2	2.2	2.2
1987	1.9	0.7	1.3	2.0	2.1	2.2	2.2
1992	1.9	0.7	1.1	1.8	2.2	2.2	2.2
1996	2.0	0.9	1.2	1.7	2.2	2.2	2.2
予定子供数 ^{b)}							
1974	2.2		2.2		2.2		2.3
1977	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.1	2.2
1982	2.2	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	2.1
1987	2.2	2.3	2.4	2.3	2.2	2.1	2.1
1992	2.2	2.3	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1
1996	2.4	2.4	2.3	2.3	2.4	2.4	2.4

注) 国立社会保障・人口問題研究所『出産力調査』、『出生動向基本調査』および毎日新聞社人口問題調査会『全国家族計画世論調査』の結果をまとめたもの。

a) 調査によって対象年齢の範囲が異なる。

b) 予定子供数とは、現在子供数に追加予定子供数を加えたもの。

出所) 国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集 1997』。

供を産んでいるが、結婚しないと子供を産まず、結婚しない女性の割合が増加した結果、出生率が落ち込んだと考えることができる。

III 有配偶女性の出産意欲と子供数

前節でみたように、1970年代半ば以降の超低水準への出生率低下は、全て女性の未婚率の上昇(シングル化)によるものである⁶⁾。一方、有配偶出生率は安定しており、結婚している女性一人あたりが最終的に産む子供数は平均2.2人と、置換水準を上回っている。さらに、表2からわかるように、この平均完結出生児数は、有配偶女性の平均予定子供数とほぼ一致しており、なんら問題はないようと思われる。しかし、本当にそうであろうか。夫婦は、自分たちが欲しい数の子供をもつているのだろうか。

1 子供に対する需要

夫婦の子供に対する需要(demand for children)や出産意欲(desired fertility)を正確に測定することは難しい。しかし、理想子供数や希望

子供数などの出産意欲の指標と実際の子供数を比較すると、1980年代以降、子供に対する需要が実際の子供数を上回り、近年このギャップは拡大傾向にあることがわかる。また、表3には、1992年に厚生省人口問題研究所によって実施された『第10回出生動向基本調査』のデータに基づく、出産可能年齢(50歳未満)の有配偶女性の「自分たち夫婦にとっての理想子供数」の年齢別パーセント分布と、希望子供数と予定子供数との関係が示されている。この表から、とくに30歳以上の女性たちの間で、自分たち夫婦にとっての理想子供数を3人とする者の割合が、2人とする者の割合を上回っていることがわかる。一方、実際の完結出生児数は、子供2人の女性(57%)が3人の者(24%)を大きく上回っており、有配偶出生力における理想と現実には、かなりな格差が存在することが示唆される。

また、夫婦の希望子供数と予定子供数との関係をみると、理想子供数が2人以下の女性の大部分は、同じ数の子供をもつ予定である(つまり、予定と理想が概ね合致している)のに対し、理想子供数が3人の女性の過半数は、2人かそれ以下の

表3 50歳未満の妻の自分たち夫婦にとっての理想子供数の年齢別パーセント
分布および理想子供数と予定子供数の関係(1992年)

(単位: %)

年齢	理想子供数						平均理想 子供数
	0	1	2	3	4	5+	
総数	2	3	38	48	9	1	2.6人
妻の年齢階級							
25歳未満	1	5	53	37	3	1	2.4
25-29	1	3	47	44	4	0	2.5
30-34	2	3	38	48	8	1	2.6
35-39	1	2	33	51	12	1	2.7
40-44	2	2	37	48	10	1	2.7
45-49	1	2	35	50	11	1	2.7
予定子供数							
0人	72	4	2	1	1	2	
1	5	79	12	5	2	4	
2	21	13	82	49	36	25	
3	3	4	4	44	46	38	
4	—	1	0	1	15	11	
5+	—	—	0	0	0	20	
合計	100	100	100	100	100	100	
(実数)	(121)	(212)	(3,149)	(3,973)	(765)	(84)	

出所) 国立社会保障・人口問題研究所『第10回出生動向基本調査』。

子供しかもつ予定がないことがわかる。理想子供数が3人という者は全体の約半分(48%)を占めており、この人口的・政策的意味は大きい。また、理想子供数が4人以上の女性をみても、予定子供数が理想よりもかなり低くなっている。

以上の結果から、子供3人かそれ以上を理想とする者が、出産可能年齢にある有配偶女性の過半数を占めているにもかかわらず、これらの女性たちの子供に対する需要は充分に満たされていないことが示唆される。言い換えれば、夫婦の出生力には掘り起こすことのできる需要が存在することを意味し、これは政策的に操作可能な要因の1つであると考えられる。もしこの子供に対する需要と現実のギャップを縮めることを、政策が支援することで実現できれば、有配偶出生率(そして出生率全体)は増加する可能性があることが示唆される。

2 有配偶女性の子供数と出産意欲の多変量解析

この子供数における理想と現実のギャップを作り出している要因について、さらに検討を加えてみたい。特にここでは、1994年に日本大学総合

科学研究所によって実施された『現代家族に関する全国調査』のミクロ・データを用いて、結婚している女性の子供数と出産意欲の決定要因の多変量解析を行う。

(1) モデルと変数

被説明変数の性質上、子供数の分析に用いるモデルは重回帰モデルであり、出産意欲の分析のためのモデルはロジット回帰モデルである。この2種類の分析の対象となるのは、これから子供を産む可能性が高いと考えられる20~39歳の有配偶女性である。これよりも高い年齢の女性を分析に加えると、子供数の分析においては、子供を産み終えてしまった女性の完結出生児数(つまり過去の出産経験)を、女性の現在の社会人口学的および経済的属性によって説明することになり、因果関係の時間の軸を逆にすることになる。また、出産意欲の分析にとっては、閉経が近づいて妊娠力(生理的な妊娠能力)が低下した女性を加えることになり、分析結果にバイアスが生じる可能性がある。

表4には、この2つの分析に用いられる説明変数の定義および平均値が示されている。2つのモ

表4 子供数の重回帰分析および出産意欲(子供が欲しいか否か)のロジット回帰分析の説明変数の定義および平均値(20~39歳の有配偶女性, 1994年)

変数	子供数 の分析	出産意欲 の分析
年齢	32.42	32.43
子供数		
0人	—	0.15
1人	—	0.24
2人	—	0.41
(レフアレンスは3人以上)		
就業		
パートタイム(35時間未満)	0.21	0.21
フルタイム(35時間以上)	0.28	0.28
(レフェレンスは就業せず)		
学歴=短大・4年制大学卒業	0.34	0.34
夫か自分の親と同居	0.38	0.38
都市(人口規模10万人以上)に居住	0.61	0.61

モデルに共通して含まれる説明変数は、①女性の年齢、②就業状態、③学歴、④親との同居、⑤居住地の5つである。これらの説明変数は、先行研究による知見および当該データの2変量分析の結果を基に選択された。女性の年齢は連続変数であり、子供数との相関が高いため、その影響をコントロールする必要がある。また女性の就業は、出生力を押し下げる重要な経済的要因として、さまざまな先行研究によって取り上げられている[Ohbuchi 1992, pp. 47-70; Osawa 1988, pp. 623-50]。この分析モデルでは、女性の就業は、非就業(就業時間ゼロ)、パート・タイム(一週間の通常就業時間が35時間未満)、フル・タイム(就業時間が一週間に35時間以上)の3つのカテゴリーから成る。

女性の学歴は、高等教育機関(短大か4年制大学)を卒業しているか否かで測られる。女性の教育は、就業となるべくその出生力への影響が注目される社会経済的要因である。もし女性が短大・大学卒なら1、高校卒かそれ以下であれば0となる。親との同居もまた二分化変数であり、女性が夫か自分の親と同居していれば1、そうでなければ0となる。女性の居住地の影響は、都市に居住しているか否かで測定される。もし人口10万以

表5 子供数の重回帰分析の説明変数の係数と標準誤差の推計値(20~39歳未満の有配偶女性1994年)

説明変数	係数	S.E.
年齢	-.095**	.010
就業		
パートタイム	-.278*	.122
フルタイム	-.407**	.113
学歴=短大・大学卒	-.001	.100
親と同居	.051	.102
人口10万以上の都市に居住	-.205*	.102
コンスタント	1.127**	.334
F(6, 340)	19.05	
Prob>F	0.000	
Adjusted R-sq	0.218	
(N)	(347)	

** 1パーセントで有意, * 5パーセントで有意。

上の都市に居住していれば1、それよりも人口規模の小さい都市や町および村に居住していれば0となる。さらに、女性の出産意欲はすでに生んだ子供の数によって大きく影響を受けることから、出産意欲の分析モデルには、子供数が説明変数として含まれる。子供数の出産意欲への影響は、線形(リニア)ではないため、ここでは、子供数3人以上をレフェレンス・カテゴリーとして、ゼロ、1人、2人の3つのダミー変数を構築した。

(2) 分析結果

表5には、結婚している40歳未満の女性の子供数の重回帰分析の結果が示されている。この表から、3つのことがわかる。まず、予想されたように、女性の年齢が高くなればなるほど、子供数は多くなる傾向がある。次に、女性の就業と子供数との間には、統計的に有意な負の連関がある。つまり、就業していない女性に比べて、就業している女性の子供数は少なく、とくにフルタイム就業している女性の子供数は少ない。つまり、有配偶女性の就業は、出生力を押し下げることがわかる。また、人口10万以上の都市に居住している女性は、そうでない女性と比べて、子供数が有意に少ない。

次に、これらの女性の出産意欲についてみてみたい。表6には、40歳未満の有配偶女性のなかで子供を欲しいと思う者の割合が、子供数別に示

表6 子供がほしいと思う 20~39 歳の妻の子供数別割合 (1994 年)
(単位: %)

子供数	子供がほしい割合	(実数)
総数	59.5	(353)
0	86.8	(53)
1	90.7	(86)
2	45.5	(145)
3+	29.0	(69)

出所) 日本大学総合科学研究所『現代家族に関する全国調査』データより算出。

されている⁷⁾。子供数がゼロか 1 人の女性に、子供が欲しいと思う者の割合が高いのは、予想された結果であるが、すでに 2 人の子をもつ女性の約半数 (46%)、3 人以上子供のいる女性の約 3 割が、少なくともあと 1 人は子供が欲しいと思っていることは、注目にあたいる。この結果から、子供を産むことができ、産む可能性の高い年齢層の有配偶女性のかなりな部分が、相当に高い出産意欲をもっていることが示唆される。

この出産意欲の決定要因をみると、表 7 に示されているように、子供数による出産意欲の格差は、他の説明変数の影響を取り去ったあとも残る。また年齢と出産意欲との間には、有意な負の連関があり、年齢が高くなるほど、出産意欲は低下する傾向がある。一方、親との同居は女性の出産意欲にプラスの影響があり、夫もしくは自分の親と同居している女性は、そうでない女性と比較して、出産意欲が有意に高い。また、ここで注目すべきは、現実の子供数をコントロールすると、女性の就業が出産意欲に統計的に有意な影響力をもたないことである。上でみたように、女性の就業は実際の子供数を押し下げる(そして就業時間が長くなるほど子供数は少なくなる)一方で、就業(それがパートタイムであろうがフルタイムであろうが)している女性の出産意欲は、専業主婦のそれと変わらない。

以上の結果から、女性の年齢や子供数といった人口学的な要因の影響を取り除いた上で、子供数における希望と現実の格差を作り出すことに寄与していると考えられる要因は、女性の就業、都市居住、そして親との同居の 3 つであることがわか

表7 子供が欲しいか否かのロジット回帰分析の説明変数の係数と標準誤差の推計値 (20~39 歳の有配偶女性、1994 年)

説明変数	係数	S.E.
年齢	-.068**	.033
子供数		
0 人	2.675**	.540
1 人	2.802**	.476
2 人	.560*	.323
就業		
パートタイム	-.236	.338
フルタイム	.069	.332
学歴=短大・大学卒	.127	.276
親と同居	.611*	.291
人口 10 万以上の都市に居住	.253	.284
コンスタント	1.129	1.148
Log-likelihood	-179.453	
Chi 2 (7)	19.89	
Prob>chi 2	0.000	
(N)	(347)	

** 1 パーセントで有意、* 5 パーセントで有意、* 10 パーセントで有意。

る。なかでも女性の就業の影響は大きく、女性の就業から生じるさまざまな出産・子育にまつわるコストを、なんらかの政策的支援を通じて、軽減する必要のあることが示唆される。また、親との同居は、実際の子供数には影響がないが、出産意欲を押し上げる。親と同居していれば、女性が家庭外で就業しても、親に自分の子供の世話をしてもらうことができ、このことが女性に子供を欲しいと思わせるはたらきがあるのだろうか。もしそうであるとすると、親と同居していない女性に、望ましい(利用し易い)保育サービスを供給することで、政策は子供に対する需要を喚起することができるようになる。また、都市に居住している女性は、そうでない女性と比べて、子育てにまつわる困難を経験することが多いと予想され、家族政策を、特に都市部に居住する女性に対して、重点的に行う必要があることが示唆される。

IV 女性の就業と子育て

前節で、結婚している女性の就業は、女性の子供数を押し下げるはたらきがあり、その結果子供

表8 有配偶女性の年齢別非農林業雇用者割合(1970~1995年)

(単位:%)

年次	総数 ^{a)}	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49
1970	18	24	17	17	23		22 ^{b)}
1975	26	27	25	25	31	36	34
1980	21	27	19	20	26	30	28
1985	30	31	28	29	36	43	41
1990	34	33	32	32	42	48	48
1995	36	36	35	34	44	52	53

注) a) 15歳以上人口における非農林業雇用者割合。

b) 40~54歳人口における非農林業雇用者割合。

出所) 総務省統計局『労働力調査年報』のデータを用いて算出。

数における希望と現実のギャップを作り出す要因となっていることが示唆された。ここでは、有配偶女性の就業と幼い子の世話をについて直接検討を加えたい。

1 母親の就業と幼い子の世話

わが国の有配偶女性の雇用労働力化は、近年急速に進行している。表8には、結婚している女性の非農林業雇用者割合の、1970~95年の推移が年齢別に示されている。これは、有配偶女性のなかで農林業以外の産業(つまり第二次・三次産業)で雇用されている者の割合であり、家庭外で賃金を得て就業している者の割合にほぼ相当すると考えられる。この表から、出産可能年齢にある有配偶女性の家庭外就業率は、1980年以降一貫して急速に増加していることがわかる。なかでも、母親の世話を多く必要とする幼い子をもつ者が多いと思われる20歳代後半~30歳代前半の女性の、雇用者割合の増加率が目立って高いことは、注目にあたる。ここから、1980年以降、出産可能年齢にある有配偶女性の、労働市場への進出は目ざましく、小さな子をもつ母親も例外ではないことが示唆される。

このように、出産・子育て期にある有配偶女性の家庭外就業率は、近年増加傾向にあるが、では、幼い子供はだれが、どのように世話をしているのだろうか。この問題に関する全国レベルの時系列データを得ることはできないが、前述した1994年の『現代家族に関する全国』のデータを用いて、学齢前(7歳未満)の子のいる有配偶女性を抽出

表9 「学齢前の子供の世話を主に誰がしているか」に対する回答の女性の年齢別パーセント分布
(学齢前の子のいる有配偶女性、1994年)

	総数	30歳	30~34歳	35歳
		未満		以上
子供の母親				
就業せずに家にいる	50.0	61.3	39.7	47.8
就業しながら	18.6	17.5	21.9	16.4
夫か妻の親	8.2	2.5	15.1	7.5
保育所	18.6	12.5	19.2	25.4
特に誰も(子供が自分で) (実数)	4.6 (220)	6.3 (80)	4.1 (73)	3.0 (67)

出所) 日本大学総合科学研究所『現代家族に関する全国調査』データより算出。

し、子供の世話を主に誰がしているかをみることができる。表9に示されているように、幼い子の世話(子育て)は、大部分母親によって担われており、全体(総数)の約7割の女性が、自分たちが主に子供の世話・子育てを行っていると回答している。そして、そのうちの約3割は、働きながら子育てをしている者である。これらの女性の殆どは、パートタイム就業者であるが、幼い子を抱えての就業は、母親にとって肉体的・精神的負担の大きいことが推測される。また、保育所への依存度も少なくなく、女性の年齢が高くなるほど、依存度は高くなる。これは、女性の年齢が高くなれば子供の年齢も高くなる傾向があり、とくに乳児期(生後1年未満)をすぎた子をもつ者の割合が増加し、その結果保育所に子供を預けて家庭外で就業する母親が増加するためであろうと考えられる。また同時にこれは、乳児をはじめとする低

表 10 「母親が働くことは学齢前の子供のためにならない」という意見に対する回答の年齢別パーセント分布(20~49歳の有配偶女性, 1994年)

	総数	30未満	30~34	35~39	40~44	45~49
そう思う	34.9	29.7	33.0	35.9	33.3	42.9
どちらともいえない	47.9	48.6	40.0	47.9	50.6	50.0
そうは思わない	17.2	21.6	27.0	16.2	16.1	7.1
(実数)	(633)	(111)	(100)	(142)	(168)	(112)

注) 「そう思う」には「賛成」と「どちらかといえば賛成」とした者が、「そうは思わない」には「反対」と「どちらかといえば反対」とした者が含まれる。

出所) 日本大学総合科学研究所『現代家族に関する全国調査』データより算出。

年齢児保育をする保育所が、少ないことも示唆しているように思われる。

2 幼い子をもつ母親の就業をめぐる意識

前項でみたように、出産・子育てのピーク年齢である20歳代~30歳代前半の有配偶女性の、家庭外就業率が近年急速に増加している一方で、幼い子の世話は殆ど母親によってされており、保育所の役割は限られたものにとどまっている。では、出産可能年齢にある有配偶女性たちは、幼い子をもつ母親が働くことに対してどのような意識をもっているのだろうか。表10には、「母親が働くと学齢前の子どもに良くない影響をあたえることが多い」という意見に対する回答の、出産可能年齢にある有配偶女性の年齢別パーセント分布が示されている。幼い子をもつ母親が就業することに対して、「どちらともいえない」とした者が48%で最も多く、「そう思う」とした者も35%あった。一方、この意見に対して否定的な回答をした者は、17%に留まっている。しかし、女性の年齢別パターンをみると、20歳代と30歳代前半の出産・子育てのピーク年齢にある女性の間で、明確に否定的な意見(つまり幼い子をもつ母親の就業に対する明確な肯定的意見)をもつ者の割合が、年上の女性に比べて高くなっている。したがって、出産可能年齢にある有配偶女性で、幼い子をもつ母親の就業に対して、肯定的な意見をもつ者は少数派であるが、実際に幼い子をもつ可能性の高い35歳未満の女性に、肯定的意見が比較的高いことは注目に値する。

次に、幼い子をもつ母親の就業に対する意識の

表 11 「母親が働くと学齢前の子供に良くない影響がある」という意見に対する回答のOrdered Logit分析の説明変数の定義と平均値(20~49歳の有配偶女性, 1994年)

説明変数	平均値
年齢	37.536
学齢前の子(いる=1)	0.390
就業	
パートタイム	0.248
フルタイム (レヴァレンスは就業せず)	0.327
学歴=短大・大学卒	0.303
親と同居	0.388
人口10万以上の都市に居住	0.582

決定要因を探るため、Ordered Logit分析を行った。この分析の被説明変数は、上記の「母親が働くことは学齢前の子どもに良くない影響をあたえることが多い」という意見に対する回答であり、当該意見に「賛成」なら5、「どちらかといえば賛成」なら4、「どちらともいえない」は3、「どちらかといえば反対」は2、「反対」は1となる。つまり、この変数の値が高ければ高いほど、当該意見への賛成度が高いということになる。また、このモデルの説明変数は、前節で行った女性の子供数の重回帰分析で使われたものと同じである。さらに、この意見に対する回答は、女性が実際に学齢前の子をもっているか否かによって影響されると考えられるため、学齢前の子がいるか否かを示す二分化変数を、説明変数としてモデルに加入了。

表11には、これらの説明変数の平均値が、そして表12には、Ordered Logit分析の結果が、

表 12 「母親が働くと学齢前の子供に良くない影響がある」という意見に対する回答の Ordered Logit 分析の説明変数の係数と標準誤差の推計値(20~49 歳の有配偶女性, 1994 年)

説明変数	係数	S.E.
年齢	.031*	.013
学齢前の子がいる	-.366*	.192
就業		
パートタイム	-.292	.195
フルタイム	-.956**	.189
学歴=短大・大学卒	.199	.166
親と同居	-.103	.161
人口 10 万以上の都市に居住	-.159	.161
Cut point 1	-2.329	.576
Cut point 2	-1.221	.570
Cut point 3	1.098	.571
Cut point 4	1.901	.579
Log-likelihood	−837.296	
Chi 2 (7)	42.97	
Prob>chi 2	0.000	
(N)	(623)	

** 1 パーセントで有意, * 5 パーセントで有意。

注) 被説明変数に対する回答は、当該意見に賛成なら 5, どちらかといえば賛成なら 4, どちらともいえないは 3, どちらかといえば反対は 2, 反対は 1 という値が与えられている。

それぞれ示されている。表 12 から、女性の年齢が高くなるほど、当該意見に対する賛成度が有意に高くなることがわかる。つまり、若い女性ほど幼い子をもつ母親の就業に対して肯定的な意見をもっていることになる。また、自分自身が学齢前の子をもっている女性は、そうでない女性に比べて、当該意見に対し賛成する度合いが低い。さらに、就業(特にフルタイムで就業)している女性は、就業していない女性に比べて、この意見に対する賛成度が顕著に低い。つまり、学齢前の子をもつ女性およびフルタイム就業している女性の間に、幼い子をもつ母親の就業に対する肯定的意見の強いことがわかる。

以上の分析結果をまとめると、出産可能年齢にある有配偶女性の家庭外就業は 1980 年以降急速に増加している。このような有配偶女性の雇用労働力化の進行にもかかわらず、子育ては主に母親たる女性によって担われている。これは、保育サービスをはじめとする子育て支援政策が、未だ限

られた役割しか果たしていないことを示すとともに、今後保育サービスの必要性が高まってゆくことを示唆している。幼い子をもつ母親の就業をめぐる意識をみると、出産可能年齢の有配偶女性たちの間でも肯定的意見はまだ少数派であるが、年齢が若く、就業(特にフルタイム就業)し、幼い子をもつ女性たちの間で肯定的意見が強い。したがって、幼い子をもつ母親の就業意欲は高く、ここからも保育サービスの役割の重要性がうかがわれる。

V 子育てと仕事の両立支援のための政策をめぐる女性の意見

前節でみたように、出産可能年齢にある有配偶女性の家庭外就業は、近年急速に増加している。このような有配偶女性の雇用労働力化の進行にもかかわらず、依然として、子育ては母親たる女性によってその多くが担われている。このような状況の下で、仕事と家庭の両立はむしろ困難になってきていると考えられ、従って政策的支援の必要性は高まっているといえる。そして政策がその効果を充分に発揮するためには、その政策に対する国民、特にその対象となる人々の意見や要望を知ることが不可欠である。本節では、1994 年に毎日新聞社人口問題調査会によって実施された『第 22 回全国家族計画世論調査』のデータを用いて、子育て支援のための政策をめぐる女性の意識を探ってみたい。

1 子育て支援政策の概要

政策に対する女性の意見を検討する前に、まず、近年わが国において、子育て支援のための政策がどのように実施されているのかをみてみたい。政策を通して「子育てと家庭の両立」を支援する方法として、(1) 労働政策を通して行うものと、(2) 家族(児童家庭)政策を通して行うものの 2 つがある⁸⁾。前者の労働政策は、主に労働時間の短縮やフレックスタイム制の導入などを通じての、労働時間の柔軟化である。後者の児童家庭政策には、育児休業制度、児童手当、保育サービスなど

が主なものとして挙げられる。

わが国では、1989年の「1.57ショック」を契機として、家族、とくに子育てに対する政策的対応の必要性が意識され始めた⁹⁾。これを背景に、1991年には育児休業制度が制定(1992年施行)され、1995年には育児休業期間の有給化が実施された¹⁰⁾。現在の育児休業制度の下では、休業できる期間は出産後1年間であり、休業開始前の所得の25%(ただし、このうち5%は復職6ヶ月後)が補償されることになっている。ただ、この制度は全ての就業者に適用されるわけではなく、対象者は雇用保険の被保険者で、休業開始日前2年間にみなし、被保険者期間が通算12ヶ月以上であった者に限られている。従って、雇用保険の被保険者でない多くのパートタイマーや、就業を開始して間もない雇用者には育児休業制度は適用されないことになる。

また1994年には、関係4大臣合意による「エンゼルプラン」が策定され、とりわけ保育サービスの充実が政策的緊急目標として定められた。これを背景に、1997年には児童福祉法が改正され、従来の「福祉措置」としての行政庁(居住地域の福祉事務所)による保育所の指定というシステムから、利用者の選択申し込み(と保育所の代理申し込み)による保育サービスの実施への転換を中心とした、保育所制度の見直しが打ち出された¹¹⁾。また、この法改正では、重要な政策的課題である乳児保育の一般化(乳児保育を特別なものでなく、すべての保育所が日常的に行うものとすること)を推進することが確認された。したがって、従来の保育政策の下では、親が自分たちの希望や都合によって保育所を選ぶことは、無認可保育所を利用しないかぎり、ほぼ不可能であったものを、保育システムの多様化と弾力化をはかることで、利用者の希望に応える政策の方向づけがなされたといえる。しかし、この保育サービスの方向転換は始まったばかりであり、施策効果の評価には、いましばらくの時間が必要であろう。事実、親の就業形態に対応できる柔軟な保育サービスの供給という面からは、いまだ課題が多く、1996年の厚生省児童家庭局の調査によると、乳児保育は拡充

の傾向にあるものの、延長保育を行っている保育所は限られており、夜間保育を実施している保育所は稀であることが報告されている〔前田 1997, pp. 14-25〕¹²⁾。

2 子育て支援政策に関する女性の意見

次に、わが国の「子育てと仕事の両立支援政策」について、その対象者である出産可能年齢にある有配偶女性が、どのような意見をもっているのかを見てみたい。特にここでは、1994年に毎日新聞社人口問題調査会によって実施された『第22回全国家族計画世論調査』データを用いて、(1)幼い子をもつ母親の就業を助けるための政策・処置、(2)母親が就業する場合の乳幼児の世話をに関する意見を分析する。

表13には、「女性が乳幼児や児童を育てながら働く場合、国や企業はどれに力を入れるべきだと思いますか」という質問に対する回答(2つまでの重複回答可)のパーセント分布が、女性の就業状態別に示されている。この表から、「子供が病気の際の休暇制度」が約57%と最も高く、次いで「長時間保育の充実」(41%)、そして「学童保育所の充実」(30%)となっているのがわかる。労働政策の一環としての「労働時間の短縮」は23%であり、「児童手当の引き上げ」と回答した

表13 「女性が乳幼児や児童を育てながら働く場合、国や企業はどれに力を入れるべきか」という質問に対する回答の就業状態別パーセント分布(50歳未満の有配偶女性、1994年)

選択肢	総数	就業者	非就業者
長時間保育の充実	41.0	40.6	41.8
病気の子の保育施設整備	13.4	12.5	15.0
子供が病気の際の休暇制度	57.3	55.8	60.4
労働時間の短縮	22.7	22.7	22.8
児童手当の引き上げ	12.9	14.2	10.8
学童保育所の充実	29.9	29.7	30.7
その他	1.7	1.6	2.1
(実数)	(1,740) ^{a)}	(1,140)	(593)

注) 2つまでの重複回答が許されているためパーセントの合計は100を超える。

a) 就業状態が不詳の者7名を含む。

出所) 毎日新聞社人口問題調査会『第22回全国家族計画世論調査』データを用い再集計。

表 14 「女性が乳幼児を育てながら働く場合、子供をどこに預けるのがよいと思うか」という質問に対する回答の就業状態別パーセント分布(50歳未満の有配偶女性、1994年)

選択肢	総数	就業者	非就業者
親			
自分(女性自身)の	25.3	25.4	25.3
配偶者(夫)の	7.2	8.6	4.5
合計	32.5	34.0	29.8
保育所			
居住地域の	19.5	20.2	18.5
職場近くの ^{a)}	20.2	20.9	19.0
企業内の	26.2	24.2	30.3
合計	65.9	65.3	67.8
その他 ^{b)}	1.5	0.6	2.5
(実数)	(1,740) ^{c)}	(1,140)	(593)

注) a) ターミナル駅近くなど通勤に便利な場所にある保育所と回答した者を含む。

b) ベビーシッターおよび親類・知人と回答した者を含む。

c) 就業状態が不詳の者7名を含む。

出所) 毎日新聞社人口問題調査会『第22回全国家族計画世論調査』データを用い再集計。

者はわずか13%であった¹³⁾。また、女性の就業状態による回答パターンの差異は殆どみられない。したがって、女性の就業と子育ての両立を実現するための政策的支援として望まれているのは、育児休業制度拡充の一環としての「特別看護休暇制度」の整備と、保育サービスにおける保育時間の延長、および保育対象を学齢前児童から学童にまで拡大することなど、育児休業制度の拡充と保育サービスの多様化であるといえる。

次に、母親が就業する際の幼い子の世話についての意見を見てみる。表14には、「女性が乳幼児を育てながら働く場合、子供をどこに預けるのがよいと思いますか」という問い合わせに対する回答のパーセント分布が、女性の就業状態別に示されている。この表から、親をたよるとする女性が全体の約3分の1、「保育所」を挙げる者が3分の2であることがわかる。前節でみたように、保育所への現実の依存度は決して高くないことを考え合わせると、保育所への期待度は非常に高いといえる。なかでも高いのが企業内保育所への支持であり、それよりも割合は低いが、職場やターミナル駅近

くの保育所(「駅型保育所」)への支持も相当に高い。一方、従来の保育制度の下で推進されてきた地域の保育所への期待度は最も低い。この結果は、従来の行政主導による「福祉措置」を基礎とした保育制度の限界を示唆するとともに、1997年以降の保育サービスの見直しと方向づけの適切さを示していると考えられる。また、企業内保育所への支持の高さは、政府だけでなく、雇用主たる企業に期待される役割の大きさも示唆している。

VI 結 び

1970年代半ば以降のわが国の出生率の低下は、女性の未婚率の急激な上昇によるものである。しかし結婚している女性の出生力についても、子供が2~3人の40歳未満の有配偶女性に出産意欲が相当に高く、またこれらの女性が出産可能年齢の有配偶女性全体で圧倒的多数を占めることから、有効な政策的支援が行われれば、有配偶出生率(そして出生率全体)は増加する余地があると思われる。このためには、欲しい数の子供を産んでいない女性を政策的支援のターゲットにして、子供数における希望と現実のギャップを作り出している要因を発見し、それらのなかで政策的に操作可能なものを見出し、効果的かつ効率的な対応を考えることが必要となる。

1994年の全国調査データを用いた多変量解析の結果、女性の年齢や子供数といった人口学的な要因をコントロールした上で、子供数における希望と現実の格差を作り出すことに寄与していると考えられる要因は、女性の就業、都市居住、そして親との同居の3つであり、なかでも女性の就業の影響は大きいことがわかった。したがって、結婚している女性の就業から生じるさまざまな出産・子育にまつわるコストを、政策的支援を通じて軽減する必要のあることが示唆される。また、親と同居していないことや都市居住は、子供の世話をする者が母親以外いない状況と結びついていることから、親と同居せずに就業している女性および都市に居住して就業している女性に対して、利用し易い保育サービスを重点的に供給すること

で、子供に対する需要を喚起する可能性があることが示唆される。

しかし、女性の就業と子育ての現実をみると、出産・子育てのピーク年齢にある20歳代～30歳代前半の有配偶女性の家庭外就業率が急増している一方で、幼い子の世話はほとんど女性たち自身によって担われており、保育所の役割は限られたものに留まっている。出産可能年齢にある有配偶女性たち全体の、幼い子をもつ母親が働くことに対する意見は、必ずしも肯定的ではないが、実際に幼い子をもち就業している若い女性たちの間で、肯定的意見が強い。これは、現実に就業と子育てを両立すべく努力している女性たちが、子供をもちらながら家庭外で働くことに意欲的かつ積極的であることを示唆している。このような女性たちを、政策は支援する必要があろう。

さらに、わが国の「子育てと仕事の両立支援政策」について、その対象者である出産可能年齢にある有配偶女性の意見をみると、女性の就業と子育ての両立のための政策的支援として望まれているのは、育児休業制度拡充の一環としての「特別看護休暇制度」の整備と、保育サービスにおける保育時間の延長、および保育対象を学童にまで拡大することなど、育児休業制度の拡充と保育サービスの柔軟化・多様化であった。また、母親が就業する際の幼い子の世話に関する意見をみると、従来の保育行政の下で推進された居住地域の保育所への支持は比較的低く、それよりも就業している女性にとって便利な、企業内保育所や職場や駅近くの保育所への支持が高かった。

有配偶女性の家庭外就業、とくに幼い子をもつ母親のフルタイム就業は、今後ますます増加すると予想される。一方、子供をもつ有配偶女性のフルタイム就業を可能にした伝統的要因の1つである親との同居は、近年低下傾向にある[Tsuya and Mason 1995, pp. 139-67]。この意味でも、保育サービスの多様化と柔軟化を軸とした子育て支援政策拡充の必要性は高い。また、子育て支援に関して、企業やコミュニティーなどの広い社会的支援を、政府が指導的立場をとって進めることも必要であろう。前述したように、小さな子をもつ

若い母親の就業意欲は高く、もし女性たちが仕事と家庭の二者択一を迫られなくてもよい状況に置かれれば、女性たちの出産意欲は刺激され、またその意欲を実現することができるのではないか。さらに、結婚と子育てにまつわる女性の高い機会コストは、相対的嗜好形成(relative taste formation)を通じて、わが国の若い女性のシングル化の一因になっているのではないかと推測される。つまり、自分は結婚したことがなくとも、多くの若い未婚女性は、結婚して子育てしている家族や友人の生活を見て、自分自身にとっての結婚のコストと利点を計算する根拠の1つとしているのではないか。もしそうであれば、政策的支援を通じて仕事と家庭の両立を助けることは、未婚女性にとって結婚をより魅力的なものとすることで、出生率低下をくい止めることに2重の効果をもつことになる。現状に即した柔軟な子育て支援政策が、出生率の今後の動向にもつ意味は大きい。

注

- 1) 合計特殊出生率(TFR)は、ある年次における出産可能年齢(15～49歳)の女性の年齢別出生率の合計である。TFRは、もしもある(仮定の)集団の女性が、その年次の年齢パターンで、15～49歳の間だれも死亡することなしに子供を生んでいったとした場合の、女性一人あたりの平均子供数を指す。従って、TFRは、女性が一生涯に産む平均子供数そのものではなく、むしろその代表的指標(indicator)である。
- 2) 置き換え水準の出生率は、純再生産率(Net Reproduction Rate, NRR)が1.0の水準であり、これを合計特殊出生率におすと、年齢別死亡率にもよるが、2.05～2.09の水準になる。
- 3) この合計特殊出生率の水準(1.39)は、他の先進諸国との比べてもかなり低い。わが国よりも低いTFRを示しているのは、スペイン(1996年に1.15)、イタリア(1994年に1.22)、ドイツ(1996年に1.29)など少数である[国立社会保障・人口問題研究所, 1998, p. 51]。
- 4) わが国の出生数に占める婚外子(嫡出でない子)の割合は、1960年以降約1%で推移している[国立社会保障・人口問題研究所, 1998, p. 65]。
- 5) 合計特殊出生率変化の要因分解の統計的枠組みと理論は、Kitagawa [1955, pp. 116-94]に示されている。
- 6) ここでは、紙数の制限もあることから、わが

- 国の晩婚化・シングル化の社会経済的および文化的要因については検討しない。これについての分析は、Tsuya and Mason [1995, pp. 139-67] を参照されたい。
- 7) 「欲しい」には、「あなたは子供がほしいですか」という質問に対して、「ぜひほしい」、「ほしい」、そして「どちらともいえない」と回答した者が含まれている。どちらともいえないとした者を「欲しい」に加えることは、出産意欲を測定・分析する場合、通常行われている。詳細は、Bongaarts [1990, pp. 487-506] を参照されたい。
 - 8) この他、扶養家族控除をはじめとする税制などの経済政策を通じて、子育て支援を政策的に行うこともできる。事実、「子育て減税」として子供の扶養控除額を拡大することが、現在政府内で話し合われていることが報道されている〔読売新聞、1998, p. 1〕。しかしここでは、紙数の制限もあり、経済政策については言及しない。
 - 9) 1989年の「1.57 ショック」以降、現在までの出生率低下（少子化）に対する政策的対応や政府の動きについては、阿藤 [1997, pp. 1-14] によって簡潔にまとめられている。
 - 10) わが国の育児休業制度の内容は、厚生省社会保険庁 [1994, p. 234] を参照されたい。
 - 11) 1997年の児童福祉法改正の理念、背景、内容については、網野 [1998, pp. 4-13] に詳しい。
 - 12) このような柔軟な保育サービスの不足が、公立（認可）保育所の定員割れの主要因となっている一方で、無認可保育所への依存をもたらしている旨の指摘がなされている〔前田、1997, pp. 14-25〕。
 - 13) わが国の児童手当制度の詳細は、厚生省社会保険庁 [1994] を参照されたい。また、1998年12月現在、政府は、少子化対策として、子供3人以上の家庭を対象に、児童手当受給要件としての所得制限を緩和することを協議している〔読売新聞、1998, p. 2〕。

参考文献

- 阿藤 誠 (1997) 「少子化に関するわが国の研究動向と政策的研究課題」『人口問題研究』Vol. 53, No. 4.
- 網野武博 (1998) 「児童福祉法改正の評価と課題——児童家庭福祉の理念および公的責任——」『季刊・社会保障研究』Vol. 34, No. 1.
- 厚生省社会保険庁 (1994) 『健康と福祉——厚生行政百問百答——』厚生問題研究会。
- 国立社会保障・人口問題研究所 (1998) 『人口統計資料集 1998』国立社会保障・人口問題研究所。
- 前田正子 (1997) 「保育の多様化」『季刊・社会保障研究』Vol. 34, No. 1.
- 読売新聞 (1998) 「子育て減税拡充 政府・自民方針」No. 44059 (12月16日 日刊).
- Bongaarts, John (1990) "The Measurement of Wanted Fertility," *Population and Development Review*, Vol. 16, No. 3.
- Kitagawa, Evelyn M. (1955) "Components of A Difference between Two Rates," *Journal of the American Statistical Association*, Vol. 50.
- Ohbuchi, Hiroshi (1992) "An Economic Analysis of Fertility: Implications for Fertility in the 1980s," 『経済学論纂』Vol. 3, No. 3.
- Osawa, Machiko (1988) "Working Mothers: Changing Patterns of Employment and Fertility in Japan," *Economic Development and Cultural Change*, Vol. 36, No. 4.
- Tsuya, Noriko O. and Karen Oppenheim Mason (1995) "Changing Gender Roles and Below-Replacement Fertility in Japan," K. O. Mason and A. Jensen, eds., *Gender and Family Change in Industrialized Countries*, Clarendon Press.
- (つや・のりこ 慶應義塾大学教授)

少子化社会における労働市場¹⁾ ——女性の結婚と労働力供給の視点から——

阿 部 正 浩

I はじめに

本稿の目的は、女性の結婚と労働供給行動の視点から少子化社会における労働市場の問題点を考察することにある。今後、高齢社会の進展とともに出生率低下が相俟って、我が国の生産労働人口(15~64歳人口)が急速に減少していくと予想される。国立人口問題・社会保障研究所が平成9年に発表した「日本の将来推計人口」によれば、我が国的人口は平成7年の8,726万人から2030年頃には7,000万人の水準を割り込み、2050年には5,500万人までに減少するとされている。

このことはすぐに将来の就業者が減少することを意味していない。労働力人口の定義は生産労働人口に労働力率をかけたものであり、そこから失業者を除いたものが就業者である。したがって、生産労働人口が減少したとしても、労働力率の上昇と失業率の低下によっては就業者の減少に繋がらないこともある。これに関連して、労働省の雇用政策研究会が出した『労働力需給の長期展望』(平成7年)によれば、男性の労働力率が現在も将来もその水準がほぼ一定であるのに対して、女性の労働力率は94年の50.2%から2010年には48.2%へと推移すると見込んでいる。ただし、女性の労働力率カーブのM字型の底に当たる25~29歳層と30~34歳層では、それぞれ65.3%, 53.5%から71.3%, 59.6%へと上昇することが『長期展望』では期待されている。

ところで、上記の二つの予測モデルでは女性の就業行動と結婚行動について内生化されていない。

もし、就業と結婚が独立に決定されるのであれば、女性の就業率が上昇したとしても婚姻率に影響することはない。しかし、多くの研究者が指摘するように、女性の就業行動と結婚行動の間には密接な関係があると考えられる。仮に女性の就業と結婚行動に関係があって、就業率の上昇が婚姻率の低下に繋がるとしたら、たとえ結婚した人々が子供を2人以上出産しているとも、一国の出生率を低下させる要因となる²⁾。我が国のように未婚出産を受け入れることが社会的にも法的にも難しい土壤では、未婚率の上昇は出生率を低下させる³⁾。そこで、本稿は晩婚化の要因について実証分析し、女性の就業に対する意識が結婚行動にどのような影響を与えていているかを確かめることとする。

以下、IIでは作業仮説と用いるデータを説明し、IIIで実証分析の結果を議論する。

II 作業仮説とデータ

近年の女性の未婚率上昇について説明される要因としては、女性の社会進出や男女間賃金格差の縮小が取り上げられる。女性の高学歴化や職業構造の変化、あるいは法律の整備⁴⁾を背景にして、彼女たちが高い職業的地位に就くことができたり、将来的にそれが達成できる可能性が高まっている。また、女性の市場賃金も相対的に上昇した。こうした事柄は女性にとってより労働市場に定着しようとする誘因となり、その結果として結婚は遅れるというのである。

社会学の分野では、「ホワイトカラー化仮説」

や「性分離仮説」、「達成機会仮説」など職業構造のある断片的な側面を捉えることによって、女性の結婚と就業行動を捉えようとしてきた(Brinton 1993; 田中 1996; 中村 1988 など)。一方、経済学の分野では Becker や Weiss などが家庭内生産関数やマッチング理論をもとにして、合理的個人を仮定したもとで結婚行動を理論的・実証的に分析してきた。最近では滋野・大日(1998)が2期間のパネルデータを利用して、女性の労働所得が増加すると結婚する確率が低下していることを示している。更に、今田・平田(1992)では1983年に調査された個票のライフ・イベントに関する質問項目を利用してパス解析を行い、女性の就業と出生行動の関係について実証分析している。そこでは、未婚期の就業年数が初婚時の年齢を強く規定していること、第1子の出産年齢は初婚年齢だけが規定していること、子供の数は第1子の出産年齢と負の相関を持つこと、などが示されている⁵⁾。

本稿は、こうした研究の成果を踏まえて、女性の結婚行動がどのような要因に規定されているかを再考したい。特に注目するのは女性の高学歴化と労働市場の状態、そして女性の就業に関する意識である。ここで、最後の要因について詳しく説明をしておきたい。図1は日本、イギリス、アメリカ、フランス、ドイツの各国について女性の年齢階層別労働率を描いたものであるが⁶⁾、我が国だけが依然としてM字型カーブを描いている

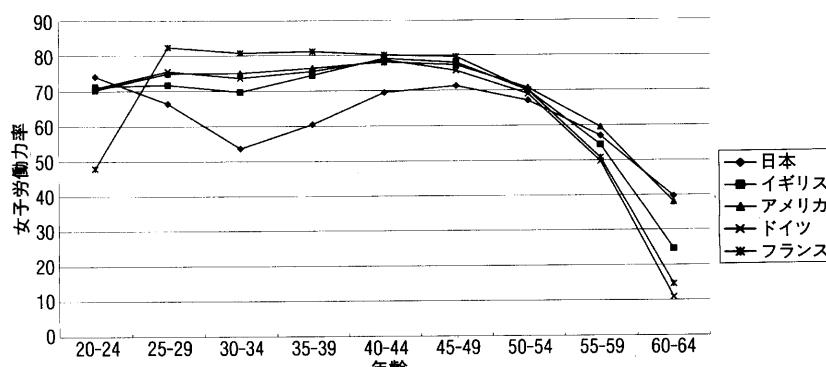
ことがわかる。このことは、我が国では結婚や出産といったライフ・イベントが就業を中断させている可能性が高いことを示している。他方、表1はこれら5カ国の平均初婚年齢と45歳以上の女性の未婚率を示したものであるが、我が国の平均初婚年齢が他国に比べて高いことが分かる。したがって、結婚や出産といったライフ・イベントが就業行動に影響しているばかりでなく、就業意識が結婚や出産に影響している可能性もある。そこで、本稿では女性が結婚や出産後の就業行動についてどのように意識していて、それが結婚時期の決定に影響していないかどうかを確認する。

ところで、なぜ未婚率が上昇し、それにどのような要因が影響しているのかを分析するためには、単に未婚率の推移を見ただけでは不十分である。分析しなければならないのは完結した婚姻率である。つまり、女性が一生のうちに一度も結婚しないのかどうかがむしろ問題である。そこで、本稿

表1 先進各国の女性の平均初婚年齢と45歳以上の女性の未婚率

国名	女性の平均初婚年齢	45歳以上女性の未婚率
日本	26.9(歳)	4.0(%)
イギリス	23.1	6.0
アメリカ	23.3	5.0
フランス	24.5	7.7
ドイツ	—	6.7

資料出所) United Nations 'The World's Women 1995: Trends and Statistics'.



注) 1995年時点での経済活動比率である。

資料出所) ILO 'Yearbook of Labour statistics' (1996 Edition).

図1 国別の女性の年齢階層別経済活動比率

ではサバイバル分析を用いて実証分析する⁷⁾。

1 作業仮説

経済学では合理的な個人を仮説とするのが通例であるから、結婚も合理的な選択の結果である。いま、平均的な未婚である個人を想定し、この人の結婚は生涯に一度だけと仮定する。この人が結婚を対象とする未知の人の価値を ε とし、結婚することによって得られる効用レベルは ε の線形関数と考える。この時、結婚の価値（現在価値）は、割引率を D とすれば、

$$\varepsilon(1-D)^{-1}$$

となる。

結婚するかどうかは、結婚しても良いと考える最低レベルである留保レベル ε_r との大小関係によって決定される。すなわち、

$$\varepsilon > \varepsilon_r \text{ ならば結婚する}$$

$\varepsilon \leq \varepsilon_r$ ならば結婚しないで、未婚のままいる。ここで、留保レベル ε_r は以下を解くことによって得られる。

$$c - v^s = \frac{D}{1-D} \int (\varepsilon - \varepsilon_r) dF - \varepsilon_r \quad (1)$$

ただし、 v^s は未婚のままいるときの効用レベルである。

この（1）式の含意は、探索費用 c が高くなればなるほど、また未婚のままいるときの効用レベルが高ければ高いほど、留保レベルは高くなるということである。

さて、実証分析をする際の問題点は未知の結婚相手の価値 ε や留保レベル ε_r が観察不可能であることである。結婚相手の価値は知り合った後あるいは結婚後に判明するものであり、事前には分からぬ。ただし、学歴によって求める相手に違いが見られる上昇婚の存在や、恋愛かどうかなど望まれる結婚形態によって求める相手が異なることを考えて、ここでは以下のように ε を定式化する。

$$\varepsilon = E \text{ (学歴, 希望する結婚形態 (恋愛かどうかなど))} \quad (2)$$

また、留保レベル ε_r は女性の所得、労働市場の需給状態や、親との同居、学歴が影響すると考

えられるから、以下のように定式化される。また、ここでは効用関数の形状を規定する要因として結婚後の継続就業意思に関する変数も加える。

$$\varepsilon_r = E_r \text{ (学歴, 所得, 労働市場の需給状況, 親との同居, 結婚後の就業意思)} \quad (3)$$

(2) 式と (3) 式の大小関係を毎期毎期勘案して、結婚選択を行うから、

$$\varepsilon - \varepsilon_r = E(\cdot) - E_r(\cdot) \quad (4)$$

が 0 より大きいか小さいかを考えることになる。

(4) 式の結婚選択に影響を与える各要因の大きさは、以下の式を計測することで確かめられる。ただし、本稿の分析では現在結婚しているかどうかよりも未婚時点での意思決定が重要であるから、推定式は (5) 式のようにハザード関数として定式化する。

$$h(t, x) = h(t, 0) e^{\beta x} \quad (5)$$

ただし、 $h(t, 0)$ はベースラインハザードレート (t 時点において、 $x=0$ のときのハザードレート) を示している。

ハザードレートを推定するために、本稿では初婚に至るまでの年数を、年齢 (Model 1) と学卒後からの経過年数 (Model 2) の二つを考える。一般的に分析されているのは年齢であるが、学歴の効果を経済学的に解釈しようとすると学卒後からの経過年数のほうが良いと考える。高学歴者ほど初婚年齢が高いことは既に確かめられているが、それは学校教育期間中に結婚することが希であるからであり当然である。むしろ興味があるのは、より多くの教育投資を行った高学歴女性の学卒後の経過年数である。

ところで、Montgomery = Trussell (1986) では、結婚のオファー確率 q を入れることによって (1) 式を拡張している。

$$c - v^s = \frac{qD}{1-D_{\varepsilon_r}} \int (\varepsilon - \varepsilon_r) dF - \varepsilon_r \quad (1)'$$

男女間の結婚適齢期に格差がある中で、出生コ・ホートのサイズが変化したために結婚したくとも適当な相手がない，“Marriage Squeeze” と呼ばれる現象が生じている。こうした現象は初婚年齢、については留保レベル ε_r にどのような影響を与えていたかを分析したいというのが彼らのモ

ル拡張の意図である。ただし、彼らのモデルでは結婚のオファー確率 q は内生化されておらず、出生コ・ホートサイズの変化を外生変数として与えられる。本稿では、後に述べるように標本とした女性の年齢を 20-34 歳（調査時点）に限定しており、出生コ・ホートの影響を十分捉えられるほど十分なサンプルではないため、具体的な分析は行わなかった。ただし、その代わりに友人や婚約者と知り合ってから結婚するに至る期間を推定した（Model 3）。

2 データ

利用したデータは『第 10 回出生動向基本調査』の個票である。この調査は平成 4 年 7 月に厚生省人口問題研究所（現国立社会保障・人口問題研究所）が実施した。調査は妻の年齢が 50 歳未満の夫婦（約 12,250 組）と 18 歳以上 50 歳未満の独身の男女（約 12,740 人）に対して行われている。夫婦票と独身者票はそれぞれの様式の調査であるが、一部の質問項目は重複しており、分析では夫婦票と独身者票を合わせて一つのデータとして分析を行う⁸⁾。ただし、未婚者と既婚者の比率の具合が良い調査時点で 20-34 歳の女性に限って分析を行った。使用したデータの基本統計量は表 2 のとおりである。

さて、学歴別に見た初婚年齢の分布をノンパラメトリック法である Life Reg によって推定した

結果が図 2 である。この図から分かるように、女性の学歴が高くなるほど分布は右上にシフトしており、初婚年齢が遅くなっていることが分かる。例えば、27 歳時点で中卒者は 70.5%，高卒者は 57.1% と 5 割以上の人人が結婚しているのに対して、短大卒者は 40.3%，大卒者は 22.3% の人が結婚している。

この図から女性の高学歴化が晩婚化を助長している要因であると言いつることはできるだろうか。人的資本理論では、学校教育は一般的な資本形成のための投資期間であると考えられる。その投資費用、すなわち学校教育に支払う直接的な費用と学校に通うためにあきらめた勤労所得という機会費用の合計を学卒後に回収する必要がある。そのためにより長く教育を受けた者はより高い賃金の職業に就き、より長くその職に就こうとするはずである。それゆえ、結婚年齢は遅くなる。

しかしながら、次に説明する図 3 は以上の単純な解釈に対して否定的な見解を与えている。図 3 は学校卒業後から結婚までの経過年数を推定した結果である。この図によれば、学歴の高い女性ほど学卒後の経過年数が短く結婚している。つまり、人的資本理論が教える理論的帰結とは異なる行動を大卒者は選択しているのである。この一つの要因は、「結婚適齢期」といった結婚に対する社会的認識によるものかもしれない。ある一定年齢で結婚をしなければならなければ、学卒後から結婚

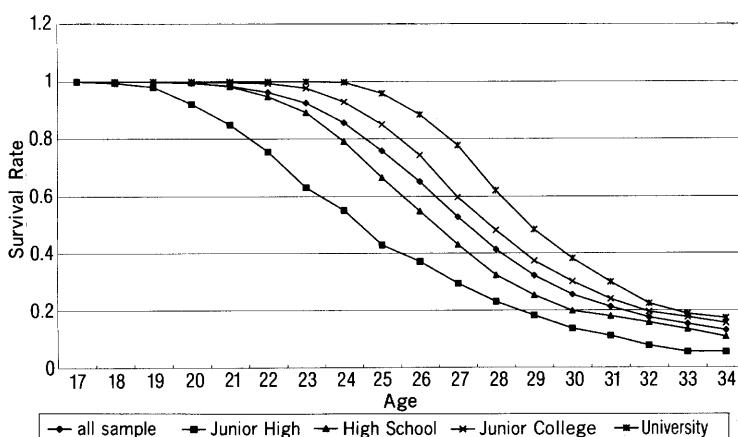


図 2 初婚年齢の Survival Rate

表2 サンプルの基本統計量

	全サンプル		中卒		高卒		短大卒		大卒		未婚		既婚	
	Means	Std. Err.												
婚姻率	0.524	0.499	0.688	0.465	0.538	0.499	0.489	0.500	0.519	0.500	0.000	0.000	1.000	0.000
年齢	26.993	4.392	26.424	4.991	26.549	4.626	4.069	28.582	3.469	24.060	3.582	29.652	3.206	
初婚年齢	24.215	3.138	22.322	3.445	23.509	3.097	24.871	2.875	26.304	2.484	24.060	3.582	24.355	2.665
中卒割合	0.039	0.194	1.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.026	0.158	0.051	0.221
高卒割合	0.511	0.500	0.000	0.000	1.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.496	0.500	0.524	0.500
短大卒割合	0.353	0.478	0.000	0.000	0.000	0.000	1.000	0.000	0.000	0.000	0.380	0.485	0.329	0.470
大卒割合	0.097	0.296	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1.000	0.000	0.038	0.298	0.096	0.295
農林漁業	0.000	0.020	0.000	0.000	0.001	0.027	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.020	0.000	0.019
自営業	0.012	0.111	0.010	0.099	0.008	0.090	0.018	0.133	0.016	0.125	0.013	0.113	0.012	0.109
専門・管理職	0.192	0.394	0.132	0.339	0.074	0.262	0.308	0.462	0.420	0.494	0.183	0.387	0.201	0.401
事務・販売・サービス	0.637	0.481	0.356	0.480	0.738	0.440	0.569	0.495	0.464	0.499	0.628	0.484	0.645	0.479
現場労働	0.061	0.239	0.234	0.425	0.090	0.287	0.015	0.122	0.000	0.000	0.053	0.224	0.068	0.251
パート	0.051	0.219	0.161	0.368	0.047	0.211	0.047	0.212	0.039	0.195	0.057	0.232	0.045	0.207
家事	0.043	0.203	0.107	0.310	0.039	0.193	0.039	0.192	0.057	0.232	0.062	0.241	0.026	0.159
その他	0.003	0.059	0.000	0.000	0.003	0.055	0.004	0.066	0.004	0.063	0.004	0.060	0.003	0.057
知り合った年齢	21.298	553.401	19.802	487.460	20.820	541.906	21.889	577.694	22.365	553.926	20.989	926.871	21.455	157.909
恋愛結婚	0.808	0.394	0.737	0.442	0.836	0.370	0.786	0.410	0.773	0.419	0.705	0.456	0.902	0.297
結婚前親と同居	0.787	0.410	0.688	0.465	0.793	0.405	0.807	0.394	0.722	0.449	0.755	0.411	0.788	0.409
就業中断コスト	24.862	47.363	12.031	15.610	28.798	16.270	23.779	76.333	13.260	13.237	23.575	48.861	26.029	45.936
有効求人倍率	1.000	0.242	0.960	0.273	0.987	0.247	1.018	0.230	1.020	0.236	1.080	0.000	0.928	0.317
サンプル数	5,223		205		2,667		1,844		507		2,484		2,739	

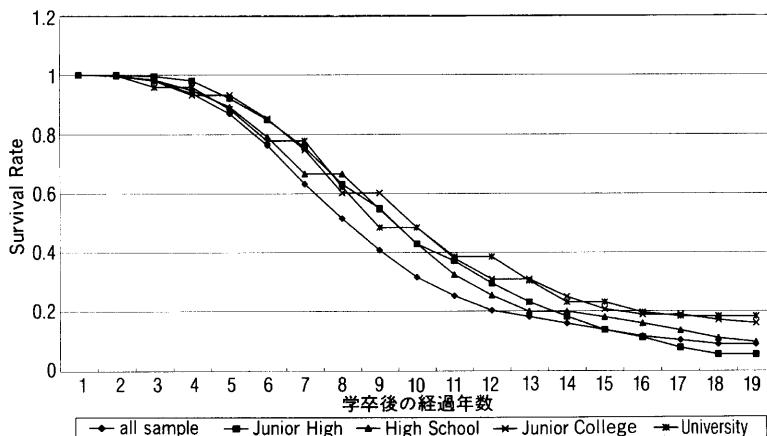


図3 学卒後から結婚までの経過年数のSurvival Rate

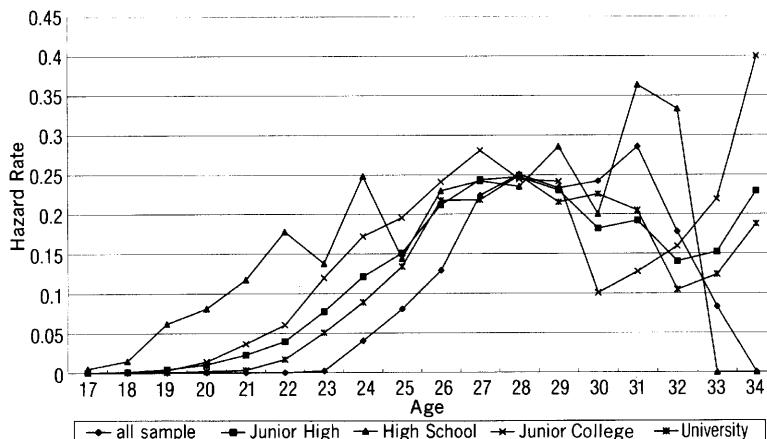


図4 初婚年齢のHazard Rate

までの経過年数は高学歴者で短くならざるを得ない。

図4は初婚年齢に関するハザード率を図示したものであるが、各学歴グループとも28歳に向かってハザード率が上昇し、それ以後はグループ間で動きが異なっていることが分かる。すなわち、この図は28歳付近でどの学歴も結婚する確率が高いことを示しているのである。

図2に戻って、30歳時点での結婚している女性の割合を各グループ別に見ると、中卒では86.3%、高卒では80.2%、短大卒では70.0%、大卒では61.8%となっている。これを27歳時点と比べると、それぞれ、15.8%ポイント、23.1%

ポイント、29.6%ポイント、39.5%ポイントとなり、この時期に大卒者の結婚確率が高まっていることがわかる。こうした適齢期の存在は高学歴者の学卒後から結婚までの経過年数を短くしている要因であるが、このことによって人的資本仮説が結婚選択に無意味であるとは言いきれない。というのは、結婚適齢期はその時代その時代で社会が決める外生変数であり、そうした外生的要因の下で人々が合理的選択を行っていると考えれば、結婚選択に関して人的資本仮説が成立する可能性がある。これについては、IIIで改めて分析を行いたい。

III 分析結果

1 初婚年齢のサバイバル分析

この節では、パラメトリックなサバイバル分析を行い、各説明変数が初婚年齢に対してどのように影響を与えているかを考察する。実証分析の結果は表3のとおりである。

(1) 学歴の効果

まず、初婚年齢を従属変数としてサバイバル関数を計測したModel 1や付き合ってから結婚に至る期間を分析したModel 3では、各学歴ダミーの推定パラメタは統計的に有意な負値をとっていることから、大卒者に比べて中卒、高卒、短大卒の順に結婚する年齢は早く、同一年齢においては結婚する確率も高いことが分かる。

しかしながら、学卒後から結婚までの経過年数

を従属変数としたModel 2では、上の結果とは逆に、各学歴ダミーの推定パラメタは統計的に有意な正值をとっており、大卒に比べて経過年数が長いことがわかる。これは先に見た図1と図2の結果と整合的である。

このことは、高学歴者の教育投資の回収期間が相対的に短いことを示唆している。人的資本仮説によれば、学校教育の選択はその投資費用に見合った利益(=生涯所得)と等しくなるところで決定されるはずである。それゆえに高学歴女性の回収期間が相対的に短ければ、市場賃金率が相対的に高くなればならない。しかし、男性との賃金格差は依然として存在しており、国際的に見ると我が国の男女間賃金格差はかなり大きい。また、女性だけで見ても、学歴間賃金格差が相対的に大きいとは言えない。したがって、労働市場での稼得賃金だけを考えた場合には、高学歴女性ほど教

表3 結婚のサバイバル分析

	Model 1		Model 2		Model 3	
	Parm	Std. Err.	Parm	Std. Err.	Parm	Std. Err.
Constant	3.2792 E+00	1.5556 E-02***	1.5374 E+00	6.9698 E-02***	1.6888 E+00	1.1168 E-01***
AGE 1	-4.3194 E-03	3.8237 E-02	-1.4973 E-01	1.5976 E-01	2.1170 E+00	3.3644 E-01***
AGE 2	-6.5869 E-02	9.2365 E-03***	-2.0522 E-01	3.8194 E-02***	1.0291 E+00	6.2287 E-02***
AGE 3	-7.0963 E-02	3.8494 E-03***	-2.0846 E-01	1.8039 E-02***	2.3149 E-01	3.0862 E-02***
JH	-1.1975 E-01	8.9330 E-03***	4.8699 E-01	4.2055 E-02***	-7.1084 E-01	6.3541 E-02***
HS	-6.5587 E-02	6.5197 E-03***	3.2020 E-01	2.5727 E-02***	-4.1412 E-01	4.6180 E-02***
JC	-3.0205 E-02	6.5935 E-03***	1.7544 E-01	2.5453 E-02***	-2.8603 E-01	4.6612 E-02***
SENMON	-5.4166 E-02	8.1897 E-03***	-1.7108 E-01	3.7316 E-02***	-1.7279 E-01	6.4488 E-02***
ZIMU	-5.6835 E-02	7.5161 E-03***	-1.8758 E-01	3.4602 E-02***	-1.4438 E-01	5.7960 E-02**
GENGYO	-8.2790 E-02	9.3976 E-03***	-2.9351 E-01	4.3686 E-02***	-3.3139 E-01	7.4667 E-02***
PART	-3.6812 E-02	1.0070 E-02***	-1.1775 E-01	4.6571 E-02**	-7.9986 E-02	7.9400 E-02
RENAI	-1.1860 E-01	5.5598 E-03***	-4.4943 E-01	2.5161 E-02***	-5.4133 E-02	3.4603 E-02
DOKYO	-1.9860 E-02	3.5505 E-03***	-5.8946 E-02	1.7258 E-02***	-4.4701 E-02	3.2700 E-02
YUKO	2.8577 E-01	7.9277 E-03***	1.0009 E+00	3.7065 E-02***	1.2017 E-01	5.2037 E-02**
W_A 1	3.5807 E-04	2.2542 E-05***	1.7928 E-03	1.5558 E-04***	1.5585 E-03	7.2627 E-04**
ZDUM 1	-2.6071 E-02	6.1796 E-03***	-9.5388 E-02	2.8423 E-02***	-1.3189 E-01	5.1265 E-02**
ZDUM 2	-7.9026 E-04	5.2748 E-03	-9.8437 E-03	2.3639 E-02	5.3380 E-02	4.0654 E-02
ZDUM 3	1.3747 E-02	3.3815 E-03***	5.2142 E-02	1.5827 E-02***	-3.7236 E-03	2.8452 E-02
ZDUM 4	1.1858 E-02	4.6122 E-03**	5.0271 E-02	2.2026 E-02**	8.1874 E-02	3.6587 E-02**
Sigma	9.0519 E-02	1.7058 E-03***	3.7831 E-01	6.6007 E-03***	7.5497 E-01	1.2376 E-02***
NOBS	5,223		5,223		4,215	
Log LL	992.4554		-3026.94		-4119.915	

注1) Model 1は年齢を、Model 2は学校卒業からの経過年数を、従属変数としている。

Model 3は相手と知り合ってからの経過年数を従属変数としており、既に相手と知り合っているサンプルのみを分析対象とした。

2) ***は1%で有意、**は5%で有意、*は10%で有意であることを示している。

育投資の回収ができないということになる⁹⁾。このことは、女性の高等教育が社会的ロスを発生させていることになる。

(2) 年齢の効果

推定式に含まれている年齢ダミーは調査時点での年齢であり、それは初婚年齢に対する出生コ・ホートの効果と考えられる¹⁰⁾。未婚率が高まっていることから一般的には新しいコ・ホートの初婚年齢が上昇していると考えられているが、Model 1もModel 2も推定された年齢のパラメタは統計的に有意な負の値を取っている。つまり、新しいコ・ホートほど初婚年齢は早くなっている。

(3) 職種の効果

職種の初婚年齢に対する効果を見るために、専門・管理職、事務・販売・サービス職、現場労働、パート・その他の四つのダミー変数を作成し、自営業者・家族従業者および無職者をレファレンス・グループとした。すべての職種ダミーが負値をとっていることから、4つのグループは初婚年齢が相対的に早いことが分かる。

(4) 結婚形態の効果

結婚形態が恋愛によるものかどうかをコントロールするために推定式に加えた。恋愛結婚の場合には相対的に初婚年齢が早いことが分かる。

また、「夫も家事を分担すべきである」と考えている場合には、その推定されたパラメタが統計的に有意な負値をとっており、初婚年齢が早い。

(5) 労働市場の需給状態の効果

学卒後の労働市場の需給状態が結婚の選択にどのような影響を与えるかを見るために、ここでは有効求人倍率を推定式に加えた。推定された有効求人倍率のパラメタは、Model 1, 2, 3ともそれぞれ統計的に有意に正の値を取っている。したがって、学卒直後の労働市場で需要が供給を上回っている状態であれば、女性の結婚確率は高まると考えられる。このことは、学卒後の労働市場が売手市場の場合には良い条件の仕事に就く可能性が高く、継続就業確率が高まるためによる。

この結果の含意は、学卒直後の労働市場の需給状態（良い仕事を探せるかどうか）が、その後に起きる初婚年齢を規定していることである。この

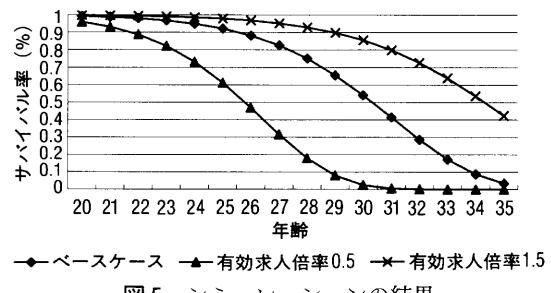


図5 シミュレーションの結果

（有効求人倍率の効果）

ことは、これまでの理論設定とは違って、結婚するかどうかの意思決定はその時その時の環境だけではなく、過去の労働市場の状況をも引き摺っている可能性があることを示唆している。

Model 1の推定結果を使って、学卒時点の有効求人倍率が0.5と1.5となった場合の初婚年齢に関するシミュレーションを行ったのが図5である。ただし、ベースケースは大卒、年齢25-29歳、事務職、恋愛結婚、同居、就業中断コスト25%，有効求人倍率が1を想定している。この図から、50%の人が結婚する年齢はベースケースで30歳前後であるのに対して、有効求人倍率が0.5の場合には26歳、1.5の場合には34歳前後となる。

(6) 就業中断コストの効果

本稿では就業中断のコストとして、継続就業した場合と離職して5年後に再就職したと仮定した場合の市場賃金の差（パーセント表示）を用いた。したがって、本稿では女性が結婚すると同時に現在就業中の企業を離職すると仮定している。この仮定は強いかもしれないが、結婚後も同一企業に継続就業するのか離職するのかを内生的に決定するモデルへの拡張は今後の課題とする。

さて、推定されたパラメタはModel 1, 2, 3とも統計的に有意な負値をとっていることから、就業中断コストが大きいほど結婚をしていないことが分かる。Model 1の推定結果を使って、就業中断コストが0%と50%となった場合の初婚年齢に関するシミュレーションを行ったのが図6である。ただし、ベースケースは先の図5と同じ想定をしている。この図から、仕事中断コストが0%の場合には29歳、50%の場合には31歳前後となる。

表4 学歴別、就業中断コストの推定値（従属変数：学卒後の経過年数）

	中 卒		高 卒		短 大 卒		大 卒	
	Coefficient	Std. Err.						
就業中断コスト	0.0117	0.0027***	0.0198	0.0014***	0.0015	0.0005***	0.0290	0.0025***
σ	0.2846	0.0210***	0.7112	0.0150***	0.7486	0.0231***	0.3463	0.0204***
サンプルサイズ	205		2174		1464		507	
対数尤度	-103.679		-2012.727		-1372.556		-261.827	

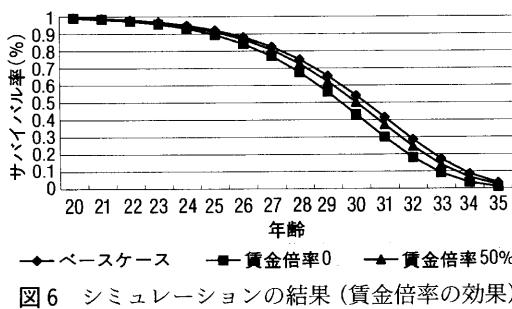


図6 シミュレーションの結果（賃金倍率の効果）

ただし、Model 1 に比べて Model 2 の推定されたパラメタは大きな値を取っている。したがって、学卒後からの経過年数に対してより中断コストが大きな影響を与えると考えられる。また、Model 2 を学歴別に推定した時の中断コストのパラメタは表3のとおりであり、大卒女性のパラメタは他の学歴者に比べて大きな値を取っていることがわかる。このことから高学歴者の結婚選択に中断コストがより大きな影響を与えると言える。

以上のことから、教育訓練の回収期間においては結婚選択が就業行動とより代替的であることを示している。ただし、結婚選択が就業行動と代替的であるかどうかを厳密に考へるためには、結婚後も就業継続するかどうかに關しても分析を行わなければならない。この分析は以下で行うことしたい。

(7) 結婚後の就業意志

結婚後の就業意志を示す変数として、「結婚後は、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という質問と、「少なくとも子供が小さいうちは、母親は仕事を持たず家にいるのが望ましい」という質問に關して、そのように考えている人は1、そう考へていない人には0とするダミー変数を作成

した。これらの変数の推定結果は、二つともに統計的に有意な正值であり、結婚後の就業意志が弱い人の初婚年齢が遅いことを示している。

この推定結果のインプリケーションの解釈は容易でない。一つは、「結婚後は家庭を守るべき」とか「母親は仕事を持たない」と考える人ほど結婚とそれに続く出産によって仕事を辞めることになるから結婚ができるだけ遅らせて就業を継続したいと考えている、という解釈が考えられる。もしそうだとしたら、結婚や出産後も仕事を継続できる環境を政策的に整備しておく必要があろう¹¹⁾。

2 結婚後の女性の就業行動

この小節では、既婚者サンプルだけを用いて結婚後の就業行動に焦点を当てて分析する。前節の結婚選択に関する分析では、暗黙のうちに結婚すれば仕事を一度離職すると仮定していた。この仮定は強いものであるかもしれない。ここでは、結婚後いつ就業中断を女性がするのかを分析し、果たして結婚が就業行動と代替的であるのかどうか、そしてそれが学歴によって違があるのかどうかを確認しておく。

実際の実証分析は、以下のように行った。まず、第1子出産当時に就業しているか育児休業している場合には2、出産と同時に離職した場合は1、出産前に離職していれば0とするダミー変数を作成し、これを従属変数とした。これを説明する要因としては、女性の学歴、年齢、結婚した当時の有効求人倍率と就業中断コストを考える。さらに、夫の学歴と夫の調査時点での所得を説明変数に加えた。推定は Multinomial Logit Model により行い、第1子当時の就業状態に対する影響を見るすることにする。

分析に入る前に、既婚女性の結婚直後の就業率と夫の属性を見ておこう。表5がそれである。これから、①大卒の結婚直後の就業率が高いこと、②夫の学歴は本人の学歴に比べて同じか高いこと、③それを反映して夫の所得は女性が高学歴であるほど高いこと、などがわかる。子供の数については女性の学歴が高いほど少ないが、これは完結出生児数をみると学歴と出産数の関係については言えない。

表5に推定結果を示す。まず、実際に出産前に離職している女性の割合は31.1%，出産と同時に離職している割合は49.1%，出産後も就業している人の割合は19.8%である。

(1) 女性の学歴

推定結果から、「出産前に離職」することや、「出産と同時に離職」することに対する学歴間で大きな差はないことがわかる。しかし、大卒者の場合には相対的に「出産後も就業」する確率が高いことが分かる。マージナル効果で見ると、中卒に比べて大卒は15%ポイントほど高いだけである。

(2) 夫の学歴と所得

次に夫の効果をみてみよう。推定結果によれば、夫の学歴が高いほど「出産前に離職」する確率が高いことがわかる。また、夫の所得は「出産前に離職」や「出産と同時に離職」することには有意な影響を与えていない。しかし、「出産後も就業」には統計的に有意な負の影響を与えていることがわかる。以上のことから、大卒女性の夫が大卒者であり、その所得も高いことが平均的に言えるから（表5で見たように大卒女性の夫の86%は大卒で、平均所得は515万円である）、大卒女性の結婚後の就業にはマイナスに影響している。

(3) 有効求人倍率と就業中断コスト

労働市場の需給状態を示す有効求人倍率や就業中断のコストは、結婚後の就業行動には有意な影響を与えていない。これは、労働市場の需給状態よりも結婚や出産といったライフ・イベントが女性の就業行動を大きく規定していることと関連している。

表5 既婚者の結婚直後の就業率と夫の属性割合

	中卒	高卒	短大卒	大卒
結婚後の就業率	0.68	0.68	0.69	0.74
夫が中卒	0.44	0.08	0.03	0.01
夫が高卒	0.42	0.62	0.31	0.08
夫が短大卒	0.06	0.08	0.16	0.05
夫が大卒	0.08	0.22	0.49	0.86
夫の所得	341.89	417.85	453.25	515.98
子供の数	1.51	1.46	1.25	1.05
サンプル数	138	1,407	888	261

表6 結婚後の離職タイミングに関する Multinomial Logit Model の推定によるマージナル効果（既婚者サンプル）

	出産前に離職	出産と同時に離職	出産後も就業
割合	0.3107	0.4910	0.1983
定数項	-0.4718***	1.0503***	-0.5785***
年齢	0.0077*	-0.0202***	0.0124***
中卒	0.0873	0.0660	-0.1533***
高卒	0.0593	0.0766*	-0.1359***
短大卒	0.0533	0.0502	-0.1035***
夫中卒	-0.1011**	0.0350	0.0661*
夫高卒	-0.0597**	-0.0049	0.0645***
夫短大卒	-0.1422***	0.1113***	0.0309
夫の現在の所得	0.0000	0.0000	-0.0000***
有効求人倍率	0.0085	-0.0549	0.0465
就業中断コスト	-0.0001	0.0003	-0.0002
子供の数	0.1411***	-0.2476***	0.1065***

III むすびにかえて

本稿は、女性の結婚行動とそれに影響する就業行動との関連性に関して実証分析を行った。その結果、特に以下のことがわかった。

第一に、高学歴ほど初婚年齢は高いが、学卒後から結婚までの経過年数でみると高学歴者ほど短い。これは28歳付近に「結婚適齢期」が存在していることによると考えられる。これが学卒後からの経過年数でみた時の高学歴者のハザードレートを高くすることになり、高学歴者が学校教育投資コストを十分に回収していない可能性が高い。このことは社会的に見て損失であるから、女性の結婚と就業が両立する環境を整備することが必要

となろう。

第二に、学卒直後の労働市場の需給状態が、初婚年齢を規定している可能性が高い。ただし、本稿では結婚直前の労働市場の需給状態については分析を行っていないため、どちらが強く結婚選択を規定している要因なのかは不明である。この結果は、今後の労働市場において需要超過となった場合には初婚年齢が遅くなることを示している。

第三として、就業中断コストの高い人ほど結婚選択には負の影響があり、結婚と就業行動が代替的であることがわかる。さらに、初婚年齢でみたときよりも学卒後の経過年数に対してより大きな代替効果が見られ、とくに学卒後から結婚適齢期までの期間が短い大卒者により大きな影響を与えていると考えられる。

第四として、結婚後の就業に対して、高学歴の女性ほど「出産後も就業」する確率は高く、高学歴の夫や高所得の夫を持つ女性ほど「出産前に離職」する確率が高い。高学歴の女性ほど高学歴の男性や高所得の男性と結婚していることが平均的に言えるから、それは十分に結婚後の就業行動に影響を与えていると考えられる。

以上の結果から、いかにして女性の就業中断コストを低下させるかが重要な政策課題となろう。これまでの研究によれば、育児休業制度が出産や育児期の女性の就業継続に関しては有効であることが(樋口・阿部・Waldfogel (1998)など)、それが結婚選択に影響を与えていているかどうかは不明である(滋野・大日 (1998))。しかしながら、「少なくとも子供が小さいうちは、母親は仕事を持たず家にいるのが望ましい」とか「結婚後は、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」と考えている人ほど初婚年齢は遅くなっている、結婚後の就業意識が結婚選択に影響していると考えられる。こうした意識を変えるためには、育児休業制度や保育園といった社会的な整備が十分に行われる必要があろう。

最後に、この論文に残された課題を記しておく。結婚と就業選択の同時性が考慮されるべき問題と指摘しておりながら、分析ではそれが十分に反映されていないという欠点がそれである。も

ちろん、結婚後の就業意識を推定式に加えることでその影響を分析しているが、それでは未だ不十分である。滋野・大日 (1998) では結婚と就業の同時性を考慮したモデルを検討しているが、それはクロスセクション・データを用いており、完結婚姻率を考慮してはいない。今後、完結婚姻と就業行動の同時性を考慮したモデルの分析が必要であろう。

補論 (データの加工について)

従属変数

結婚年齢：既に結婚している人については結婚生活に入った年月が調査されている。未だ独身の人については打ち切りデータとしての調査時点での年齢を作成した。

学卒後から結婚までの経過年数：上で作成した結婚年齢から最終学歴卒業時の最小年齢(中卒15歳、高卒18歳、短大卒20歳、大卒22歳)を引いた年数として定義した。

付き合ってから結婚までの経過年数：既婚の人については初めて知り合った年齢が調査されており、それを起点として定義した。一方、未婚の人は、現在交際している相手がいる人については知り合った年月を調査しているので、それを起点として定義した。

説明変数

年齢ダミー1(AGE 1)：調査時点の年齢が20歳未満の人達のグループ、レファレンスグループは30歳以上34歳以下の年齢グループ。

年齢ダミー2(AGE 2)：調査時点の年齢が20歳以上24歳以下の人達のグループ、レファレンスグループは30歳以上34歳以下の年齢グループ。

年齢ダミー3(AGE 3)：調査時点の年齢が25歳以上29歳以下の人達のグループ、レファレンスグループは30歳以上34歳以下の年齢グループ。

中卒ダミー(JH)、高卒ダミー(HS)、短大卒ダミー(JC)：レファレンスグループは大卒者専門職ダミー(SENMON)、事務職ダミー(ZIMU)、現業職ダミー(GENGYO)、パートダ

ミー(PART)：レファレンスグループは自営業・家族従業員、無業者。

恋愛結婚ダミー(RENAI)：既婚者については結婚の形態が恋愛結婚であったことを示す。他方、未婚者については望む結婚形態が恋愛結婚であることを示している。

親との同居ダミー(DOKYO)：既婚者については結婚前に親と同居していたことを示し、未婚者については調査時点で親と同居していることを示している。

有効求人倍率(YUKO)：学卒時点での有効求人倍率(全国)である。

就業中断コスト(W_A1)：学卒時点から5年経過した時点での勤続5年の賃金と勤続0年の賃金の差として定義した。この変数を作成するために、『賃金構造基本調査』から性、学歴、年齢、勤続年数別の所定内給与(産業計)を用いた。

結婚に対する考え方1(ZDUM1)：「夫も家事を分担すべきである」と考えていることを示す。

結婚に対する考え方2(ZDUM2)：「結婚したら、子供を持つべきだ」と考えていることを示す。

結婚に対する考え方3(ZDUM3)：「結婚後は、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」と考えていることを示す。

結婚に対する考え方4(ZDUM4)：「少なくとも子供が小さいうちは、母親は仕事を持たず家にいるのが望ましい」と考えていることを示す。

注

- 1) この稿は、厚生省科学研究費指定研究「家族政策及び労働政策が出生率及び人口に及ぼす影響に関する研究」(主任研究者 阿藤 誠)において、筆者が担当した平成8年度研究成果に加筆・修正をしたものである。
- 2) 第11回出生動向調査によれば、1997年時点における夫婦(初婚で結婚持続期間15~19年)の平均出生児数は2.21人であり、1970年代以降安定して推移している。

調査年次	平均出生児数	調査年次	平均出生児数
1940年	4.27人	1977年	2.19人
52年	3.50	82年	2.23
57年	3.60	87年	2.19
62年	2.83	92年	2.21
67年	2.65	97年	2.21
72年	2.20		

- 3) 欧米では晩婚化の分析は多くないが、その理由としてはそもそも出生行動に結婚が重要であるとの認識が低いことによるかもしれない。北欧諸国を中心として婚外子が多いことや、あるいは諸外国で法的な結婚にとらわれなくとも出産行動が社会的に認知されていることがその背景にあると考えられる。例えば、同棲率の上昇が婚姻率の低下につながっているという分析はあるものの、出生率の低下との関連性はないと言われている。
- 4) 例えば、男女雇用機会均等法や育児休業法などである。ただし、それらが婚姻率や労働市場への定着性にどのような影響を与えていているかについて議論の余地がある。
- 5) ただし、今田・平田の結論は「未婚期の就業期間あるいは学歴が子供の数に与える影響はわずかであり、未婚期の就業期間は有意な直接効果を持っていなかった。…(中略)…年齢が若くなるほど、就業期間の長さ、学歴に関わりなく、子供の数が少なくなつており、これは時代的趨勢を示すものと解釈せざるを得ない」としており、そこで言う時代的趨勢が何かについては明らかにされていない。
- 6) ここでは経済活動比率(各年齢階層人口を100としたときの経済活動人口の割合)を労働力率と読み替えている。
- 7) 本稿と同じデータを利用してサバイバル分析を行ったものとして小島(1995)がある。本稿との違いは、労働市場の状態や結婚後の就業継続意志などが推定式に入っておらず、就業行動との関連性を考察していない点である。
- 8) 利用したデータの加工については付録で説明した。
- 9) これについては、家事の社会的役割を無視した議論であるとの批判があるかもしれない。仮に高学歴者ほど家事の生産性が高ければこの含意は無意味である。これまでのところでは、学歴によって家事の生産性が違うかどうかについての厳密な分析が行われていない。
- 10) 年齢という連続変数の変わりに、年齢階級ダミー(15~19歳、20~24歳、25~29歳、30~34歳)を推定式に加えてみても、若い年齢階層で初婚年齢が相対的に早いことが確かめられた。
- 11) 横口・阿部・Waldfogel(1998)では、育児休

業制度が女性の出産後の継続就業を有意に高めていることを確認している。また、永瀬(1998)では保育所の入園枠の拡大が既婚女性の労働力率を引き上げる効果があり、低年齢時の保育価格の上昇が労働力率を引き下げる効果があることを確かめている。

参考文献

- Becker, G. S. (1973) 'A Theory of Marriage: Part I', *Journal of Political Economy*, Vol. 81, No. 4, pp. 813-46.
- (1974) 'A Theory of Marriage: Part II', *Journal of Political Economy*, Vol. 82, No. 2, pt. 2, pp. 11-26.
- Brinton, M. C. (1993) *Women and the Economic Miracle: gender and work in postwar Japan*, University of California Press.
- 樋口美雄・阿部正浩・Jane Waldfogel (1998) 「日本における育児休業・出産休業制度と女性就業」,『人口問題研究』, 第53巻第4号, pp. 49-66。
- 今田幸子・平田周一 (1992) 「女性の就業と出生率」,『日本経済研究』, No. 22, pp. 1-18。
- 小島 宏 (1994) 「結婚の分析」,『平成4年第10回出生動向基本調査第II報告書: 独身青年層の結婚観と子供観』(第11章), 厚生省人口問題研究所。
- Montgomery, M. R. and J. Trussell (1986) 'Models of Marital Status and Childbearing', *Handbook of labor economics* (Volume 1) (ed. by Ashenfelter, O. and R. Layard), North-Holland.
- 永瀬伸子 (1998) 「既婚女性の就業と保育政策」, 日本経済学会発表論文, 1998年9月。
- 中村 恵 (1988) 「大手スーパーにおける女性管理職者・専門職者: 仕事経験とキャリア」,『職場のキャリアウーマン』(小池和男・富田安信編), 東洋経済新報社。
- 滋野由紀子・大日康史 (1998) 「育児休業制度の女性の結婚と就業継続への影響」,『日本労働研究機関雑誌』, No. 459, pp. 39-49。
- 田中重人 (1996) 「職業構造と女性の労働市場定着性: 結婚・出産退職傾向のコード分析」,『ソシオロジ』第41巻1号。
- Weiss, Y. (1997) 'The Formation and Dissolution of Families', in *Handbook of Population and Family Economics* (ed. by M. R. Rosenzweig and O. Stark), Elsevier Science.
(あべ・まさひろ 一橋大学経済研究所助教授)

少子化問題の社会的構成と家族政策

渋谷 敦司

はじめに——本稿の課題と問題意識

本稿に与えられた課題は、「家族政策」との関連で現在の「少子化」現象をどのようにとらえ、またどのような政策課題を設定すべきかを考察するということである。この課題にアプローチするにあたって筆者が重視したいことは、「少子化」現象そのものよりもむしろ「少子化」という現象がどのような問題としてどのような文脈において議論されているか、という問題である。まず最初に、この問い合わせに対する筆者の基本的な考え方、問題意識を示しておきたい。

第一に、本稿では「少子化」が問題だということを与件として議論を進めるのではなく、むしろ、出生率の低下、年少人口比率の低下と高齢人口比率の上昇というような人口学的現象が社会保障システムの改革論議と結びつけられて論じられていることに注目し、そこでの論点の設定のされ方、論じられ方自体が一定の分析を要する「問題」を構成しているという立場で議論を展開する。

第二に、筆者は、一定の人口学的現象それ自身を「問題」視し、その他の多様な社会問題的事象（社会保障システムの「危機」というような問題も含めて）の原因とみなすような一連の言説が、「家族政策」を構成する重要な要素であると見る立場から、「少子化」現象と「家族政策」の関係について論じてみたい。

本稿の問題意識から見ると、たとえば、「出生率低下に対して公共政策はどこまで介入すべきであるのか」という論点設定自体が「家族政策」的

な言説となっているのである。合計特殊出生率の低下という人口学的統計指標の変動を前にして展開された人口政策の多くが多産奨励という点ではそれほどの効果を持ち得ていないということは、これまでの欧米諸国の経験として日本においても大筋において確認されていることと言えるであろう（小島 1994、織田 1994、阿藤 1996）。そうであるならば、合計特殊出生率という統計指標の変動がことさら問題視されて「少子化」の危機が強調されるのはなぜか、そのこと自体の政策的な意味が問われなければならない。

I 「家族政策」とは何か——家族政策の定義

筆者はここまで「家族政策」という括弧付きの表記を行ってきた。それは、「家族政策」についての政策的関心、議論の高まりにもかかわらず、「家族政策」についての共通認識が形成されていないからである（European Commission 1994；Hantrais and Letablier 1996；Harding 1996）。一般に「家族政策」とは何かが明確にされないままに、家族に照準し、家族になんらかの影響を与える諸々の雑多な政策が「家族政策」の名の下に論じられる傾向がある。あるいは、「人口政策」と「家族政策」がほぼ同義に使われている場合もある。いずれにしても、「少子化」現象と関連して「家族政策」についての議論を展開していくにあたって、筆者が「家族政策」をどのようなものと理解しているかを説明しておく必要があるだろう。

「家族政策」とは何かという問い合わせよう

した代表的な研究としては、70年代における家族についての政策的関心の高まりを背景にして欧米14カ国の国際比較調査研究を行ったカマーマンらの研究が有名である。そこでは従来家族政策という用語によって表示されてきた所得再分配政策や人口政策、家族に対する各種の援助的サービスなどが、「領域としての家族政策」、「手段としての家族政策」、「視点、基準としての家族政策」という家族政策についての三種類の定義類型に分類整理されている(Kameran and Kahn 1978)。

この定義類型の中で「少子化」論議と関連して筆者が注目するのは、「手段としての家族政策」というとらえ方である。それは、社会統制(social control)のための手段、一般的に受け入れられにくい政策目的遂行のための「合理化」の手段としての家族政策というとらえ方である。このような「手段としての家族政策」というものに注目するのは、カマーマンらも重視している「今なぜ家族政策に関心が集中するのか」という社会的文脈の問題が、現在の少子化論議や家族についての政策論議を理解する上で決定的に重要だと考えるからである。

彼らは、欧米先進諸国において家族に関する政策的関心の高まりがほぼ同じ時期に生じてきたことに注目し、その関心の焦点に子どもの出産、養育という問題、家族の児童養育機能の問題が存在していることを重視している。特に、彼らが「保守的対応」の背後にある現状認識として指摘している「家族の解体」という危機意識は、「多様な問題への対応のフレームワークとしての家族政策」(Kameran and Kahn 1978)を準備する最も時代状況を反映した政策的な問題意識として注目する必要があると私は考える。

カマーマンらと同様に70年代から80年代にかけてのアメリカにおける家族政策論議の高まりの政治過程を分析したギルバート・スタイナーの研究は、家族政策というものの政治的性格をより明瞭に浮かび上がらせている。彼の分析は、「政治的なテーマとしての家族」がいかに形成されてきたのかという点にまず向けられる。彼が注目しているのは、機能障害に陥っている家族が増大して

いるという危機意識が家族の問題を「公的=政治的」課題に押し上げてきたということである(Steiner 1981)。

そして、このような危機意識を背景に、家族を強化するための対策、家族機能障害を未然に防止するための家族政策への要請が高まる。スタイナーは、このようなアメリカの「家族政策」論議が高まりをみせる政治的過程を分析した結論として、「家族政策」はその細部が具体的に明らかにされない限りにおいて統一的な目標になりえるが、その細目が明らかになるにしたがって無数の構成部分に分解してしまうようなものとなっていると指摘する。そのことは、「家族政策」が個々の具体的な施策ではなく、家族についての一定の現状認識を前提にした政治的、イデオロギー的な対立を反映して形成される、問題認識の枠組みであり、その枠組みにそって個々の政策を誘導する体系的な努力として理解できることを示唆している。

スタイナーが分析した「政治的なテーマとしての家族」は、80年代以降のレーガン政権の下で「家族重視」という立場からの福祉抑制政策として具体的なかたちをとて現れてくる。カマーマンらはこの時期の社会政策の特徴を、多様なかたちをとる「私化」(privatization)の問題としてとらえ、福祉サービスの民営化と家族単位への焦点づけが同時に進行したことを分析している(Kameran and Kahn 1989, 1990)。このようなイデオロギー的な「家族重視」の政策路線は、イギリスのサッチャー保守党政権などの立場にも共通するものであった。イギリスでは、90年代のメイジャー政権にもこのような家族重視の政策路線が引き継がれ、「多様な政策的イニシアチブ」を促進するために家族の価値や親の責任が世論動員手段として強調されていったことが指摘されている(Lister 1996)。

カマーマンらは、英米型の「家族政策」が、ヨーロッパ大陸・北欧型の「福祉国家」的な「家族政策」と対比した場合、社会政策的課題への対処にあたって「国家」よりも「家族」と「市場」を中心としたアプローチとなっていることを強調している(Kameran and Kahn 1997)。しかし、

私は、このことを英米的「家族政策」の特殊性として強調するよりも、「家族政策」の一般的な特徴ととらえることが、「家族政策」の社会的文脈を重視する立場からみてより適切であると考える。カマーマンらは、プライバタイゼーションの問題が単に政策技術的な問題ではなく、イデオロギー的、政治的な問題であると指摘していた(Kamerzman and Kahn 1989)。このことは、基本的に「家族政策」一般にもあてはまるべきであろう。

「家族政策」は、このように一定の政策的な家族危機意識を背景に、家族に「本来の機能」を取り戻させて「国家と家族の関係の再定義」を行なうものとして登場することができる。換言すれば、次世代の育成という課題をはじめとした「再生産」の責任を「国家」と「家族」にどのようななかたちで配分するかをめぐる政治的対立が「家族政策」の成立にとって本質的な要素であるということができる。「家族政策」は、70年代末からの国際的な規模での福祉見直し路線、新保守主義的政権下の福祉政策を反映したものだったのである。「家族支援」、「家族と国家のパートナーシップ」という理念を打ち出した国連の国際家族年も、このような家族の役割を重視する立場からの福祉見直しという政策潮流の中に位置づけることができると私は考えている(渋谷 1994 a, 1994 b)。

以上の点をふまえて、私は次のように「家族政策」を定義したい。すなわち、家族政策とは、「ジェンダー役割の社会的定義を軸にして、家族とは何か、家族はいかにあるべきかという規範的な言説を伴いつつ、生命と生活の再生産活動における国家、家族、市場の役割を定義あるいは再定義する政策的な試み」である。私のこの定義では、家族政策は個別の福祉施策とは明確に区別されるべきものとして把握される。

日本では、再生産の単位としての家族に照準して、人口再生産にかかる活動への政策的介入それ自体を家族政策の基本的な内容としてとらえる理解や、福祉政策の家族単位への焦点づけを望ましい新しい福祉の方向性として積極的に評価する

議論(雀部・桂 1987, 畠中 1986)が一般化している。しかし、そのような理解では人口政策や児童福祉政策一般と家族政策を区別することができないし、なによりも、家族が政策的、政治的に注目されるようになる特定の歴史的文脈の意味を理解することができない。

カマーマンらが強調していたように、家族が政策的に注目されて大きな政治的な議論がまきおこるようになるのは特定の歴史的文脈においてであり、それはアメリカなどの先進国においては1970年代以降の福祉見直し路線の展開につながる文脈である。その時期は、既婚女性の雇用労働が拡大し、出生率が低下し始める時期ともほぼ一致していた。私は、このような文脈を正確にとらえることが家族政策を理論的に理解し、「少子化」問題を家族政策との関連で考えていく場合に決定に重要な前提であると考えている。

II 家族政策としての「少子化」論議の特徴

1 「少子化」はどのように論じられてきたか

次に、以上のような家族政策的問題意識の形成を少子化論議に即して検討してみよう。日本において、「少子化」現象は具体的にどのような問題として論じられてきたのであろうか。この論じられ方は、政治的・行政的レベルでの議論、マスコミなどを含めた世論的レベルでの議論、そして学術的なレベルでの議論と多様であるが、少子化論議の大きな特徴は、それらのレベルの議論が渾然一体となって展開され、それらが総体として一定の政策的な機能を発揮しているところにあると言える。

まず、「少子化」が個別家族内の子ども数の減少として論じられる場合、家族関係の「希薄化」につながり家族機能の低下に結果するものとして、子どもの成長発達にとって否定的効果を持つものとしてとらえられることが多かった(これから家庭と子育てに関する懇談会 1990)。しかし、この点については、先のスタイナーも指摘していたように、必ずしも実証的な根拠に基づいての議論であるとは言えないかたちで危機意識が強調され

る傾向があるのは、日本でも同様である。

例えば、人口学者の伊藤(1991)は、少子化によって一人っ子が増えて社会性の希薄な子どもが増えてくるという巷間の議論には人口学的根拠がないことを明快に指摘していた。すなわち、合計特殊出生率が1.57となったことの人口学的要因は晩婚化、未婚率の上昇であり、子どもの生育環境という点でみれば、「結婚している女子の平均出生児数が2.2で安定しているということは、子供の方から考えると平均兄弟姉妹数にはあまり影響がない」ということである。

また、「少子化」が社会全体での子ども数の減少としてマクロなレベルで論じられる場合にも、社会経済の活力の低下や人口の高齢化を加速して社会保障システムなどの維持を困難にする主要因として否定的にとらえられていることが多い(人口問題審議会1997、大淵1997)。97年の人口問題審議会の報告書やそれを受けた98年度の厚生白書は、ミクロなレベルでの「少子化」については多様な家族形態を選択することは個人の自由だという立場から中立的な評価を行っているが、マクロなレベルにおいては「少子化」を主に否定的な現象としてとらえている。このように、出生率低下現象を主に否定的にとらえる政策的問題意識は、同じ様な現象を経験している先進国が多くに共通に現れているものと言える(Gauthier 1996)。

次に、少子化の要因についてどのような議論が展開されているかをみてみると、現状を「女性が子どもを生もうしていない」結果としてとらえている点で多くの論者の認識に共通性が確認できる。これらの議論が見落としていることは、人々は子どもを生み育てることを忌避したり、回避したり、抑制したりしているわけではなく、望むだけの子どもを実際には生んでいる、にもかかわらず合計特殊出生率という指標自体は低下している、という解釈の可能性である。

伊藤(1991)が指摘していたように、合計特殊出生率は低下してきているが夫婦の完結出生児数にはほとんど変化がないという事実をここで再度強調しておく必要があるだろう。また、しばしば

指摘されてきているように、戦後急激に出生率が低下した結果、「少産化」が進行して1970年代以降には子どもは二人という出生パターンが定着し、「二人っ子規範」が確立したという周知の事実についても、あらためて確認しておく必要があるだろう。そのような人口学的事実を前提にすれば、現在の状況を、もっと子どもを産みたいのに産めない状況があると描き出したり、98年度の厚生白書が主題化したように、子育てに夢をもてなくなりて産まない選択をしている人が増えていると説明することができる、はたして現実を正確に反映したものと言えるのだろうか。

この点と関連して、戦後日本の少産化という現象を政治的な対抗・協調関係のなかでの「人口問題」の社会的定義過程の産物として考察している田間(1996)の議論が注目される。田間は、戦後の急激な出生率低下が、人口過剰を国家的な問題と定義した政策主体による人口政策と、官民一体となって展開された生活合理化運動によってもたらされたものであることを明らかにし、70年代後半以降頭在化して現在まで続いている出生率の低下も、そのような戦後に政策的に形成された合理的な生活態度のさらなる主体化の産物とみることができる、という重要な指摘を行っている。

このような見方からすれば、平均子ども二人という現在の状況自体、戦後の政策の中で国民(とりわけ女性)の生活要求の具体化ということを通じてもたらされたものであり、人々の理想とする家庭生活の実現の結果であると理解できる。「理想は三人」というのは、近年の「少子化は問題」だという言説への世論の側からのリップサービスにすぎない反応とみることもできるだろう。フランスなどでも理想の家族規模、希望子ども数と現実とのギャップを出産阻害要因の存在を示すものと理解する議論が出産奨励的な政策的立場からは展開されているが、理想子ども数、理想家族規模というようなもの自体があまりあてにならないという指摘(Gauthier 1996)があることにも注目しておきたい。

日本同様に戦後二人っ子規範が定着したヨーロッパでも、出生率低下問題があらためて議論され

ている。この問題と関連して行われた人口問題、出生行動についての国際比較調査では、出産可能年齢にある有配偶者の多くが、望んでいた子ども数を既に生んでいるので追加出産の予定はないと回答しており、しかも、その回答者の多くが、今後出産・子育て支援策が充実されたとしても追加出産するつもりはないと答えていることが、注目される (Arango and Delgado 1995; Palomba 1995)。

よく、スウェーデンでは子育て支援政策、男女平等政策を充実した結果、出生率が上昇したのだという議論がなされているが、その解釈についても疑問を提起しておきたい。スウェーデンの現実については、様々な政策が充実された結果として完結出生児数が二人程度で安定化している (Meisaari-Polsa 1997)，と理解するのが妥当ではないだろうか。そのようにみれば、日本の完結出生児数も二人を上回る水準できわめて安定的であるのだから、保育政策などの充実が夫婦の出生行動に直接の影響を与える可能性は小さいと考えるべきだろう。

日本での出生動向基本調査などにみられる「理想」と「予定」の差と、その差の存在について調査対象者が与えている「理由」は、平均して二人生んでいる現在の夫婦が三人目を追加出産しない理由を示しているというよりは、それなりに合理的、主体的な選択の結果として望みどおりの子ども数を出産した上で現在の夫婦がその子育てにおいてかかえざるをえない困難の所在を示唆しているものと理解すべきではないだろうか。このような理解の仕方とは対照的に、この間の少子化論は共通に「生んでいない」という点を強調してきている。そこに、少子化論議のイデオロギー的性格をよみとることができるのである。

2 少子化論議を通じて何が問題とされてきたのか

先にみたようなミクロ・レベルでの議論にしろ、マクロ・レベルの議論にしろ、少子化の否定面を強調して危機意識をあおる議論に共通しているのは、少子化を生み出している一要因として、子を生む主体である女性の意識や態度を問題視する傾

向である。それは、少子化現象を母性意識の衰退、母親役割意識の衰退などと結びつけ、そのような変化をもたらした元凶として女性の意識の個人主義化やジェンダー意識の改革を目指してきたフェミニズム運動などを批判する論調 (林 1998) としても現れている。

この種の論調は、80年代以降のアメリカ、イギリスなどにおける家族政策論議にも共通する傾向である (Harding 1996)。例えば、「家族危機」論的問題意識を前面に掲げた論者たちからは、アメリカにおける出生率低下を家族危機のあらわれとしてとらえて、それに対応するものとして家族政策の必要性を主張する議論 (Carlson 1988) や、アメリカの家族の「衰退」の構成要素として、「人口学的衰退」というものを指摘し、出生率低下という現象を親役割、「母性」(motherhood)に対する積極的感情の歴史的減少に結びつけて論じる議論 (Popenoe 1993) などが展開されてきている。

また、このような議論とは対照的に、出生率低下を女性の「出産ストライキ」ととらえる主張 (青木・丸本 1991) が、女性の立場から展開されている。また、このような運動論的主張とは異なるが、女性の経済合理的な選択的行動の結果少子化がもたらされたと考える立場や、先にもみたような、生みたいのに生めない環境があると主張する議論、あるいは、「結婚や出産に夢を持てない」ということを強調する98年度の厚生白書の基本的現状認識など、出生率低下をめぐる多様な解釈が展開されている。

これらの議論が示していることは、少子化をめぐる議論が単に人口学的統計指標の変動についての客観的な分析に基づくものというよりは、人口学的指標をめぐるきわめて政治的な性質を帯びた議論であったこと、「少子化」という問題自体が、いわば政策的につくりだされたもの、それ自体が政治的言説によって構築されたものだということである。そして、そのような政治的言説による「問題」の社会的構築過程は、単に政策主体サイドの危機意識によって組織されたのではなく、今みたような、いわゆる「1.57ショック」につい

て女性運動の側が展開した議論との応答関係の中でつくり出されてきたということも、重視する必要があるだろう。

その上で次に考えてみたいことは、このような出産、育児をめぐるきわめて規範的、イデオロギー的な議論のやりとりの中で、ジェンダー役割、家族の役割がどのように議論され、問題化され、家族、国家、市場の役割分担が再定義されてきたかということである。つまり、この一連の議論の過程を家族政策的プロセスとして分析するということが次の課題となる。このような「少子化」論議の果たした役割を評価する上で、ドイツの出生率低下をめぐる政策論議をフェミニズムの立場から分析したベック＝ゲルンスハイムの次のような指摘が参考になる。

彼女は、人口学的なマクロの視点からの議論が「社会全体から見て望ましい子ども数」を前提にして出生率低下の否定的な結果を論じていることについて、予想されている諸結果が「憂うべき弊害かどうかを決定すること」は実際には社会生活のなかで何を優先するかによってきまるのだと指摘し、それは主に学者ではなく政治家が決めることであること、ある人口現象の否定面が一面的に強調されてその肯定面が考慮されていないことは、「それだけすでに特定の政策の一部」であると結論づける(Beck-Gernsheim 1984)。

彼女のこの指摘を念頭において近年の日本における少子化論議をみてみると、それ自体が「家族政策」の一部を構成するものとなっており、一定の政策的機能を果たしているという点が浮かび上がる。そもそも、出生行動を含めて家族について語る、記述するという行為自体が一定の政治的、政策的な機能を持っているという観点(Gubrium and Holstein 1990)に立てば、少なくとも1990年に顕在化した「1.57ショック」以降の出生率低下問題論議自体を家族政策分析の対象として検討してみることが必要になるだろう。

このような視点から、あらためて98年度の厚生白書の議論をみた場合、どのような特徴が浮かび上がるだろうか。今回の白書は、理想的な家族像、るべき家族像を示すよりは、家族について

の個人の多様な選択を認め、家族を形成するかどうかかも含めて多様なライフスタイルを許容する方向を前面に出しており、現状を「母性」意識の衰退や女性の個人主義的傾向の結果とみるような従来の議論とは対照的に、むしろ女性を過剰な母親役割期待から解放する必要性を指摘するなど、これまでの厚生行政の家族へのアプローチを修正するような斬新な議論を展開している。

家族政策を、少子化などについての「国民的論議」を政策的に組織化しながら、「問題」を社会的に構築することを通じて家族と国家の関係を再編成、再定義する機能を持つものと理解した場合、この一連の「論議」の組織化過程で多様な立場からの言説を呼び込まざるをえないのは、いわば必然である。その結果、例えば働く女性の立場からのインプットなどにより、政策的フレーム自体の部分的修正がなされる可能性も当然生まれてくる。ある意味で、そのような部分的修正の結果として、今回の厚生白書にみられるような政策的スタンスが形成されてきたと理解することもできる。

このことは同時に、家族に関する「国民的論議」における「振り戻し」の可能性をも示唆する。既にそれは、一連の少年非行問題や不登校などの学校教育の問題を契機にして高まった「家庭教育」「心の教育」見直しの議論に象徴される動きとして現実化してきている。具体的には、「次世代を育てる心を失う危機」を強調しながら家庭の重要性についての再認識を訴える中央教育審議会の問題提起などである(中央教育審議会 1998)。子どもの問題については、子どもの育つ基本的な環境である足元の家庭のあり方、親のあり方を見直すべきであるという非常に常識的なメッセージは、そのシンプルさゆえに世論を組織化する上で大きな影響力を持ちうるものである。

家族の子育て機能の衰退という問題意識を背景にして家族の役割、親の責任を再確認しようとする動きは、中央児童福祉審議会の場での「健全育成」論議を通じても浮上してきている(中央児童福祉審議会企画部会・育成環境部会合同部会 1998)。この中児審での議論の特徴は、上の中教審答申と呼応するかのように、乳幼児期の母子関

係の重要性を強調する立場から、育児機能の社会化や女性の雇用の場への進出に象徴される男女平等への動きの「行き過ぎ」を問題とし、いわば社会の振り子を振り戻そうとする発言が相次いでいる点にある。

98年7月に内閣総理大臣の諮問機関として設置された「少子化への対応を考える有識者会議」でも、「結婚、出産は大切なことであって、自然にやるべきこと」だというある大臣の発言に象徴されるように、「生もうとしない」「生みたくない」という個人の意識の問題を強調したり、育児の負担感や不安感についてもそれが親（主に母親）の意識、価値観自体に問題があるかのように考える発言が、政策論議の場では繰り返し登場してきているという事実がある（少子化への対応を考える有識者会議 1998）。

このように、児童の「健全育成」論議を通じて、子どもを生み育てる基本的単位として家族の位置、役割を再確認し、子育てにおけるジェンダー役割分業を肯定する議論が復活してきていることは、今後の「少子化」対策の行方にも大きな影を落すことになるであろう。子どもの教育をめぐる文部行政サイドの動きと児童福祉制度改革などの厚生行政サイドの動きが連動しながら、ジェンダー役割、家族、国家、市場の役割をどのように再編成していくのか、それが総体として福祉国家のリストラクチャリングにどのようなつながっていくものなのか。これが、次に検討すべき課題である。

III 福祉国家のリストラクチャリングと少子化論議

近年の福祉国家についてのジェンダー視点からの分析は、家族、国家、市場の相互関係を重視し、従来は家族にまかされてきた再生産機能がどれだけ公的セクターの機能になってきたかを分析している。その際、家族イデオロギー、ジェンダー・イデオロギーが、「公的なもの」と「私的なもの」の境界設定や男女の性別分業の再生産を通じて、福祉政策を構造化する過程の分析が重視されてい

る（Sainsbury 1994）。このような視点は、一定のジェンダー的含意を持った家族イデオロギーとしての少子化論議が、日本における福祉国家のリストラクチャリングの過程で果たしている役割を分析する上でも重要な視点であると言える。

この家族イデオロギーの中心にどのような問題に関する言説が位置づけられるかは、各国の政治的、社会的状況により多様である。アメリカ、イギリスなどにおいては、シングル・マザーの増大ということが、80年代から90年代にかけての「福祉改革」の焦点に位置づけられ、国家と家族の関係の再定義という家族政策的試みの中心的論点となっていた（Gordon 1994；Lewis 1996, 1997；Naples 1997）。特にアメリカでは、シングル・マザー問題が、80年代から90年代にかけての福祉改革論において、社会福祉制度改革の必要性をもはや疑問の余地のない超党派的課題として構成していく役割を果たしたことが注目されている（Naples 1997）。

日本では、90年代に入って、「社会保障構造改革」をめぐる議論が「国民的な合意に基づく選択の問題である」（社会保障関係審議会会長会議 1996）としてわれわれに提起されてきている。この日本における社会福祉のリストラクチャリングへ向けたコンセンサス形成のプロセスにおいて、少子化論議が一定の役割をはたしてきたことを、1980年代末から90年代にかけての家族政策の構築過程を振り返ることによって確認してみたい。

まず、この時期の日本における福祉政策の展開の一つの特徴として指摘できることは、児童福祉政策を中心として従来の福祉政策が「家庭支援」政策、「少子化」対策として位置づけなおされていったということである。その背景には、70年代から厚生行政に一貫する、家族機能の低下が新たな福祉課題をもたらしているという考え方があったと言える。「家庭支援」とは、基本的には、家族機能の低下という認識を前提にして家族機能を強化するという政策的立場であり、その意味で「家族政策的問題意識」を前提にして形成される政策である。「少子化対策」は、そのような政策的立場を具体化したものとして提起されていて

るのである。

このような「家庭支援」という考え方は、先にみたような、70年代末からの国際的な規模での福祉見直し路線、新保守主義的政権下の福祉政策を反映したものだという点を確認しておきたい。つまり、福祉見直しの動きの中で、従来の福祉国家型のアプローチに代るものとして強調されてきたのが、先にも述べたように国際家族年などでも注目された「家庭支援」、「家族と国家のパートナーシップ」という新たな政策理念であったということである。

この政策理念の転換は、「社会サービスとしての家族」(Moroney 1986)、「社会的支援システムとしての家族」(Shanas 1979)という家族についての新たな理論的アプローチによって支えられながら促進してきた。それは、支援システム(support system)としての家族を強化する方向を政策的に指向するものである。このように、家族を支援するというアプローチは、「問題解決主体」としての家族を援助するアプローチであり、国連の国際家族年の中心的理念の一つであった「家族にとってかわるのではなく家族を支援する」(support and not supplant)という考え方がある、このアプローチの特徴を象徴するものだと言えるだろう。

以上のような政策理念の旋回過程を日本に即してみると、既に福祉見直し論の台頭してきた70年代末ごろから、家族の機能と専門的社会福祉サービスの機能との関係をどうみるか、家族機能のうちのどの部分を社会的、公的に代替していくのか、社会福祉における公私責任分担をどのように設定していくのか、という論点が活発に議論されるようになっていたことが注目される(社会保障問題研究所 1978)。

そして、80年代に入ると、児童福祉の分野で「児童家庭福祉」という概念が提出され、児童個人に焦点をあてるのではなく、子の育つ基盤である「家庭」に照準した政策展開をはかるべきであるという政策提言が相次いで出されてくる(中央児童福祉審議会 1984, 全国社会福祉協議会 1989)。この一連の政策提言の基本的なメッセー

ジは、子の養育における親の責任、家庭という基盤の「第一次的重要性」(primacy)を再確認すべきということである。

私は、子どもの権利条約の18条で確認されているようなこの一見当たり前の考え方が、政策理念としてこの時期にあえて強調されるようになったこと自体に政策的には重要な意味があると考える。すなわち、これらの一連の政策提言の根底には、子どもの問題は主に親、家庭に起因しているという考え方、子どもをめぐる問題状況を家庭の養育力の低下からもたらされたものとみる発想があり、政策の方向性としても家庭の重要性の再認識を訴えることがその中心的な内容になっている。それは、換言すれば、家庭の養育機能を重視するという観点から福祉をめぐる国家と家族の関係、役割分担を再編成することを目指したものであったと言える。

90年代に入ってからの「少子化」論議では、家庭の養育機能の低下を引き続き強調しながらも、子育て負担の増大という問題を重視し、個別家庭、とりわけ女性に偏る育児負担の問題を指摘して、「社会全体」での子育て支援の必要性を訴えるという内容が前面に出てきている。したがって、そこで展開されている「家庭支援」の論理は、国家が担ってきた役割を家族にシフトさせることを単純に主張するものではない。しかし、そこで言われている「社会」とは何か。少なくとも、そこで指向されている方向性が国家の役割の拡大ではないことは明らかである。

それは、子育てに関する「社会的支援」の必要性を強調する98年度の厚生白書が、公立保育所の非効率性を強調し、公立保育所の民営化や民間サービスの活用という方向を提言していることもみてとれる。そこで目指されている方向性は、改正された児童福祉法ともいまって、「自由な選択」と「自己責任」という理念によって保育サービスのリストラクチャリングを促進するというものである。その結果、個別サービスの供給役割は基本的に国家から市場に移され、サービスの費用負担責任は「自己責任」の単位である家族へとシフトしつつある。少子化論議は、このような、

育児の役割と責任をめぐるあらたな線引きを準備するものであったと言える。

子育てにおける公的責任を縮小して、市場において提供されるサービスを「自己責任」原則において利用するという方向は、そのような市場のサービスを購入することが経済的に困難な場合には、日本型福祉社会構想で想定されていたようなインフォーマルな福祉供給システムとしての家族への依存を拡大する。それはまた、現実にはジェンダー役割に依存した福祉のあり方を固定化することにもつながるだろう。

このように、「政府」から「市場」へという福祉サービス供給役割のシフトが、現実には家族の役割の問題を無視して論じられないことは、日本においては宮島(1992)らがつとに指摘してきたことである。このことは、福祉国家分析においてジェンダー視点を重視する論者たちが指摘してきたことでもある。また、ジェンダー視点を重視するフェミニストたち(Bussemaker and van Kersbergen 1994)からは家族の位置づけが弱いと批判してきたエスピング-アンデルセンも、近年のOECD諸国の福祉改革が北欧型の国家を中心とした福祉サービス供給の方向ではなく、市場を中心とした政策に傾斜した場合、労働コストの上昇によって市場の役割が限定的なものにとどまる場合、ケア活動が家族に内部化され、女性を中心的扱い手とした無償労働の負担が拡大するおそれがあることを指摘するに至っている(Esping-Andersen 1997)。

公的セクター中心の保育サービス供給システムが確立していると考えられてきた北欧諸国においても、保育サービスをはじめとした福祉供給における公的責任についてのコンセンサスに揺らぎが生じ始め、市場や家族の役割を重視する保育分野でのプライバティゼーション圧力が強まってきていること、その結果、子育てをめぐる国家、家族、市場の関係の再編成の動きが出てきていることが指摘されてきている(Leira 1993 a, 1993 b; Siim 1993)。日本においても、家族政策という点で今後の児童福祉行政の展開がどのような結果をもたらす可能性があるか、慎重な検討が必要である。

終わりに——少子化対策から公的保育充実政策へ

総じて、少子化論議を通じて問われてきたことは、ジェンダー役割を軸とした家族や親の役割が、国家、市場などとの関係においてどのように範囲確定されるのかという問題、いわば社会政策における「境界線」確定に関する問題(European Commission 1994; Wyness 1997)であったと言える。それは、一つには、出生率低下による人口の高齢化の加速、世代間関係のアンバランス、世代間の利害対立という問題を強調し、社会保障制度改革の必要性を根拠づける議論となっている。このように、公共資源の配分をめぐる世代間の対立ということを政治的に強調し、「世代間の公平」のために福祉国家自体のリストラクチャリングが必要だとする議論は、多くの西側先進諸国に共通に現れているものである(Vincent 1996; Walker 1996)。

また、「境界線」の再確定は、親の責任、家族の子育て機能の強化の必要性を強調する議論によっても促進されようとしている。それは、人口再生産、労働力の確保、経済成長の維持というマクロ的課題を重視すべきだという観点から、女性の立場からの少子化への対応が個人主義的な発想に立つものだと批判する、基本的には出産奨励的な議論(大淵 1997)によっても補強されている。

以上の点を確認した上で、私自身が今後必要だと考える政策の方向性について結論的に述べてみたい。まず基本的に必要なことは、出生率の動向いかんにかかわらず、少子化論議が顕在化する以前から一貫して提起されてきていた保育サービスニーズに応えていくことを、国家の基本的な責任として位置づけ、実施するということである。それは、換言すれば、社会的な保育サービスの充実という政策課題を「少子化対策」や「晩婚化対策」にすり替えることなく、子どもの権利保障と男女平等の実現のための基本課題として明確に位置づけるということでもある。

この点と関連して、日本と同様に出生率低下を

経験してきた欧米各国の中で、出生率向上を明示的な政治的、政策的目標として掲げている政府は多くはない (Macura et al. 1995) ということを、あらためて確認しておきたい。また、女性運動をはじめとした社会運動の側にも、出生率低下や家庭の養育力低下などを保育政策充実の必要性を主張するための根拠として強調することについては、慎重な姿勢が求められるだろう。本稿の検討を通じて明らかになったように、そのような論理は、家族中心主義、出産奨励的な論理と結びつきやすいという問題を指摘しておかなければならぬ。

保育政策は、現に生まれている子ども自身のため、男女平等を実現するためのジェンダー平等政策として明確に位置づける必要があるだろう。政策的に対応することが求められている子育て支援ニーズの本質を、潜在化されている出生行動を現実化するための支援にみるのか、一人目であろうが、二人目であろうが、現に生まれている子どもの子育て支援にみるのか、そこには重要な差異が存在している。

98年度の厚生白書も述べていたように、出生行動については基本的に「個人の自己決定権」の問題だとして、「個人の生き方の多様性」を尊重するということを基本的な政策的立場として重視するのであるならば、子育て支援施策などを「出生率の回復」を目指した「少子化対策」という枠組み自体から解放し、働く女性を中心に国民の側が長年にわたって求め続けてきている公的保育サービスの充実を、国、自治体行政の中心的な政策課題として明確に位置づけることが、今こそ求められていると言えるだろう。

参考文献

- 青木やよい・丸本百合子 (1991) 『私らしさで産む、産まない』農文協。
- 阿藤誠 (1996) 「先進諸国の出生率の動向と家族政策」阿藤誠編『先進国的人口問題——少子化と家族政策』東京大学出版会。
- 伊藤達也 (1991) 「1.57ショックと子供の生活」『現代保育』1991年8月号。
- 大淵寛 (1997) 『少子化時代の日本経済』日本放送出版協会。
- 織田輝哉 (1994) 「出生行動と社会政策(2)」社会保障研究所編『現代家族と社会保障』東京大学出版会。
- 小島宏 (1994) 「先進諸国における出生率の変動要因と政策の影響」社会保障研究所編『現代家族と社会保障』東京大学出版会。
- これからの家庭と子育てに関する懇談会 (1990) 『これからの家庭と子育てに関する懇談会報告書』。
- 雀部猛利・桂良太郎 (1987) 『家族と福祉』海声社。
- 渋谷敦司 (1994 a) 「国際家族年とフェミニズム」国立婦人教育会館『婦人教育情報』第29号。
- 渋谷敦司 (1994 b) 「国際的な家族政策の形成過程とジェンダー」家族問題研究会『家族研究年報』第19号。
- 社会保障関係審議会会長会議 (1996) 『社会保障構造改革の方向(中間まとめ)』。
- 社会保障問題研究所 (1978) 「家族機能の変化と社会福祉(社会保障問題シンポジウム)」『季刊・社会保障研究』第13巻第4号。
- 少子化への対応を考える有識者会議 (1998) 『少子化への対応を考える有識者会議 第1回議事録』。
- 人口問題審議会 (1997) 『人口減少社会、未来への責任と選択：少子化をめぐる議論と人口問題審議会報告書』ぎょうせい。
- 全国社会福祉協議会 (1989) 『提言：あらたな「児童家庭福祉」の推進をめざして』。
- 田間泰子 (1996) 「少産化と家族政策」『岩波講座現代社会学19「家族」の社会学』岩波書店。
- 中央教育審議会 (1998) 『新しい時代を拓く心を育てるために——次世代を育てる心を失う危機——(答申)』。
- 中央児童福祉審議会 (1984) 『家庭における児童養育のあり方とこれを支える地域の役割(意見具申)』。
- 中央児童福祉審議会企画部会・育成環境部会合同部会 (1998) 『今後の児童の健全育成に関する意見』。
- 畠中宗一 (1986) 『子ども家族福祉論』高文堂出版社。
- 林道義 (1998) 「女性が子どもを生まない本当の理由」『This is 読売』1998年9月号。
- 宮島洋 (1992) 『高齢化社会の社会経済学』岩波書店。
- Arango, J. and M. Delgado (1995) "Spain: family policies as social policies," in H. Moors and R. Palomba eds., *Population, Family, and Welfare: A Comparative Survey of European Attitudes*, vol. 1, Clarendon Press.
- Beck-Gernsheim, E. (1984) *Vom Geburtenrückgang zur Neuen Mütterlichkeit?*邦訳『出生率はなぜ下がったか：ドイツの場合』勁草書房, 1992年。
- Bussemaker, J. and Kees van Kersbergen (1994)

- “Gender and welfare states: some theoretical reflections,” in Sainsbury ed., *Gendering Welfare States*, Sage.
- Carlson, A. (1988) *Family Question: Reflection on the American Social Crisis*, Transaction Books.
- Esping-Andersen, G. (1997) “Welfare states at the end of the century: the impact of labour market, family and demographic change,” in OECD Social Policy Studies No. 21, *Family, Market and Community: Equity and Efficiency in Social Policy*.
- European Commission (1994) “The European Union and the family,” *Social Europe*, 1/94.
- Gauthier, A. H. (1996) *The State and the Family: A Comparative Analysis of Family Policies in Industrialized Countries*, Clarendon Press.
- Gubrium, J. F. and J. A. Holstein (1990) *What is Family?* Mayfield Publishing Company. 邦訳『家族とは何か』新曜社, 1997年。
- Gordon, L. (1994) *Pitied But Not Entitled: Single Mothers and the History of Welfare*, The Free Press.
- Hantrais, L. and M. Letablier (1996) *Families and Family Policies in Europe*, Longman.
- Harding, L. F. (1996) *Family, State and Social Policy*, Macmillan.
- Kameran S. and A. Kahn eds. (1978) *Family Policy: Government and Families in Fourteen Countries*, Columbia University Press.
- (1989) *Privatization and the Welfare State*, Princeton University Press.
- (1997) *Family Change and Family Policies in Great Britain, Canada, New Zealand and the United States*, Clarendon Press.
- Kameran S. and A. Kahn (1990) “Social Services for children, youth and families,” *Children and Youth Services Review*, vol. 12.
- Leira, A. (1993 a) “The ‘woman-friendly’ welfare state?: the case of Norway and Sweden,” in J. Lewis ed., *Women and Social Policies in Europe*, Edward Elgar.
- (1993 b) “Mothers, markets and the state: A Scandinavian ‘model?’,” *Journal of Social Policy*, vol. 22, no. 3.
- Lewis, J. (1996) “Anxieties about the family: a new parenthood contract?,” *The Political Quarterly*, vol. 67, no. 2.
- (1997) “Lone mothers: the British case,” in J. Lewis ed., *Lone Mothers in European Welfare Regimes*, Jessica Kingsley Publishers.
- Lister, R. (1996) “Back to the family: family policies and politics under the Major government,” in H. Jones and J. Miller eds., *The Politics of the Family*, Avebury.
- Macura, M., M. Eggers, and T. Frejka (1995) “Demographic change and public policy in Europe,” in Moors and Palomba eds., *Population, Family, and Welfare: A Comparative Survey of European Attitudes*, vol. 1, Clarendon Press.
- Meisaari-Polsa (1997) “Sweden: a case of solidarity and equality,” in F. Kaufmann, A. H. Schulze and K. P. Strohmeier eds., *Family Life and Family Policies in Europe*, vol. 1: *Structures and Trends in the 1980s*, Clarendon Press.
- Moroney, R. (1986) *Shared Responsibility: Families and Social Policy*, Aldine Publishing Co.
- Naples, N. (1997) “The ‘new consensus’ on the gendered ‘social contract’: the 1987–1988 U. S. Congressional Hearings on Welfare Reform,” *Sings: Journal of Women in Culture and Society*, vol. 22, no. 4.
- Palomba, R. (1995) “Attitudes towards marriage, children, and population policies in Europe,” in Moors and Palomba eds., *Population, Family, and Welfare: A Comparative Survey of European Attitudes*, vol. 1, Clarendon Press.
- Popenoe, D. (1993) “American family decline, 1960–1990: A review and appraisal,” *Journal of Marriage and the Family*, vol. 55, no. 3.
- Sainsbury, D. (1994) “Women’s and men’s social rights: gendering dimensions of welfare states,” in D. Sainsbury ed., *Gendering Welfare States*, Sage.
- Shanas, E. (1979) “The family as a social support system,” *The Gerontologist*, vol. 19, no. 2.
- Suum, B. (1993) “The gendered Scandinavian welfare state,” in Lewis ed., *Women and Social Policies in Europe*, Edward Elgar.
- Steiner, G. (1981) *The Futility of Family Policy*, The Brookings Institution.
- Vincent, J. (1996) “Who’s afraid of an ageing population?: nationalism, the free market, and the construction of old age as an issue,” *Critical Social Policy*, vol. 16, no. 2.
- Walker, A. ed. (1996) *The New Generational Contract: Intergenerational Relations, Old Age and Welfare*, UCL Press.
- Wyness, M. G. (1997) “Parental responsibilities, social policy and the maintenance of boundaries,” *Sociological Review*, vol. 45, no. 2.
 (しぶや・あつし 茨城大学助教授)

仕事と家庭の調和のための就業支援 ——日本の雇用慣行の変化のなかで——

大沢 真知子

序

1990年に入ってから、女性の高学歴化が進み、女子の大学への進学率が上昇している。また弁護士や医師や公認会計士など、高度な専門的資格を身につける女性が急速にふえている。こういった資格は取得までに多額の人的資本の蓄積を必要とする。また、就業中断による人的資本の減耗(depreciation)が大きいことから、継続して長いあいだ就業しないと、投資に対するリターンが回収できない。つまり、これらの変化が示唆するのは、結婚後も働くことを考えている女性の増加である。しかし、本論文でみると、現実には結婚や出産を理由に仕事をやめる女性がまだまだ多い。

そして最近の出生率の低下は、(1) 晩婚化によって女性の結婚前のキャリアの蓄積がふえていること、(初婚年齢の高い妻ほど出生児数が少ない)(2) 子供のいない夫婦の増加(結婚15~19年で無子夫婦の割合は87年の3.1%から97年の3.7%へと漸増している)、(3) 女性の再就職のタイミングが早まり、第3子の出産をあきらめて働く女性がふえている(子供が2人で末子が6歳未満で就業する女性の割合は80年から85年で19.4%から23.7%へと上昇している)ことなどによってもたらされている(第11回出生動向基本調査、1997年)。

ここから読み取れるのは女性の就業が出生行動に大きな影響を及ぼしているということである。中野は、女性の再就職のタイミングが早まってき

ている理由を、所得放棄という機会費用によって説明している(中野 1991)。多くの女性が出生行動を優先し仕事をやめることによってそれまで得ていた所得を放棄している。この失った所得ができるだけ早く取り戻そうとするために再就職の時期が早くなっているのだという。

結婚前の蓄積が多くなるほど、出産のための退職にともなう機会費用(放棄所得)も高くなる。それが子育てコストの増加となって再就職の時期を早め、現実に生む子供数と理想の子供数とのあいだのギャップをもたらしているならば、継続就業ができる環境を整え女性の就業を支援することが子育てコストを下げ、出生率の回復につながることになる。

本稿では、女性の就業パターンがどのように変化しているのかをみるとともに、なぜ、日本では女性の結婚や出産での就業中断が頻繁におきるのかを、日本の労働市場の構造的な特徴に焦点をあてながら考える。そして、継続就業を望む女性が働き続ける環境を作っていくためにどのような施策が必要なのかについて考察する。

I 女性の就労パターンの変化

まずははじめに最近の調査から女性のライフ・サイクルがどのように変化してきたのかをみてみよう。1996年に日本労働研究機構が実施した調査によると、年齢が若くなるにしたがって独身比率が多くなり、女性の雇用就業率が上昇しているという。20歳代後半の雇用率は、52年から56年生れでは47.6%であるが、57年から61年生れでは

50.2%，62年から66年生れで55.8%，67年から71年生れで61.3%にまで上昇している。これにともなって晩婚化傾向も著しい。30歳代前半の独身者は57年から61年生れでは6%なのに62年から66年生れでは17%にまで上昇している。また、初婚年齢(SMAM)をみると、70年では男性27.47歳、女性24.65歳であったのに対して95年では男性30.57歳、女性27.63歳と晩婚化が進んでいる。

結婚しても子供のいないひとの割合も世代が若くなるにしたがって上昇している。たとえば52年から56年生れではこの割合が7%だったのが、62年から66年生れでは13%になっている。初めて子供を生む年齢も、52年から56年生れで結婚後平均1.8年だとすると、62年から66年生れでは2.14年と長くなっている。これにしたがって、女性の勤続年数が長くなっている。結婚前の就業経験の蓄積が世代が若くなるにしたがってふえているのである。

こういった変化から何が読み取れるのか。

まず世代が若くなるにしたがって、就業にあわせて結婚や出産の時期を調整しあげてはいるということである。いいかえれば、結婚や出産の時期が就業期間を決めていた52年から56年生れの女性に対して若い世代では、就業経験の蓄積が結婚や出産の時期を決定するという逆の因果関係もみられるようになっている。

それでは結婚や出産後もはたらき続ける女性がふえているのだろうか。そういう傾向はデータからは観察されていない。62年から66年生れの世代以降になると結婚後もはたらき続ける女性はふえているのだが、第1子出産後もはたらき続けるひとは少なくなる。結婚ではなく出産で退職する女性がふえているらしい。

同様の研究結果は、樋口・阿部・Waldfogel論文でも指摘されている。この研究では日本については92年『就業構造基本調査』の18歳から45歳の女子、アメリカについてはCurrent Population Surveyの19歳から45歳の女子、イギリスについては93年から95年Labour Force Surveyのそれぞれ個票をもちいて、配偶状態、子供

の有無、末子の年齢別に日米英の女性就業率を比較している。その結果、「無配偶(未婚者、離死別者)における就業率は米英に比べてわが国の方が高いが、結婚し配偶者を持つとわが国では女子就業率が大きく低下しているのに比べ、アメリカやイギリスでは低下を示さない」ことが観測されている(樋口・阿部・Waldfogel 1997, pp. 51-52)。もっとも米英でも子供を出産したあとの女性の就業率は低下しており、結婚や出産による就業中断が賃金に与えるマイナスの影響は3カ国で共通して大きい。

ただし、日本で、結婚や出産で仕事をやめることを理想と考えている女性は少ない。20代、30代の女性を対象に女性の理想とするライフ・コースをたずねた経済企画庁の『平成9年度国民生活選好度調査』では、「結婚し子供をもちながら働く」ことを理想と答えた女性がもっとも多い。しかし実際はどうなりそうかという質問ではもっとも多い回答が20代では「出産退職後ふたたび働く」、30代では「結婚退職後ふたたび働く」となっている。

樋口・阿部・Waldfogel論文の興味深いファインディングスは学歴と女性の就労パターンの関係である。日本の場合子供を出産したあとの就業率の落ち込みは短大・専門学校卒、高卒に比べて大卒で少ない。しかし、子供が大きくなってからパートタイムなどではたらくのは短大以下の学歴の女性が多いので、子供が5歳以上になると就業率は逆転し、大卒の就業率は中卒、高卒、短大専門学校卒よりもわずかではあるが低くなる傾向がある。他方、アメリカやイギリスでは子供の有無や年齢にかかわらず、どのライフステージでも大卒の就業率が他の学歴よりも高くなっている。

つまりアメリカやイギリスでは、大学への入学がその後の「結婚や育児もキャリアも」両立させる鍵になっているのに対して、日本ではかならずしもそうではないということである。もっともアメリカでも、女性の就業機会が拡大してきたはじめにはM字型就労が一般的であり、そのような傾向はみられなかった。

II はたらく女性と保育問題

なぜアメリカやイギリスにくらべて日本では結婚や育児で退職する女性が多いのだろうか。ひとつは、仕事と子育てを両立するための環境の整っていないことがあげられるだろう。1996年に経済企画庁が実施した『国民生活選好度調査』によると、はたらく女性が国や自治体に求めているサービスの第1が保育サービスの充実であるという。調査対象者20~44歳の女性2,362人のうちの61.9%がそう答えている。

はたらく女性の増加とともに日本では92年に育児休業法が施行され、男女にかかわらず従業員の申し出により子供が1歳になるまで育児休業制度が取れるようになった。また、小学校就学前の子供をもつ従業員に対しては勤務時間の短縮など、子供の養育を容易にする措置を講ずることが義務づけられている。また、95年4月1日からは雇用保険法の一部改正により、休業前の給与の25%が育児休業基本給付金として雇用保険から支給されるようになった。また、休業中の社会保険料についても申請により被保険者の本人負担分が免除されることになっている。

樋口・阿部・Waldfogel論文では、育児休業法利用可能な労働者とそうでない労働者のあいだで、継続就業率および平均勤続年数さらには出産1年後の賃金において差がみられることが指摘されている。たとえば、育児休業法でカバーしている人はそうでない人よりも出産1年後の賃金が25.8%高かった(樋口・阿部・Waldfogel 1997, p. 64)。

このようにはたらく母親の就業環境も整えられつつあるのだが、現状をみると日本の女性がフルタイムで出産後も継続してはたらく確率は親が同居しているかどうかにかかっている。たとえば、他の条件を一定とすると、親と同居しているひとはフルタイムではたらく確率が21%高くなる(大沢 1993)。つまり、日本では親に頼らなければまだ継続就業は難しいということなのである。同様の結果はさきに引用した樋口・阿部・Wald-

fogel論文や第11回出生動向基本調査の結果にもあらわれている。保育の問題は依然として女性の就業継続を妨げる大きな要因になっているのである。

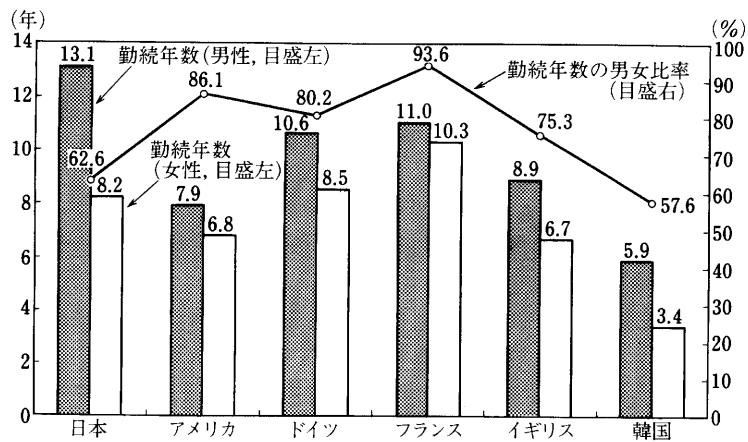
それでは保育の問題が解決されれば、女性の継続就業はふえ、就業と育児の両立が可能になれば、出生率も回復するのだろうか。そうは簡単にいかないのではないか。なぜなら、女性が結婚や出産で退職しやすく、その後再就職するときにはパートタイマーの仕事につくことが多いという特徴は、以下のべる日本の労働市場の2重構造と深く結びついているからである。そして、その背後には夫が経済的な責任をもち妻が保育や介護の責任をもつという夫婦の分業が暗に仮定されている。以下ではこの点についてみてみよう。

III 日本の労働市場の構造的特徴

1970年代から女性の就業率は上昇をつづけている。女性の高学歴化、既婚女性の労働参加の増大、出生率の低下といった現象は、経済が発展しサービス経済化が進むなかでどの先進国でも経験する変化である。しかし、日本の特徴は依然として大きな男女差が存在するところにある。とくに大学の進学率(97年で男子43.4%に対して女子26.0%)や勤続年数などにおいてその差が大きい。

図1は、勤続年数の男女差を国際比較したものだが、これをみると、日本の女性の勤続年数は決して短くないことがわかる。たとえば、アメリカの女性の平均勤続年数は6.8年に対して日本は8.2年と日本の方が長くなっている。つまり日本の労働市場を特徴づけているのは日本の男性の働き方であり、長期勤続なのである。

なぜ、日本の男性の勤続年数は長いのだろうか。従来の経済学では、それは企業内の教育訓練の多さによって説明してきた。日本の企業は多額の投資をおこなって社員を一人前にする。その投資効率を高めるために、労働者が転職しにくい労働市場を作ってきたのである。日本の年功的な賃金体系は他の国に比べて賃金カーブの勾配が高いという特徴がある。これは若いときは生産性よりも



備考) 1 労働省『賃金構造基本統計調査』(1996年), OECD "Employment Outlook" (1997年)により作成。

2 日本、アメリカは96年、その他は95年。

資料出所) 経済企画庁『平成9年版 国民白書』。

図1 男女別平均勤続年数の国際比較

低く、中高年になってから生産性よりも高い賃金が支払われる仕組みともいわれている。

こういった賃金体系のもとでは若いころの転職は不利になる。また、はじめから就業継続が見込めるない労働者(女性)を補助的な仕事につけ早期退職制度をもうけて退職を促すことが合理的な行動になる(大沢 1993)。滋野は「消費生活に関するパネル調査」のデータを分析し、他の条件を一定にして、女性の結婚が同一企業勤務先での就業継続に対してマイナスの影響を与えていていることを実証している(滋野 1997)。

加えて、日本には職業紹介に規制があり、求人情報が自由に入手できない。つまり、内部労働市場が充実している割にそれを補完する外部労働市場が未発達なのである。これが一番大きなアメリカの労働市場との違いである。

最近は日本の雇用慣行を維持することの是非をめぐってさまざまな議論が交されている。しかし、日本の雇用慣行の神髄が長期の視野に立った人材育成にあるならば、欧米社会においてもその重要度は十分に認識されており、またアメリカでもホワイト・カラーに関する限り採用時点での雇用保証が与えられている。つまり日米でいわれているほど大きな違いはないのである(日米の違いは日本

はブルーカラー労働者にも雇用保証があるのにに対してアメリカにはないことにある)。内部労働市場(大手企業)のなかに途中での出口(転職)や入り口(中途採用)が用意されている(一般的である)かどうかが違うのである。

さらに、中途での参入が少ないので、再就職の女性の就業機会はおのずと制約されてしまう。つまり初職よりも条件の悪い仕事につき、(外部労働市場の)非正規労働者としてはたらく確率が高くなる。こういった日本の労働市場の構造が、女性の就業パターンを特徴づけているのである。

また、内部労働市場で長期にわたって熟練形成がおこなわれるために、短期の報酬と生産性がかならずしも一致しない。そのため、個人が受け取る賃金は家族を養うために必要な生計費と考えて設計される。結果として、家族手当や住宅手当など、他の欧米諸国にくらべて給与に占める手当の割合が多い。つまり、妻の家庭での貢献も夫の賃金のなかにふくまれているのである。

さらに、日本では正規労働者(世帯主)の雇用保障が他の国よりも徹底している。そのため、景気の変動に対して硬直的な雇用制度になっている。その欠点を補うために、短期の景気調整には非正規労働者の数を調整することで対応してきた。

また、日本は他の先進国に比べて正社員とパートタイマーとのあいだの賃金格差が大きく、とくに勤続が長くなるとその格差が拡大する傾向にある(大沢 1998)。これは、日本の高コストの雇用制度を低賃金のパートタイマーが補っていると解釈できる。

また、これを世帯という単位でみれば、夫には家族を養える比較的高い賃金が、そして妻には夫の雇用保障を前提に安い賃金が支払われていることになる。そして、世帯全体でみれば、それなりの公平さが保たれている。しかし、男性も女性も正社員(または基幹的な労働者)としてはたらくようになると、こういった公平な基準は世帯から個人に移り男女のあいだや正社員とパート労働者のあいだに賃金の不公平感をもたらすようになる。最近は手当の男女差を不当とする訴訟が裁判所にもちこまれている。

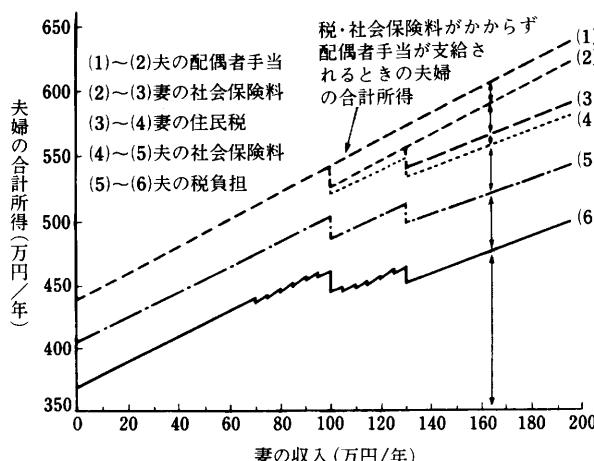
IV 日本的賃金の特徴と税・社会保障制度

いまのべた夫婦の分業を前提にした労働市場の機能は税制度や社会保障制度によって補完されている。これが専業主婦とはたらく女性とのあいだで税や社会保険料の負担の不平等につながっている。また以下でみると妻の年収100万円から

130万円までのあいだで税や社会保険料の負担が免除されているために、妻が就業時間を調整し、収入を課税限度額内に抑える傾向がみられる。これが逆にパートの低賃金化をもたらしているのだが、こういった収入調整の問題も、実は労働市場が伝統的な夫婦の分業を前提としているためにおけるている。

図2は、妻の収入が増加すると、それが夫婦合算の合計可処分所得にどのような影響を与えるのかについてみたものである。図の一番上が税負担前の夫婦合算所得であり、一番下の線が税負担後の可処分所得になっている。この一番下の線をみると100万円と130万円あたりで突然手取り所得が低くなっていることがわかるだろう。最初の落ち込みは、妻の所得が100万円を超えると会社から夫に配偶者手当が支給されなくなるためにおける。そして、妻の所得130万円での落ち込みは、この年収額を超えると社会保険料の支払いが義務づけられることによって生じている。

つまり、パート税制による所得の逆転現象は、配偶者控除や配偶者特別控除によってもたらされているのではなく、企業が妻の年収100万円で配偶者手当の支給を打ち切ることと、サラリーマンの妻たちの社会保険料負担が年収130万円まで免除されることによっておきているのである。



出所) 橋口美雄『労働経済学』東洋経済新報社, 1996年。
図2 妻の収入の増加と夫婦の合計可処分所得の変化(1994年の税・社会保障制度)

そして、もとをたどれば、それ(配偶者手当の支給)は企業が従業員に支払う給与を生活費保障とする考え方からきているものであり、また、130万円までの保険料負担義務の免除はそれによってパートタイマーの賃金を抑え、企業の入件費が節約でき、経営者は正規労働者の雇用保障をしながら労働市場に柔軟性を導入することができるというメリットをもっているのである。

さらに付言すれば、こういった賃金制度と社会保障などの負担の免除がパートタイマーなどの労働者を割安な労働者としている。それが企業の非正規労働者の需要をふやしているのである。最近は、基幹的な仕事をしているパートタイマーもふえてきている。

さらに(正社員の)職業情報が制約され、技能形成が職場内に限られていれば、転職や退職のリスクの少ない男性の教育訓練が優先される。つまり女性ははじめから昇進のための職場訓練において大きなハンディをもつことになる。つまり「日本の女性は結婚や出産で退職する傾向が強くその後はパート就労が一般的である」という特徴は実は、伝統的な家族を前提とした男性中心の日本の内部労働市場とそれを補強する税・社会保障制度によって合理的な行動になっているのである。

こうみると、女性が能力を発揮し、子供が育てられるためには、只単に女性への就労支援だけでは問題が解決しないことがわかる。日本の男性(世帯主保護)の労働市場の変革こそが求められているからである。

しかし、その変革はすでにはじまっている。日本では新卒労働者を採用して多額の教育投資をするのが一般的であるが、若年労働力不足を背景に若者の転職率が上昇しているからだ。91年すでに新規大卒労働者の4人に1人が入社後3年で離職している。また、年功的な賃金体系のなかの手当が削られ、そのかわりにその分を業績や能力など個人の仕事の貢献度にあわせて賃金に配分する能力給の導入が進んでいる。加えて、松下電気グループのように退職金を前払い方式で賃金に上乗せする企業も始めている。

地球規模の大競争の時代にはいって、日本の企

業の経営戦略も変わりつつある。収益をあげて市場から資金を調達しなければならないために組織をスリム化し正社員の労働条件を下げざるをえなくなっている。今後は一部を除いて正社員の処遇が非正社員により近い形で両者の格差が縮まっていくだろう。

V 正社員の短時間労働者をふやして労働市場の弾力化を

さて、日本ではパートタイマーは日本の経営の外に位置する労働者として処遇されてきた。しかし、いま日本に必要なのは身分としては正社員でありながら短時間はたらける新しいパートタイム就労の機会をふやすことだろう。

日本の長い労働時間のなかで既婚女性が仕事と家庭を両立することは難しい。他方、この論文でもみたように一旦パートになってしまふと賃金が低くなってしまうだけではなく、熟練の蓄積も正社員に比べて少ないものになってしまう。これは社会にとっても損失である。

もともと欧米のパートタイマーとは、只単に正社員よりも労働時間が短いというだけで、その他の諸権利はすべて正社員と同じ労働者のことだったのである。こういったことが実行されるためには、ひとりひとりの仕事の責任をあきらかにするなどの新たな試みが労使のあいだで必要になるだろう。

たとえば、91年に制定された育児休業法のなかには小学校就学前の子供をもつ従業員から請求のあった場合には、労働時間を短縮するなどの措置を講ずることが義務づけられている。これをはたらく母親のみでなく高齢者や過剰感のみられる管理職にも拡大していくのである。それが労働市場に柔軟性をもたらし、雇用をふやし、高齢者やはたらく母親の就業機会を拡大していく。今後女性の継続就業がふえるためには、こういった正規労働者の短時間雇用機会を拡大していくことが必要になるだろう。

VI 結びにかえて

本稿では女性の継続就業が進まない理由として保育の問題もさることながら、伝統的な家族を前提にして作られてきた日本の雇用慣行や日本の労働市場の(正社員と非正社員とのあいだの)2重構造について考えた。それが職場においても男女の役割を固定化し、女性の結婚や出産退職をもたらし、さらには再就職の就業機会を非正規のポストに狭めている。また、その背後には家族の経済的な責任は世帯主である夫が負い、保育や介護などは妻の責任といった考え方があり、それにもとづいた雇用政策や家族政策がある。

他方、経済の発展は男女の分業から男女ともにはたらく社会へと大きく変化した。しかし、制度はそのまま維持されたために、担いきれない大きな責任を家族が負うことになった。それが結婚の魅力を低下させ、育児を楽しめないお母さんを多く生み出しているのである。

こういった状況から日本が脱し、女性がいきいきとはたらきながら子供が育てられる社会を作っていくためには、はたらく女性への育児支援だけでは十分ではない。家族原則の男性中心の労働市

場から個人原則の労働市場への変革が求められている。さらには、従来のように非正規社員がパート労働者として短時間はらくのではなく、正規社員が短時間勤務を選べるようにすることによって、企業のリストラクチャリングの恩恵を労働者と企業の双方が享受できるシステムを作つてゆくことが重要だと考える。

参考文献

- 大沢真知子『経済変化と女子労働』日本経済評論社、1993年。
——『新しい家族のための経済学』中央公論社、1998年。
滋野由紀子「女性の社会進出による結婚と就業への効果」日本経済学会発表論文、1997年。
中野英子「出生行動に関する一考察——家庭機能との関連で——」『人口問題研究』47(1), 1991。
日本労働研究機構『女性の職業・キャリア意識と就業行動に関する研究』研究報告書 No. 99, 1997年。
国立社会保障・人口問題研究所『第11回出生動向基本調査——結婚と出産に関する全国調査・夫婦調査の結果概要』国立社会保障・人口問題研究所、1997年。
樋口美雄・阿部正浩・Jane Waldfogel「日米英における育児休業・出産休業と女性就業」『人口問題研究』1997年12月, pp. 49-66。
(おおさわ・まちこ 日本女子大学教授)

女性の高学歴化と少子化に関する一考察

白波瀬佐和子

I はじめに

昨今、我が国において少子化への危機感が高く、その主たる要因の一つとして若年者の晩婚化があげられる。特に近年の若年女性の高学歴化は、20代の未婚化・晩婚化に大きく寄与していると考えられており（国立社会保障・人口問題研究所 1998 a），少子化問題は高学歴女性の増加と関連づけて論じられることが多い（大沢 1998）。例えば、阿藤（1997）は、1970年代以降の女性の高学歴化は家庭外就労機会の増加、特に専門職従事者の増加とも相まって価値観の変化をもたらし、20代のシングル化現象をもたらしたと述べている。しかし、その一方で上野（1998）は、女性の高学歴化と晩婚化との直接的な関係を否定し、たとえ短大や大学を卒業しても彼女らは必ずしも就業を継続してキャリアを積み上げていくとは限らない状況を示唆している（p. 48）。このように少子化傾向を論ずる際に、女性の高学歴化がとりあげられることが多い。しかし、女性の高学歴化は果たして少子化の直接的原因となっているのであろうか。

本論文の目的は、女性の高学歴化と少子化の関係について人口学的のみならず、社会階層論的アプローチから検討を試みることにある。少子化を高学歴化と関連づけて議論することは社会階層論的であるといえる。つまりここでは、出生率の低下が女性一般に平均的に起こっているというよりも、高学歴取得者の増加という社会的属性分布の変化が少子化現象をもたらしたという視点である。

しかし、出生行動への学歴の影響をみる場合、その学歴の効果は、学歴自身の直接的な効果であるのか、それとも出身階級や本人の就業といった他の社会経済的要因を介しての間接的な効果であるのか、吟味する必要があるだろう。学歴そのものというより、社会経済的に恵まれた者はそうでない者に比べて高学歴を取得しやすいという、家族的背景の影響であるのか。さらには高学歴を取得したことでの就業の違い（例えば、専門職か非熟練のマニュアル職か）が出生行動に影響し、学歴は就業を通じた間接的効果であるのか。女性の学歴獲得とその後の出生行動への影響を詳しくみていく。本稿の構成は大きく2部からなっており、前半部分は社会階層変数を出身家庭、学歴、初職に分けて、結婚行動や出生行動を検討する。後半部分は、高学歴化の一つの帰結として価値観の変化が上げられるが、性別役割分業観について男性の家事参加と関連づけて議論を試みる。

本題に入る前に、1950年以来の女性の高校進学率、短大進学率、大学進学率と合計特殊出生率の時系列的変化をマクロデータからみよう（図1）。高校進学率に関しては、1960年代の伸びが著しく60年代後半には男性の進学率を1ポイント程度上まわるまでに至り、75年以降は9割を超えて緩やかに上昇し1997年には97%となっている。つまりほとんどの若年女性は義務教育を終了後高校に進学しているわけである。一方大学進学率については1970年から75年にかけ進学率が約2倍になり（6.5%から12.5%）、その後ゆっくりとした上昇傾向を示しながら90年代に入って、増加割合が高くなっている（1993年から97年までに

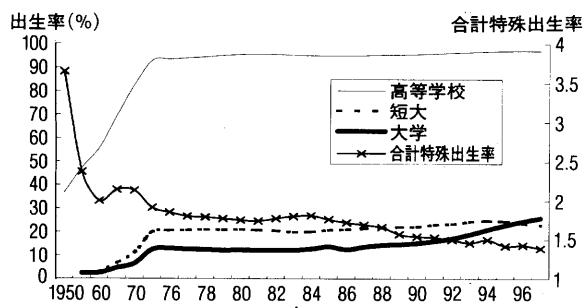


図1 女性の学歴と合計特殊出生率の変化

7ポイント上昇)。女性の高等教育において重要な位置にある短大への進学をみてみると、1965年から75年代にかけての10年間で6.7%から3倍も上昇し、大学進学率との差を一挙に広げたといえる(1975年時点では短大進学率は19.9%, 大学進学率は12.5%)。その後緩やかなカーブで進学率が増えたが、96年に大学進学率が短大進学率を上回り、97年時点では大学進学率26.0%に対して短大進学率は22.9%となっている。このように、女性の高学歴化は1960年代半ばから70年代半ばにかけて加速度的に起こり、90年代に入ってからは特に大学への進学率の上昇が目立つ。

一方、合計特殊出生率の時系列的変化をみてみると、1950年代に入って急激な減少を示して以来、全体として緩やかな減少を続け1980年代半ばから加速度的に減少し始めて1997年時点では1.39となっている(国立社会保障・人口問題研究所1998a)。80年代後半から特に女性の大学進学率の上昇と反比例するような形で合計特殊出生率が下降している。図を見る限り、女性の高学歴化と少子化傾向には何らかの関係がありそうである。

II データと変数

本研究において主たる分析対象となるデータは、1995年「社会階層と社会移動の全国調査」(以下SSM調査と略す)である¹⁾。本データは人口学的分析を主たる目的として構築されたものではないのが、質の高い社会階層に関する変数が含まれているという大きな利点があり、少子化を社会階層

論の枠組みから議論する本研究の分析視角に適したデータといえる²⁾。本データはA票、B票、威信票といった3つの質問票からなり、本論文の前半部分は、職歴変数を含むA票を中心として分析し、後半部の性別役割分業に関する分析はB票を使用する。社会階層変数として、父親の主たる就業によって代表される出身家庭、本人の初職、夫の結婚時における就業を分析に加え、これらをイギリスのゴールドソープを中心に構築されたEGPカテゴリー(Erikson, Goldthorpe, and Portocarrero 1988)に操作化する。本カテゴリーは、職種だけでなく従業上の地位や企業規模、役職を考慮にいれた総合的な地位指標である。同カテゴリーは次の6つに分類される。(1)専門管理、(2)ノン・マニュアル、(3)自営、(4)農業(自営・家族従業者を含む)、(5)熟練マニュアル、(6)半・非熟練マニュアル。学歴は、大卒と高卒、中卒の3つのカテゴリーに分類した。ただし、女性の高等学歴取得者に占める短期大学卒業者は、1995年SSMデータにおいて61%であって、大卒者は3分の1強にすぎない。従って、女性を対象とする場合、大卒カテゴリーは短大卒業者が多数派であることを断っておく。高学歴化、少子化といった時系列的変化を見るために、4つのカテゴリーに分類した年齢コウホートと2つの結婚コウホートを作成した。前者は、(1)1925~1935年生まれ、(2)1936~1945年生まれ、(3)1946~1959年生まれ、(4)1960~1975年生まれ、の4カテゴリーであり、後者は、調査時点での結婚時期を1970年以前と1971年以後に分けて作成した。また、いつ最終学歴を取得したのか考慮に入れるために、(1)1940~60年、(2)1961~75年、(3)1976~95年の3つのコウホートに分けて年次効果をみる。

III 分析

1 結婚と学歴

我が国において10代女性の出産は極めてまれであり、婚外子となると1割にも満たないという状況である。また、若年者層での婚外子率の増加

の背景に同棲の増加があげられるが、日本の場合はその数は低い。事実、第11回出生動向基本調査の独身票の結果、同棲を経験したと答えた者は女性の4.6%であり、10年前に比べて微増をしているものの明らかに少数派である（国立社会保障・人口問題研究所 1998b）。また、意識の上でも、結婚と子どもを持つことはかなり密接な関係の上に理解されており、男性の78%，女性の72%が「結婚したら子どもは持つべきだ」と答えている（国立社会保障・人口問題研究所 表IV-2-1, 1998b）。このように、同棲割合や婚外子の割合が非常に低い我が国において（岩澤 1998），出生行動は結婚と極めて密接な関係を持っていると考えられる。そこでまず、結婚時期に焦点を当てて、その年齢と最終学歴取得後結婚に至るまでの期間について検討する。

表1は、年齢コウホート別学歴別の平均結婚年齢を示したものである。まず学歴別にみると、結婚平均年齢は高学歴者程高く、その差は統計的に有意である。表には示さなかったが、コウホート全体の学歴間での平均結婚年齢は大卒者で25.4歳、高卒者で24.2歳、中卒者で23.7歳となっており、大卒者と高卒者の間での差が大きい。各学歴内での年齢コウホート間で結婚平均年齢の違い

は5%水準で統計的に有意であるが、明らかな高年齢化の傾向は見られない。その主たる要因は、ここでの分析が調査時点で結婚をしている者のみを対象としているためで、まだ結婚に至らない（これから至るかもしれない）ケースが除外されていることがある。この点は、調査の一時点における分析結果を解釈するにおいて、考慮しなくてはならない。表の後半部に示した多変量分散分析結果をみると、学歴間、コウホート間で違いはあるが、両者間の交互作用は認められず、特定学歴レベル取得者のみに結婚年齢の変化（高齢化）がみられるというわけではない。

次に、最終学歴修了後から結婚に至るまでの期間についてみてみよう。つまり、晩婚化という意味の中には、結婚年齢が遅いという意味に加えて、結婚するまでの期間が長いという意味合いも考えられる。表2は、学歴別・年齢コウホート別に結婚までの平均期間をみたものである。ここでは、学歴が高いほど平均期間は短く、この違いは有意である。結婚コウホート間での変化をみてみると、どの学歴レベルにおいても結婚までの時期の長期化が見られ、その差も有意となっている（表2の後半部の多変量分散分析結果）。しかし、学歴と結婚コウホート間に交互作用はなく、学歴のレベルにかかわらず一様に結婚までの期間が長期化していることがわかる。結婚までの期間が全体として長期化しているが、就学期間が長い高学歴者ほど結婚に至るまでの期間が低学歴者に比べて短い。結婚までの期間については、高学歴者が

表1 年齢コウホート学歴別平均結婚年齢

		平均	標準偏差	変動係数	N
大卒	1925-35年生まれ	25.63	2.22	0.09	70
	1936-45年生まれ	25.36	2.78	0.11	107
	1946-59年生まれ	24.96	2.75	0.11	22
	1960-75年生まれ	26.29	5.25	0.20	7
高卒	1925-35年生まれ	23.52	2.60	0.11	140
	1936-45年生まれ	24.26	3.71	0.15	302
	1946-59年生まれ	24.24	3.75	0.15	151
	1960-75年生まれ	24.62	4.28	0.17	106
中卒	1925-35年生まれ	19.57	3.16	0.16	7
	1936-45年生まれ	23.39	4.61	0.20	61
	1946-59年生まれ	23.99	3.67	0.15	121
	1960-75年生まれ	23.71	3.22	0.14	139
多変量分散分析結果		F	自由度	有意度	
学歴		14.26	2	0.000	
コウホート		3.42	3	0.017	
学歴×コウホート		1.99	6	0.064	

表2 結婚コウホート別学歴別結婚までの期間

		平均	標準偏差	変動係数	N
大卒	1970年以前	2.52	2.35	0.93	25
	1971年以後	3.81	2.56	0.67	172
高卒	1970年以前	5.53	2.91	0.53	282
	1971年以後	6.62	3.97	0.60	415
中卒	1970年以前	8.36	2.89	0.35	269
	1971年以後	10.05	6.06	0.60	59
多変量分散分析結果		F	自由度	有意値	
学歴		104.90	2	0.000	
結婚コウホート		19.17	1	0.000	
学歴×結婚コウホート		0.56	2	0.570	

その就学期間と比例して低学歴者より長いというわけではない。

では、上記の調査の一時点における分析から、まだ結婚というイベントが起こっていない（センター）ケースを考慮に入れて、結婚のステージに移行する確率をみてみよう（表3）。ここでの分析手法は、比例ハザード率といわれるコックス回帰分析法である。これは、学歴修了時を起点として、各時点での結婚に至る確率（移行率）をイベント未発生ケースをカウントしながら検討するもので、結婚や出産といった時間に依存する変数を分析するのに有効な統計的分析手法である。表3は仮説に即した変数の係数が対数の形で表されており、その係数の指數をとって変化の割合をとれば、特定変数の影響をみることができる。ここでの、仮説は4つある。まず出身家庭仮説（第1式）であり、恵まれた家庭からの出身者は、出身家族と同等に生活水準が維持できると判断した場合に結婚をする傾向があるので（山田 1996），専門管理出身者は非熟練マニュアル出身者より結婚

率が低いことをさす。2番目は学歴仮説であり、高学歴を取得した者は自己実現を目指す傾向にあり、結婚率を低める傾向にあることをいう。3番目は、労働市場仮説として初職を分析対象として、専門職に就く者は昇進機会にも恵まれており、結婚というよりキャリアを優先するために結婚への移行率が低いとする。最後に高学歴化という時系列的変数として、学歴取得年次コウホートを用いる。ここでの仮説は、近年学歴を修了した者ほど結婚しにくいというもので、近年の晩婚化に対応するものである。

第1式からみていく。出身家庭のどのカテゴリーも（非熟練マニュアル出身者をベースとして）有意な効果を示していない。つまり、結婚するか否かは出身家庭からの影響を受けないということである。第2式の学歴効果をみてみると、大卒、高卒ともに中卒（ベースカテゴリー）に比べて有意に結婚率が高いという結果を得た。特に大卒者は中卒者に比べて結婚する確率が2倍も多い。これは学歴仮説で言われる高学歴者は自己実現を

表3 結婚への移行率に関するコックス回帰分析（係数 対数値）

	第1式	第2式	第3式	第4式	第5式
出身家庭					
専門管理	0.0935				
ノンマニュアル	0.0940				
自営	-0.0068				
農業	-0.1016				
熟練マニュアル	-0.0834				
本人学歴					
大卒		0.7157**			0.5481**
高卒		0.4328**			0.3238**
初職					
専門管理			0.1640		-0.0839
ノンマニュアル			0.2310**		0.0299
自営			-0.4642		-0.4575
農業			0.1086		0.4039**
熟練マニュアル			-0.1290		-0.0648
学歴修了年次コウホート					
1976-1995				0.4537**	0.2493**
1961-1975				0.4089**	0.3115**
N	1217	1373	1297	1373	1297
センサー割合	18.1	18.9	18.9	18.9	18.9
-2(対数尤度)	12785.730	14485.162	13621.280	14501.436	13564.415

注) ** 1% のレベルで有意。

* 5% のレベルで有意。

めざして結婚しにくいという傾向とは相反する。3番目の最終学歴後はじめて就いた就業の影響は、ノンマニュアルのみ有意であって、初職がノンマニュアル職であった者は非熟練マニュアル職に就いた者に比べて結婚率が高い。戦後の若年女性の代表的な職種として事務職があげられるが、同職に就くことは結婚率を高めることになっている。しかし、設定仮説のなかで注目した専門職については何ら有意な影響を示していない。4番目の学歴修了年次コウホートについては、1976~95年コウホート、1961~75年コウホートは両者とも1940~60年コウホートに比べて有意に高い婚姻率を示しており、近年学業を終えた者ほど結婚しやすい。例えば、1976年以降に学歴を終了した者は、1960年以前に学業を終えた者よりも50%結婚への移行率が高い。各変数の全体効果をみると、上に設定したどの仮説も支持されなかった。

では、これまでの全体効果をみて出身家庭カテゴリー以外の有意な効果を示した変数をいれた結果が最後の第5式である。ここで、有意な影響を示したものは、学歴、農業の初職カテゴリー、1976~95年学歴年次コウホート、1961~75年学歴年次コウホートであった。結婚への移行率に関する分析において大きな発見は、学歴と学歴修了年次の持つ重要な影響力と限られた社会階層的要因の影響力である。結婚というライフステージに移行するかどうかという決断は、学歴によるところが大きく、特に大卒(短大卒)者であるかどうかが大きな意味を持つ。しかし、コックス回帰分析が結婚するか否かに加えて最終学歴修了後から結婚までの時間を考慮にいれているため、高学歴者程結婚年齢が高いという晚婚化仮説は支持されたが、結婚というイベントへの移行率を考えると、高学歴者が移行しにくいというわけではない。なぜなら、就学期間が長い分、結婚までの期間が短いという状況があるからである。ツヤとメイソン(Tsuya and Mason 1995)が結婚年齢を被説明変数として比例ハザード分析を行った結果、高等学歴を取得することが結婚への確率を一掃するというより、結婚年齢を遅らせることを示している。ここでの分析結果も、ツヤらの結果と大枠に

おいて一致するものであり、高学歴者は結婚年齢は高いが結婚確率自体は決して低くないことが認められた。結婚への移行については、結婚をする時期(年齢)と結婚までのタイミング(期間)といった2つの軸が絡んでおり、両軸は必ずしも同じ方向にないことを見落としてはならない。

以上、結婚という新たなライフステージへの移行は、高等学歴を得たかどうか、いつ学業を終えたかといった年次効果が重要な意味を持つ。しかし、結婚前にいかなる仕事に従事していたのかという社会経済的属性はそれほど効果を発揮していない。学歴別に職種分布をみてみると、学歴が高くなればなるほど限られた職種への集中がみられ、女性の場合はその集中度が男性に比べて高い。事実、平成2年の国勢調査報告によると、大卒女性の53%が専門職に従事しており、そのなかでも教員は高学歴女性の仕事を代表する職種の一つである。しかし、女性の高学歴化と密接な関係を持つ限られた職種は、全体として結婚行動に有意な影響力を発揮していないようだ³⁾。

2 第1子出生と学歴

次に、結婚後はじめての子をいつ産むかについて検討してみよう⁴⁾。表4は、学歴別結婚コウホート別の第1子出生年齢に関する多変量分散分析の結果である。学歴が高くなればなるほど第1子出生年齢が高くなり、その学歴間の違いは統計的に有意である。結婚コウホート間でも出生年齢の変化がみられ、若年コウホートほど出生年齢が高

表4 結婚コウホート別学歴別第1子出生年齢

		平均	標準偏差	変動係数	N
大卒	1970年以前	25.64	3.02	0.12	28
	1971年以後	27.62	3.00	0.11	148
高卒	1970年以前	25.33	3.42	0.14	265
	1971年以後	26.03	3.66	0.14	381
中卒	1970年以前	24.90	3.36	0.13	251
	1971年以後	24.89	4.49	0.18	54
多変量分散分析結果		F	自由度	有意値	
学歴		7.87	2	0.000	
結婚コウホート		8.14	1	0.004	
学歴×結婚コウホート		2.51	2	0.082	

い。しかし、その変化は学歴間で異なっていない(両変数間で交互作用がない)。つまり、高学歴者ほど第1子出生年齢は高いが、どの学歴レベルにおいても出生年齢の高齢化が一様にみられる。

表5は、結婚後はじめての子を出産するまでの期間を学歴ごとにみたものである。この出産時期までの期間については、学歴間、コウホート間で違いはない。つまり、第1子を産む年齢は学歴間で異なっているが、その違いは結婚年齢が高学歴者ほど高いためで、結婚してから子どもを産むまでの期間は学歴に関係なく類似している。

では、前節の結婚率と同様、調査時点にまだ子どもを産んでいない者(センサー)を含めて第1子出生率をみてみよう(表6)。設定仮説としては、前述の結婚率をみた時と同様であるが、夫の結婚

時における就業をも考慮にいれた(第4式)。ここでは、専門管理の夫と結婚した者は、出生率が低いであろうと考える。なぜなら、専門管理に従

表5 結婚コウホート別学歴別第1子出生までの期間

		平均	標準偏差	変動係数	N
大卒	1970年以前	2.90	3.28	1.13	176
	1971年以後	3.11	6.10	1.96	27
高卒	1970年以前	2.43	3.37	1.39	406
	1971年以後	3.93	7.78	1.98	267
中卒	1970年以前	3.07	4.99	1.63	54
	1971年以後	2.99	5.88	1.97	237
多変量分散分析結果		F	自由度	有意値	
学歴		0.10	2	0.906	
結婚コウホート		1.24	1	0.265	
学歴×結婚コウホート		1.95	2	0.142	

表6 第1子出生への移行率に関するコックス回帰分析(係数 対数値)

	第1式	第2式	第3式	第4式	第5式	第6式	第7式
出身家庭							
専門管理	-0.2400						
ノンマニュアル	-0.0790						
自営	-0.0345						
農業	0.0726						
熟練マニュアル	0.0101						
本人学歴							
大卒		-0.2072*					-0.0773
高卒		-0.0043					0.0297
初職							
専門管理			0.0347				
ノンマニュアル			0.0372				
自営			-0.0884				
農業			-0.0109				
熟練マニュアル			0.1088				
夫結婚時就業							
専門管理				-0.2862*			-0.2273
ノンマニュアル				-0.1599			-0.1370
自営				-0.1806			-0.1762
農業				-0.1450			-0.1504
熟練マニュアル				-0.0744			-0.0536
結婚年齢					-0.0353**		-0.0294**
結婚年次コウホート						0.0347	
1971年以後							
N	945	1061	1002	973	1061	1061	973
センサー割合	8.18	8.01	8.08	8.22	8.01	8.01	8.22
-2(対数尤度)	10971.835	12423.758	11623.308	11218.165	12415.929	12429.667	11206.942

注) ** 1% のレベルで有意。

* 5% のレベルで有意。

事する夫は学歴が高く、同じ高学歴女性と結婚する傾向にあり、高学歴の女性は学歴仮説から出生率が低い傾向にあるために、専門管理を夫に持つ者は出生率が低いと仮定する。また、結婚年齢とともにいつ結婚したのかを結婚コウホートとして分析に加える。表4の全体効果の結果をみてみると(第1式から第6式)，有意な効果を示したのは、大卒変数、専門管理の夫、そして結婚年齢である。これらは全て出生率を有意に下げている。例えば、学歴仮説が述べたように、高学歴者は中卒者に比べて出生率が19%低く、同様に、専門管理の夫と結婚すれば非熟練マニュアルの夫と結婚した場合に比べて25%子どもを産む確率が低い。さらに、結婚年齢が高くなるほど出生率が低くなる。一方、結婚前において女性本人が就いていた従業、例えば専門職についていたかどうかは、結婚後の出生率になんら影響をもたらすものではない⁵⁾。

出身家庭と本人の結婚時の就労変数を除く第6式をみてみると、学歴と夫の結婚時の就業の持つ影響が有意でなくなっている。有意な影響が残ったのは、結婚年齢と結婚年次コウホートである。特に、学歴は年齢を考慮にいれることで出生率への影響は無くなり、年齢の影響が有意となる。つまり、結婚後いつ子どもを産むかどうかは年齢との関係が強く、大学を卒業していようが、義務教育のみ終了した者であろうが、有意な差は認められない⁶⁾。このように、子どもの出生はいつ結婚したのかといった人口学的な要素によって大きく左右されていることが認められた。高学歴女性が子どもを産まないというのは、高等学歴取得に伴う価値観や専門職に従事しやすいという社会経済的要因というより、高学歴取得者の結婚年齢が高いためである。結婚というライフイベントへの移行がなされたならば、出生行動は年齢によって決定される部分が大きく、社会階層的な影響はほとんどみられない。

3 性別役割分業観と学歴

高学歴化が少子化を促す説明を性別役割分業観を拒否する価値観の違いに求める場合が多い。高

学歴を獲得することによって、価値観がよりリバーラルになり従来の「男性は外、女性は内」という分業規範を否定し、ひいては実際に結婚を止めるか、遅らせる一方で男性と同等にキャリア指向を深めていく。事実、男女共に高学歴者ほど性別役割分業観に否定的である傾向が、95年SSM調査によっても認められた。これは、高学歴を取得することで従来の分業規範を否定しやすい傾向といえる。そこで本節では、この性別役割分業観が実際の性別役割分業体制にどのように影響を与えるのか男性の家事参加に焦点を当てて議論してみたい。価値観と実態との関係を論じることは、若年者の価値観の変化と少子化の問題を議論する上に重要であり、高学歴取得が現実の生活にどのように還元されているかをみるとことにも通じる。分業観と分業体制の関係を実際の男性の家事参加をみることで検討してみよう。

幸い1995年SSM調査においては、既婚男性について家庭内労働に関する質問が設けられている。家庭内労働とは、(1)食事の支度や後片付け、(2)掃除や洗濯、(3)育児や子育ての協力、の3つの側面を取り上げて、そのかかわりの程度が質問されている⁷⁾。

表7は、3つの家庭内労働を従属変数として重回帰分析を行った結果である。どの従属変数においても、性別役割分業観(スコアが高いほど肯定)，本人学歴，妻の就業，年齢を説明変数として加えている。ここでの仮説は、まず役割分業観に否定的であればあるほど家事参加の程度が高いであろうし、学歴が高いほど家事への参加程度が高いであろうとみなす。妻の就業に関しては、妻が家庭外就労しているほど夫の家事参加は促されると考えられ、年齢は若年者の方が男性が家事をすることへの抵抗が少なくその参加の程度は高いであろうと考えられる。

まず、食事の支度や後片付けを従属変数とした重回帰分析の結果をみてみよう。男性がどれくらい食事の支度に関わっているのかに有意な影響を示したものは、性別役割分業観と本人学歴であって、妻の就業状態や年齢の影響は有意ではない。性別役割分業観に否定的な見解を持つほど、また

表7 男性の家事参加に関する重回帰分析

	係数	標準誤差	係数	標準誤差	係数	標準誤差
定数	1.431**	0.175	1.481**	0.173	2.553**	0.215
性別役割分業観	-0.078**	0.031	-0.103**	0.031	0.001	0.038
本人学歴	0.132**	0.033	0.080**	0.033	0.060	0.041
妻就業	0.050	0.047	0.063	0.046	-0.009	0.058
年齢	0.002	0.002	0.001	0.002	-0.017**	0.003
R ²		0.038		0.033		0.090
従属変数	食事		掃除・洗濯		子育て	

注) ** 1 %のレベルで有意。

* 5 %のレベルで有意。

高学歴を持つ者ほど食事の支度に参加しているといえる。掃除・洗濯についても同様に、性別役割分業観と学歴の影響が重要であることが認められる。性別役割分業を否定する、あるいは肯定する価値観が実際の男性の家庭内労働参加を決定する一方で、妻の就業といった外的な要因は、食事や掃除・洗濯への参加程度に実際のところそれほど影響しているようではない。妻が働いていても価値観が保守的であれば家事の参加はしないし、妻の就業状況と男性の家事参加は必ずしも一元的ではないようである。言い換えれば、たとえ妻が就労していても男性の家事参加がそのために促されるとは安易に期待できない状況があるようだ。

しかしながら、子育て参加に関しては、性別役割分業観も学歴もその影響は有意ではない。有意な影響を示したのは年齢のみであって、子育てに参加するのは性別役割分業観に否定的であるからでもなく、大学教育を受けているからでもない。年齢的に若いか否かがどれくらい子育てに参加するかどうかを決定するという結果を得た。高学歴者ほど子育て参加の程度は高いが、若年者ほど大学卒業者割合が高いという状況を考慮に入れることで、その学歴の効果は無くなってしまう。子育て参加の程度を説明するにあたって、高等教育を受けることによる直接的な影響はこの結果をみる限り認められない。また、妻が就業しているかどうかは子育てへの参加程度に違いをもたらさないという結果は、少々意外であった。

以上、性別役割分業観や学歴、年齢を考慮にいれて、男性の家庭内労働への参加をみてみると、

価値観が実態に反映されやすい部分とそうでない部分がある。確かに、食事の支度や掃除・洗濯への参加程度は、性別役割分業観を否定する傾向と高学歴化によって高まるが、子育てについては同様のパターンはみられない。高学歴化、価値観の変化が即男性の子育て参加を促すというよりも、年齢の違いが重要な意味を持つ。

IV 考 察

本論文では、結婚と第1子出生というライフイベントに焦点を当てて、女性の高学歴化の影響を検討した。また、男性の性別役割分業観と実際の家事参加の程度との関係を学歴や女性就労や年齢と関連させながら議論をしてきた。本研究で明らかになったことの一つに、年齢の影響の重要性を上げることができよう。結婚への移行に至っては学歴の持つ重要な意味を確認したが、少子化に直接反映される子どもを産むか産まないかの決定は何歳時に結婚したかに依るところが大きい。また、少子化への対応策としての男性の家事参加についても、肝心の子育て参加の程度は価値観や学歴との関係というより年齢的なことが大きく関与していた。

プリントン(1988)は、日本が年齢によってライフイベントの発生時期が決定される度合いが高く、イベント発生時期の分散も小さいことをもって、年齢の持つ意味の重要性を述べている。彼女の見解は、女性の社会階層上の地位を決定する際に、大学を卒業したのか、どのような職業に

就いているのか、という社会経済的属性の効果がアメリカに比べ低く、年齢という人口学的要因が重要な意味を持っている状況をさしている。つまり、年齢によって整然と秩序づけられたタイムテーブルが、教育や職種といった社会経済的要因の影響力を低めているともみなすことができるかもしれない。確かに、高等教育の普及は価値観の変化に一役担ったところもある。しかし、出生行動や子育てについては限られた影響しか認めることができなかつた。

言い換えるれば、柔軟性に欠けるタイムテーブルの設定が、結婚をするかしないか、仕事を続けるかやめるか、子どもを産むか産まないか、といった各ステージごとの選択を二律背反的なものとし、結果として若年女性が子どもを持とうとしない状況を生んでいるといえるかもしれない。少子化は各個人の社会的選択の一現象である。なぜ、子どもを産まないことを選択したのかを真剣に考えることは、女性が高学歴を持つことの弊害を安易に述べるに留まることなく、男性を含めた働き方や生活の仕方といった総合的な視野で議論することが必要となってくる。婚外子が極端に少なく、若年者の同棲割合も低い我が国において、子どもを産むことと結婚することは同時決定的であり、結婚へのステージに移行することが子どもの出産を決定する前提条件となっていく。結婚があって、子どもの出産を迎えるという整然と取り決められたタイムテーブルからの縛りつけが強いほど、若年女性を結婚から遠のかせ、子どもを産まない状況に追いやっていく可能性を高めているのではないだろうか。柔軟な生き方を受け入れ、援助していく社会システムの構築こそが、少子化対策の鍵となりうるようと思われる。

謝 辞

本論文執筆にあたり、石田浩氏から有益なコメントをいただいた。感謝したい。また、図表の作成は山田聖子さんにお願いした。お礼を申し上げる。

注

- 1) 1995年SSMデータの使用にあたり、1995年SSM調査委員会の許可を得た。この場を借りて感謝の意を表す。
- 2) SSMデータの結婚に関する情報は、調査時点での結婚（「現在の結婚」）についてであって、必ずしも初婚というわけではない。
- 3) 本分析においては、高学歴者中の短大卒者の割合が高いので、必ずしも四大卒女性を代表した結果ではない点を留意されたい。
- 4) 95年SSM調査においては、子どもの有無を結婚経験のある者にのみ限定しているので、婚外子に関する情報は得られない。
- 5) 初婚の代わりに結婚時の職業を加えても同様の結果を得た。しかし、結婚時（結婚年次前後の1年間）に無職と答えた者もあり、分析サンプル数が減少するので結婚前の就業として初職を変数とした。
- 6) 第11回出生動向基本調査を用いて、結婚から第1子出生までの間隔は高学歴者ほど長いという佐々井（1998）の分析結果とは一致しない。今後の検討課題としたい。
- 7) 実施の程度は（ア）いつもする、（イ）ときどきする、（ウ）ほとんどしない、に分かれ、程度の最も高いものを3とし、最低を1としてスコア化した。なお、この分析においては、学歴の高さに応じて3から1にスコア化した。教育年齢を入れたり、学歴をカテゴリー化して挿入する仕方もあるが、ここでは、学歴の持つ影響の全体像をみることが主たる目的であるので、最もわかりやすい方法をとった。

参考文献

- 阿藤 誠（1997）「日本の超少産化現象と価値観変動仮説」人口問題研究（53），3～20頁。
 Brinton, Mary (1988) "The Social-Institutional Bases of Gender Stratification: Japan as an Illustrative Case," *American Journal of Sociology* (94) : 300-34.
 Erikson, Robert. John H. Goldthorpe, and Lucienne Portocarero (1979) "Intergenerational Mobility in Three Western European Societies," *British Journal of Sociology* 30 : 415-523.
 岩澤美帆（1998）「少子化社会における家族形成観——欧米仮説の日本における検証——」SPSN第15回研究会発表。
 国立社会保障・人口問題研究所（1998 a）「日本人の結婚と出産 平成9年第11回出生動向基本調査 第I報告書」。
 ——(1998 b)「第11回出生動向基本調査 独身者調査の結果概要」。
 大沢真知子（1998）『新しい家族のための経済学』中央公論社。

佐々井司 (1988) 「出生のタイミング」, 『第11回出生動向基本調査 第I報告書』, 24頁。
Tsuya, O. Noriko and Karen Oppenheim Mason (1995). "Changing Gender Roles and Below-Replacement Fertility in Japan" in *Gender and Family Change in Industrialized Countries*, edited by Karen Oppenheim Mason and An-Magritt Jensen, pp. 139-67.

上野千鶴子 (1998) 「出生率低下：誰の問題か？」
人口問題研究 (54), 41~62頁。
山田昌弘 (1996) 『結婚の社会学』 丸善ライブラリー
一。
(しらはせ・さわこ 国立社会保障・人口問題研究所
社会保障応用分析研究部第2室長)

医療保険制度と所得再分配

勝又幸子
木村陽子

I はじめに

本稿の目的は医療保険を通じる所得再分配を推計することである。国民医療費は1996年(平成8年度)で28.521兆円、社会保障給付費でみても医療費は全体の37.3%をしめるほどに大きなシェアをしめる。医療は年金ほどには保険料納付期と給付期が明確に区分されないが、年金と似かよった性格をもっている。それは年齢階級別でみると稼得期により多く負担をし、高齢期にはより大きな給付を受けるという性格である。現在では高齢者1人当たりの医療費は、それ以外の者1人当たりの医療費のおよそ5倍¹⁾であり、総医療費のおよそ33%が高齢者によって消費される。医療制度は高齢化の影響を大きくうける制度でありながら、医療保険を通じる所得再分配については、これまで充分には分析されてこなかった。

年金では、この20数年間に多くの研究が蓄積され、たとえば、現行制度のままでは後続世代に大きな負担を課すこと等が明らかになった。このような研究結果に基づき、制度を長期的に健全に維持するために、給付額の引き下げや保険料率の引き上げ等、構造改革も含めて議論してきた。これとは対照的に、医療は年金ほどには制度改革が進んでいない。したがって、このまま推移すれば事態は年金よりも深刻となると予測できる。

本稿では、政府管掌健康保険について、1925年、1955年、1985年生まれのコホートをとり、所得再分配効果の推計を行った。本稿の構成は以下のとおりである。IIでは、医療保険を通じる

所得再分配の研究について概観する。IIIでは分析方法を、IVでは分析結果を述べ、Vを結びとする。

II 医療保険を通じる所得再分配に関する調査・研究

厚生省『所得再分配調査』によると、医療の現物給付は当初所得の低い高年齢層にたいして多く支給され、所得再分配的である²⁾(「世帯主の年齢階級別一世帯当たり平均金額等」:表1)。しかし、この結果には留意しなければならない。というのは、年金と同じく医療保険も稼得期においては負担の方が大きく、高齢期に給付が大きいという特徴があるからである。制度の所得再分配の態様を一時点で測定すると、高齢者には当初所得が低い人が多いため、所得再分配が過度に強調されてしまう恐れがある。

この難点を避けるためには、代表的個人あるいは世代全体のライフ・サイクルを通じての所得再分配に着目する必要がある。この分野の実証研究は、1970年にA.B. Atkinsonが年金について始めたものである。本稿では、政府管掌健康保険加入者で1925年、1955年、1985年生まれのコホートをとり、ライフ・サイクルを通じる推計を行った。この3つの世代は、現在高齢期にある世代、働きざかりの世代、日本の高齢化のピークである2050年に高齢期を迎える世代として選択した。

一圓(1995)は、国民健康保険について、給付と負担の年齢階級別の構造変化を分析した。国民健康保険被保険者の保険料(あるいは保険税)負担

表1 世帯主の年齢階級別一世帯当たり平均金額等

	総数	30歳未満	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上
再分配係数(%)	-0.3	-7.8	-8.4	-9.5	-10.2	18.3	52.8
拠出 (万円)	拠出合計額	108.7	46.2	88.2	126.2	151.1	105.5
	税金	63.7	21.2	43.0	71.2	88.6	70.0
	社会保険料	45.0	24.9	45.2	55.1	62.6	35.6
	長期(年金)	24.7	15.0	26.9	31.8	36.1	15.9
	短期(医療)	19.4	9.4	17.3	22.2	25.3	19.1
	その他(雇用保険等)	0.9	0.6	1.0	1.2	1.2	0.4
受給 (万円)	受給合計額	107.0	19.6	41.5	57.6	67.6	199.6
	現金給付	59.4	4.1	11.6	19.4	21.7	138.0
	(再掲)年金・恩給	56.9	3.5	8.2	17.5	19.7	134.3
	現物給付	47.6	15.5	29.9	38.2	46.0	61.6
	(再掲)医療	47.1	14.6	28.7	37.9	45.7	61.4

資料 平成5年所得再分配調査結果。

を測定するのは、徴収方法が標準報酬月額を基礎とする被用者保険とは違い、課税所得を基礎としており、その取り方が多様であるため困難である。この点に関しては、『賃金センサス』における年齢階級別の「決まって支給する現金給与額」が15歳から64歳までの報酬分布を示すものとして、全被保険者に一律の保険料率を適用するというかなり大胆な仮定のもとで負担額を推計した。

そして、一圓(1995)は、1965年、1974年、1993年の『国民健康保険実態調査報告』における年齢階級別1人当たり医療費および世帯主年齢階級別総医療費(被扶養者分も考慮)をみた。それによると、年齢階級別1人当たり医療費は、1973年に創設された老人保健制度の影響で60~64歳を境にしてねじれ現象がみられ、1974年と1993年は、65歳以上の医療費は他の年齢階級のそれをしのぐことになった。また、世帯主年齢階級別総医療費は少子化や高齢者世帯の独立によって年次を経るにしたがって構造変化し、1993年では、世帯主の年齢階級が高まるほど医療費も上昇する(65~69歳を除く)傾向が強くなること、および、給付と負担の形状のずれが1965年よりも1974年、1974年よりも1993年と最近になるほど大きいことも指摘した。このような構造変化はコーホート分析でもみられるのだろうか。

III 分析方法

本稿では次の3点を明らかにしたい。第1は、各コーホートについても、年齢階級別の1人当たり医療費および世帯主年齢階級別総医療費の分布構造が変化したのか、である。第2は、各コーホートについて、被保険者総保険料の年齢階級別の分布構造が変化したのか、である。以上の2点については、1993年度価格に換算して分布をみた。第3は、所得再分配の程度を測定するために、各コーホートについて、費用便益比率を測定することである。費用はある特定時点における総保険料納付額の現在価値、便益とは同じく総医療保険給付額の現在価値である。

1. 政府管掌保険

分析に入る前に、政府管掌健康保険について簡単に説明しよう。政府管掌健康保険は1922年4月22日に公布、1926年7月1日より実施された職域保険のひとつである。保険者は国、被保険者は主に中小企業に勤務する被用者である。保険料は標準報酬(1999年現在で92,000円~980,000円)にかけられ、保険料率は1000分の85、労使折半である。特別保険料としてボーナス時1%

(労使折半)が掛けられる。国庫負担は、事務費および給付費の13%である。1996年度末現在で被保険者数はおよそ1,998万人、被扶養者は1,823万人である。なお、一部負担割合は近年制度改革が行われ、1997年9月1日以前は被保険者が1割、家族は入院2割、外来3割であったのが、それ以降被保険者の一部自己負担は2割となった。

2. 分析の仮定等

- 1) 年齢階層別医療給付費と標準報酬月額平均額については『社会保険庁 医療給付受給者状況調査報告 政府管掌健康保険・船員保険』によった。医療給付費には、一部負担金は含まれない。
- 2) 推計上、生涯政府管掌保険の被保険者を仮定した。
- 3) 1人当たり医療費を推計する場合には、0歳から平均寿命に近い85歳までの医療費とした。
- 4) 年齢階級別一人当たり医療給付費のデータは昭和40年以降のみ実数が得られたので、それ以前のデータについては昭和40年時点の年齢階級別医療給付費を基礎として推計した。1925年生まれ世代については14歳以下の場合は被扶養者の医療給付費データを、15歳以上については被保険者の医療給付費データを基礎とした。1955年生まれ世代と1985年生まれ世代については、高学歴化を考慮して19歳以下の場合を被扶養者とし、20歳以上から被保険者の医療給付費データを基礎とした。なお66歳以降の給付費は平成5年国民医療費と老人医療事業年報より70歳以上一人当たり医療給付費(自己負担を除く)を推計し、給付費の伸び率は一定として推計した。年齢階級別一人当たり医療給付費のデータは5歳刻みなので、その間の給付費は5年間の年平均伸び率で推計した。
- 5) 費用・便益比率においては、保険料は事業主負担も被保険者が負担するものとし、医療給付額からその時々の国庫負担分を差

し引いた³⁾。

- 6) 政府管掌健康保険の給付額については平成8年度のデータが本稿執筆段階で直近であったため、将来の給付については、平成8年度の年齢階級別医療費を基礎データとした。
- 7) 1997年度に被保険者の自己負担が1割から2割に引き上げられ、老人保健制度においても自己負担が引き上げられた。自己負担の引き上げは当然、医療需要にも影響する。しかし、本稿ではその影響は考慮に入れていない。
- 8) 被扶養率のデータを使って世帯構造を考慮した医療費を推計した。扶養率とは被保険者年齢階級別被扶養者数を年齢階級別被保険者数で除した結果である。推計した世帯構造は被保険者は20歳から44歳まで子供を扶養し、45歳から85歳までは老親または老配偶者を扶養することを前提とし、世帯主の年齢に応じて被扶養者である子の年齢も差をつけた⁴⁾。
- 9) 将来の医療費の伸びについては、平成8年度データで固定した。その根拠は注5に示すとおりである⁵⁾。
- 10) 高齢者医療についての制度改革は将来生じる可能性が大きいが、本稿では制度改革はないものとして試算した。
- 11) 1955年生まれと1985年生まれの標準報酬は平成8年度の年齢階層別標準報酬月額で固定した。また保険料率については2025年、2050年の2時点で将来の人口構造を基礎として推計した。考え方としては、総医療給付費を標準報酬総額で除することで将来の保険料率を推計した。2)で生涯政府管掌保険の被保険者であると仮定したように、平成8年の政府管掌健康保険の加入者総数(被保険者と被扶養者)が将来にわたって変化しないと仮定した。

3. 費用便益比率の計算方法

費用便益比率では、市場利子率rを割引率とし

て、便益の現在価値 V と費用の現在価値 C を得、その比率 C/V 及び V/C をとる。ここでは、 r を 2%, 3%, 5% の 3 種類について計算をした。

ただし、各個人は 1 期から N 期まで医療保険に加入するものとする。医療保険では、各期の費用 C_t は保険料額、各期の便益 R_t は医療給付額となる。

$$V = \left[\frac{R_1}{1+r} \right] + \left[\frac{R_2}{(1+r)^2} \right] + \cdots + \left[\frac{R_t}{(1+r)^t} \right] + \cdots + \left[\frac{R_N}{(1+r)^N} \right]$$

$$C = \left[\frac{C_1}{1+r} \right] + \left[\frac{C_2}{(1+r)^2} \right] + \cdots + \left[\frac{C_t}{(1+r)^t} \right] + \cdots + \left[\frac{C_N}{(1+r)^N} \right]$$

IV 分析結果

1. 年齢階級別 1 人当たり医療給付額 (年額 1993 年価格: 図 1)

医療給付額は当然、自己負担分を含まない。図 1 より次のことが言える。第 1 に、年齢階級別 1 人当たり医療費の分布構造は、1925 年生まれ、1955 年生まれ、1985 年生まれとも大きな変化がない。これは老人保健制度や給付率 (一部負担の割合) の変更がないためであると考えられる。ただし、1985 年生まれに比較してそれ以前のコ

ホートの幼少期の医療費が低いのは、被扶養者の給付率が 50% と低かったためであると考えられる。

2. 世帯主年齢階級別医療給付額 (年額 1993 年価格: 図 2)

世帯主年齢階級別医療給付額は、扶養率を考慮したものである。扶養率は、扶養者数を被保険者数で除したものである。扶養率は、年少者に関しては次のことが言える。扶養率は少子化に伴って低下し、一方で高学歴化によって子の扶養期間が長くなることによって上昇する。また、高齢者にかんしては次のことが言える。寿命が伸びることによって扶養率が上昇し、高齢者世帯が独立することによって扶養率が低下する。配偶者にかんする扶養率は、共働きが多くなると扶養率が下がると予想される。実際の動きはこれらの動きを全部含めたもので、扶養率の推移 (表 2) に示すとおりである。これによると、昭和 41 年を別にすると、昭和 43 年以降扶養率は長期的に全年齢階層で低下傾向にあることがわかる。

図 2 は世帯主年齢階級別医療給付額 (年額 1993 年価格) を示したものである。少子化が進むと 44 歳以下の世帯主の医療給付費が世代が若くなるにしたがって低下すると考えられるが、図 2 はこれとは逆の動きを示している。一圓 [1995] の

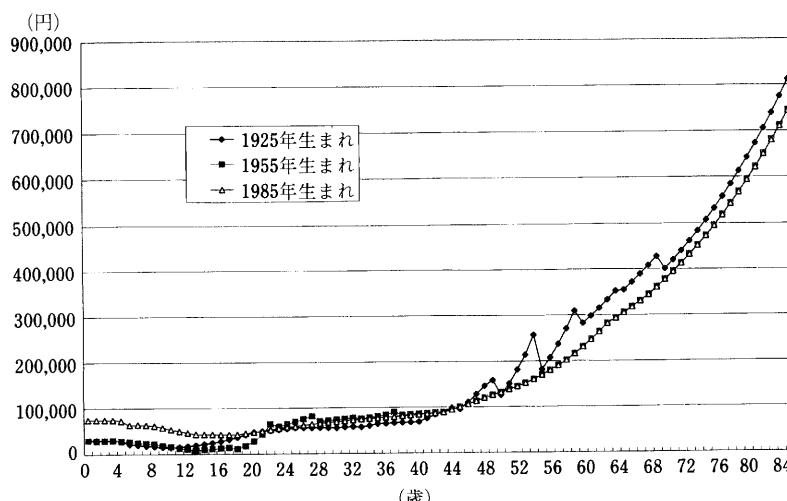


図 1 年齢階級別 1 人当たり医療給付額 (1993 年価格で実質化)

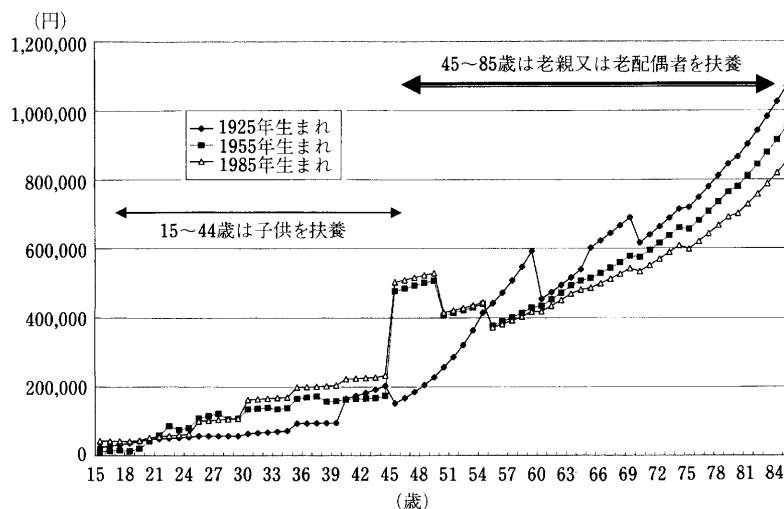


図2 世帯主年齢階級別医療給付額(年額 1993年価格)

表2 扶養率の変化

被保険者の年齢階級	平成8年	平成7年	平成5年	平成2年	昭和63年	昭和60年	昭和58年	昭和55年	昭和53年	昭和49年	昭和43年	昭和1年
総数	0.897	0.905	0.941	1.035	1.069	1.077	1.090	1.138	1.138	1.059	0.000	0.000
15~19	0.018	0.019	0.017	0.011	0.011	0.021	0.008	0.011	0.027	0.012	0.006	0.003
20~24	0.093	0.094	0.095	0.090	0.094	0.101	0.106	0.094	0.106	0.127	0.072	0.046
25~29	0.405	0.410	0.432	0.460	0.513	0.551	0.559	0.620	0.709	0.683	0.653	0.325
30~34	1.032	1.053	1.123	1.243	1.316	1.362	1.462	1.530	1.575	1.586	1.560	0.630
35~39	1.531	1.554	1.599	1.691	1.762	1.794	1.806	1.900	1.881	1.813	1.835	0.619
40~44	1.618	1.615	1.630	1.744	1.799	1.782	1.757	1.807	1.763	1.695	1.753	0.572
45~49	1.391	1.399	1.417	1.501	1.520	1.458	1.507	1.546	1.535	1.500	1.525	0.599
50~54	0.981	0.954	0.983	1.093	1.108	1.088	1.077	1.121	1.154	1.147	1.296	0.614
55~59	0.699	0.681	0.707	0.845	0.857	0.854	0.817	0.949	0.979	0.966	1.148	0.608
60~64	0.651	0.648	0.668	0.746	0.736	0.688	0.650	0.819	0.838	0.857	0.914	0.608
65~69	0.627	0.626	0.620	0.636	0.640	0.653	0.659	0.722	0.750	0.763	0.739	0.556
70~74	0.540	0.529	0.522	0.575	0.570	0.536	0.575	0.671	0.695	0.668	0.659	0.510
75~79	0.433	0.429	0.431	0.506	0.487	0.559	0.440	0.653	0.563	0.528	0.558	0.365
80~84	0.376	0.370	0.388	0.471	0.480	0.435	0.286	0.476	0.375	0.458	0.333	0.211
85~89	0.379	0.331	0.362	0.484	0.415	1.000	1.000	0.500	0.500	0.750	1.000	0.222
90~	0.292	0.255	0.283	0.400	0.600			1.000		1.400	0.500	0.500
老人保健 (再掲)	0.500	0.493	0.488	0.544	0.535	0.539	0.523	0.650				

資料:『健康保険被保険者実態調査報告』各年より作成。

結果とも逆の動きを示している。これは、1925年生まれの被保険者が44歳以下だったときの被扶養者の場合、保険給付率が5割と低かったためと考えられる⁶⁾。また、45歳時点で1955年生まれと1985年生まれが急激に上昇しているのは、

世帯員の構成について、45歳以上の世帯主は65歳以上の老親か老配偶者を扶養していると仮定したからである。1925年生まれ世帯で緩やかな上昇になっているのは、家族療養費が7割給付だったことが影響している。

3. 年齢階級別被保険者年齢別1人当たり保険料負担額(年額 1993年価格:図3)

人口の高齢化により、当然保険料率は上昇すると予想される。将来の保険料率について次のようにして推計した。人口の高齢化率がおよそ4分の1になる2025年、3分の1になる2050年の保険料率を、各年度の保険料率は政府管掌健康保険の加入者数、年齢階級別医療費、年齢階級別標準報酬、国庫負担率を1996年の値で固定し、年齢

構成比の変化のみが保険料率に影響を与えると仮定した。

$$\text{保険料率} = \frac{\sum_{i=0}^{85} (\text{年齢階級別医療費} \times \text{年齢階級別人数})}{\sum_{i=15}^{70} (\text{年齢階級別標準報酬} \times \text{年齢階級別人数})}$$

年齢階級別1人当たり医療費と1人当たり標準報酬より得られた1人の保険料額は当然予想され

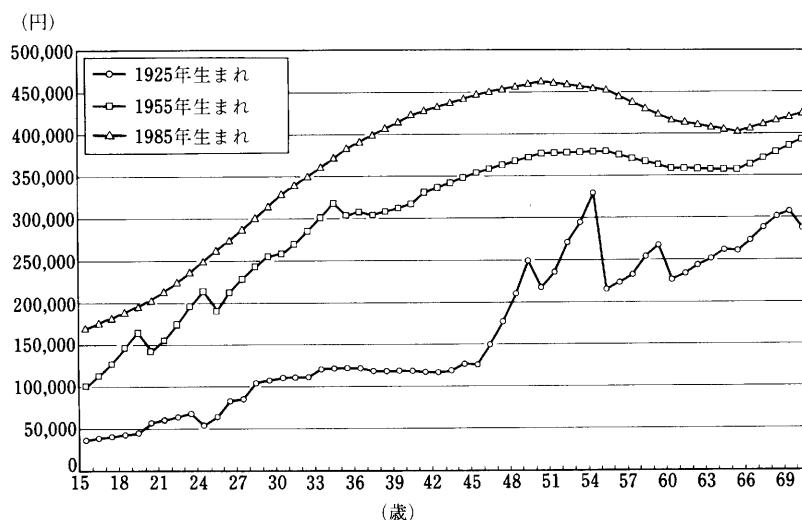


図3 年齢階級別被保険者年齢別1人当たり保険料負担額(年額 1993年価格)

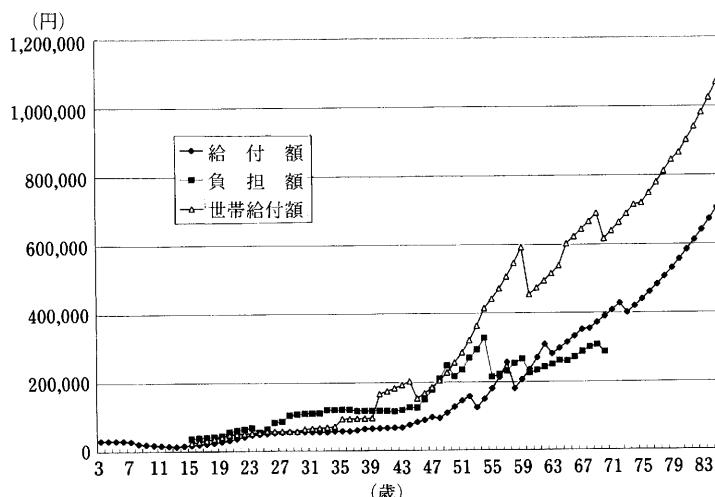


図4 1925年生まれ 医療給付費と保険料負担(1993年価格で実質化)

るよう、後続世代ほど大きい。将来の保険料率は2025年に10.46%に、2050年に11.32%になるとの推計値を上記前提のもとに得た⁷⁾。

3つのコーホートについて、負担と給付の関係をみる。給付を世帯でみた場合、子供を扶養している間すなわち世帯主年齢44歳以下では、負担額が給付額を上回っている。ただし、1925年生まれについては39歳時点で給付が負担を上回っている。老親が扶養者となる45歳を境に給付額が負担額をいったん追い越しているが、1925年

生まれについてはこの傾向はみられない。被扶養者の給付水準の差がこのような違いになっていると考えられる。1925年生まれでは被扶養者の給付水準が5割給付で低かったことが影響して、老親を扶養した場合にも他のコーホートよりも世帯給付額が伸びなかったと考えられる。1985年生まれで50歳をすぎると60歳まで再び負担額が給付額を上回るのは、扶養率の低下が影響しているものと考えられる(図4:1925年生まれ、図5:1955年生まれ、図6:1985年生まれ)。世帯主の

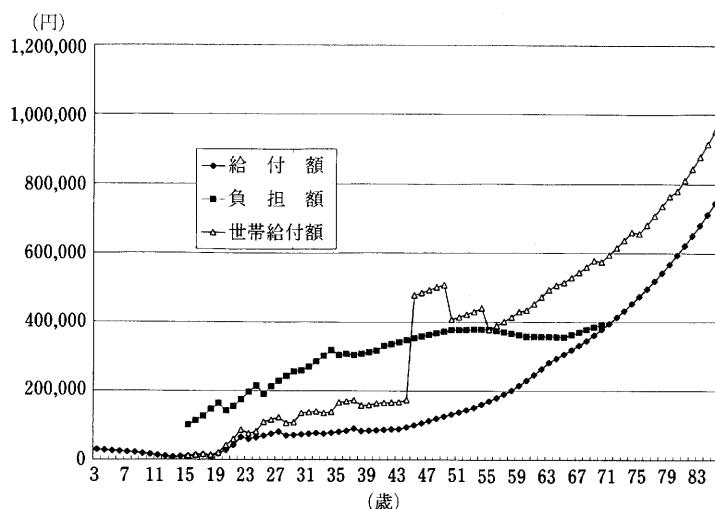


図5 1955年生まれ 医療給付費と保険料負担(1993年価格で実質化)

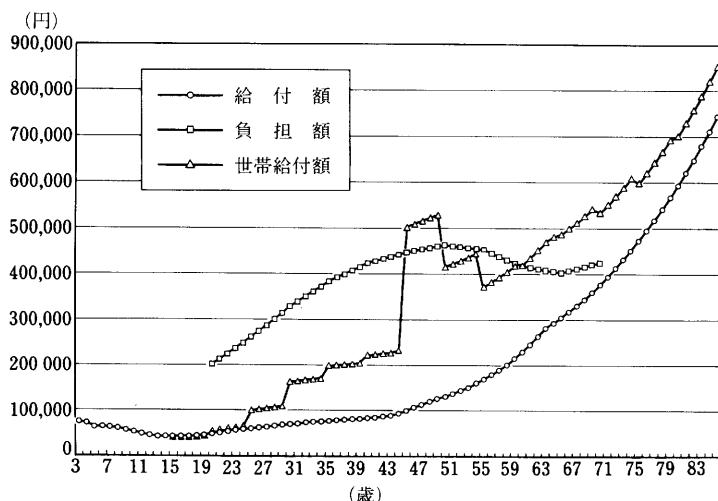


図6 1985年生まれ 医療給付費と保険料負担(1993年価格で実質化)

表3 世代間(1人当たり)費用・便益比率

C			
%	1925年生まれ	1955年生まれ	1985年生まれ
2	1,665,410	6,239,533	8,326,874
3	994,519	4,071,839	5,576,731
5	384,779	1,855,136	2,685,796
V			
	1925年生まれ	1955年生まれ	1985年生まれ
2	3,528,872	4,247,165	5,019,893
3	1,850,509	2,367,578	3,221,548
5	573,151	834,903	1,548,105
C/V			
	1925年生まれ	1955年生まれ	1985年生まれ
2	0.47	1.47	1.66
3	0.54	1.72	1.73
5	0.67	2.22	1.73
V/C			
	1925年生まれ	1955年生まれ	1985年生まれ
2	2.12	0.68	0.60
3	1.86	0.58	0.58
5	1.49	0.45	0.58

給付と負担の関係をみても、個人の場合と同様に後世代になればなるほど給付費と保険料負担のずれは大きくなる。

4. 費用・便益比率

1人当たり費用・便益比率(表3), 世帯当たり費用・便益比率(表4)からわかるように、被保険者1人当たりについても、世帯当たり(世帯主)についても、費用・便益比率においては、後続コーホートの方が大きくなるという結果を得た。Cが費用すなわち保険料負担であり、Vが便益すなわち医療給付である。V/Cとは1単位当たりの負担でどれだけの給付を受けることができたかを表現しているから、この数値が大きい前世代ほど純受益が大きかったことを表している。

また、1925年生まれと1955年生まれの間の差

表4 世代間(1世帯当たり)費用・便益比率

C			
%	1925年生まれ	1955年生まれ	1985年生まれ
2	805,543	3,602,023	5,075,417
3	375,392	1,955,643	2,922,304
5	113,003	709,563	1,191,090
V			
	1925年生まれ	1955年生まれ	1985年生まれ
2	7,108,381	10,239,181	10,737,882
3	4,237,948	6,683,427	7,227,083
5	1,625,107	3,127,786	3,629,457
C/V			
	1925年生まれ	1955年生まれ	1985年生まれ
2	0.11	0.35	0.47
3	0.09	0.29	0.40
5	0.07	0.23	0.33
V/C			
	1925年生まれ	1955年生まれ	1985年生まれ
2	8.82	2.84	2.12
3	11.29	3.42	2.47
5	14.38	4.41	3.05

は、1955年生まれと1985年生まれの間の差より大きくなっている。遠い未来の給付や負担を推計したため、後続2つの世代については基礎条件が同じデータを用いた部分が大きいので近い結果がでているのである。

個人と世帯を比較すると、世帯の方が費用・便益比率が高くなっている。被保険者は1人と仮定しているので、負担額は世帯と個人で変わらないが、世帯の場合、被扶養者の給付分が大きくなるからである。個人単位と世帯単位の比較では、1985年生まれのほうが差が小さいのは扶養家族の減少が影響していると考えられる。

V 残された問題

医療保険を通じる世代間の所得再分配をみるの

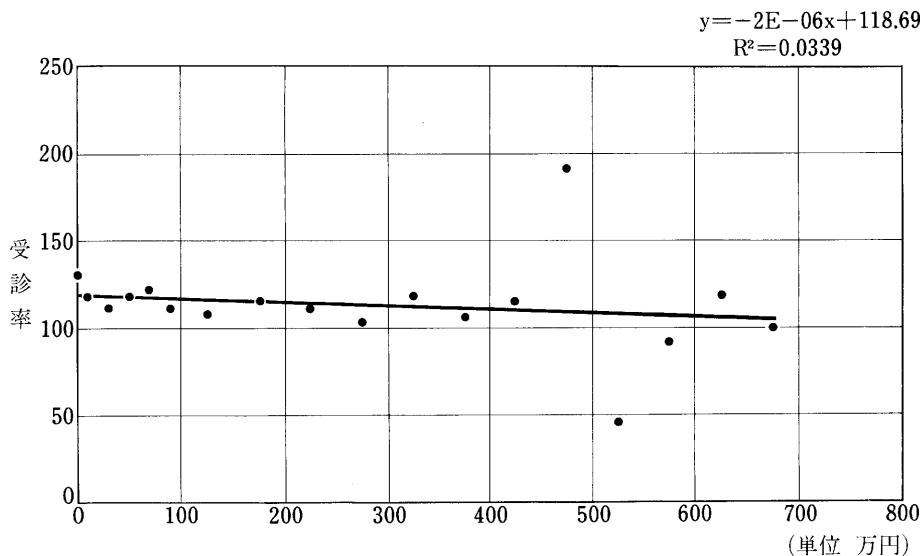


図7 課税所得階層と本人受診率

が本研究の目的である。コーポートごとに観察した結果は、年金の場合と同様前世代ほど純便益が大きいことが分かった。今後の課題として、残された問題は以下の3点である。

①将来の保険料率については、年齢階層別医療給付費と標準報酬、政府管掌保険加入者数、給付にたいする国庫負担割合を平成8年度の値で固定して、加入者の年齢構造だけが全人口の年齢構造と同じく変化するとして推計した。つまり、将来の物価上昇率と賃金上昇率をゼロとした場合の推計を行った。これについては、代替的な仮定のもとでさらに推計する必要がある。ここでの将来保険料の仮定は、あくまでも現状の固定をもとにしており、かなり低めに設定したものと考えてよい。

②一部負担率の変化に伴う医療需要の変化や、将来可能性がある制度変更、たとえば老人保健制度から老人医療保険制度などへの変更などは考慮していないが、これを考慮する方法を考える必要がある。

③医療保険の世代内の所得再分配については、次のような結果を得た。所得階層により、医療給付額が異なるか否かを知ることが重要である。政府管掌保険については、年齢要因を除去した所得

階層別の医療費のデータを得ることができなかつたが、国民健康保険（東京都特別区退職者）についてデータを得ることができた。そこでは、所得と医療給付費の間に相関がみられなかった（図7：課税所得階層と本人受診率）。老人医療に関しても同じ結果を得た⁸⁾。したがって、負担と給付を被保険者個人について絞ると、同じコーポートの世代内では所得再分配については、負担が所得に応じることを考慮すれば、医療保険は所得の低い人に有利に働いている。すなわち、医療は所得再分配の機能を果たしているといえよう。ただし、ここでも扶養率を考慮した分析を行う必要がある。

注

- 1) 平成8年度国民医療費（厚生省統計情報部）の推計結果によると、1人当たり一般診療費で65歳以上の高齢者の額は0歳から64歳の人の4.8倍となっている。
- 2) 直近公表資料としては、平成5年所得再分配調査結果（厚生省大臣官房政策課調査室）がある。
- 3) 国庫負担割合は次の表の通りである（表5：国庫負担の推移）。
- 4) 世帯主の年齢に応じて被扶養者である子の年齢も差をつけたというのは、20～25歳の被保険者は0～4歳の子を、26～29歳の被保険者は5～

9歳の子を、30~34歳の被保険者は10~14歳の子を、35~44歳の被保険者は15~19歳の子を、扶養していると仮定した。

- 5) 1955年と1985年生まれの医療費について平成8年数値に固定した理由は、年齢階層別の1人当たり医療給付費の伸びを傾向としてみると、全年齢階層にわたって最近年になるほどその伸びは小さくなり、平成5年から8年の3年間の傾向では最高年齢階層を除くほとんどの年齢階層で遞減している実態を踏まえてのことである(図8:年齢階層別1人当たり医療給付費の伸び率(年平均)の変化)。
- 6) 家族療養費は昭和47年まで5割給付だった。
- 7) 平成8年の年齢階層別1人当たり医療給付と政府管掌健康保険の加入者数(被保険者と被扶養者)が将来にわたって変化しないと仮定したため、人口高齢化の影響で70歳以上被保険者の割合が大きくなってしまう。70歳以上といえば実際のところは退職している年齢であろうから、政府管掌健康保険の加入者数が変化しないという前提には無理がある。平成8年時点でも70歳以上の被保険者の平均標準報酬額はかなり高くなっている、この年齢階層で働き続ける人が役員などの特別な待遇であることを示唆している。だから、単純に将来この年齢に多くの被保険者がいると仮定することではかえって保険料率が現在より低くなるというおかしな推計値になってしまふ。そこで、平成8年度現在における老人保健拠出金と退職者医療拠出金の医療給付に対する割合を将来の総医療費に上乗せし、現状の財政調整が継続されると仮定した。

表5 国庫負担の推移

昭和30年	2.15%
昭和31年	5.96
昭和32年	4.65
昭和33年	1.31
昭和34年	1.14
昭和35年	0.44
昭和36年	0.57
昭和37年	0.28
昭和38年	0.28
昭和39年	0.22
昭和40年	1.11
昭和41年	4.76
昭和42年	6.28
昭和43年	5.41
昭和44年	4.63
昭和45年	3.85
昭和46年	4.46
昭和47年	10.00
昭和48~50年	13.20
昭和51~57年	14.80
昭和58~平成3年	16.40
平成4~9年	13.00

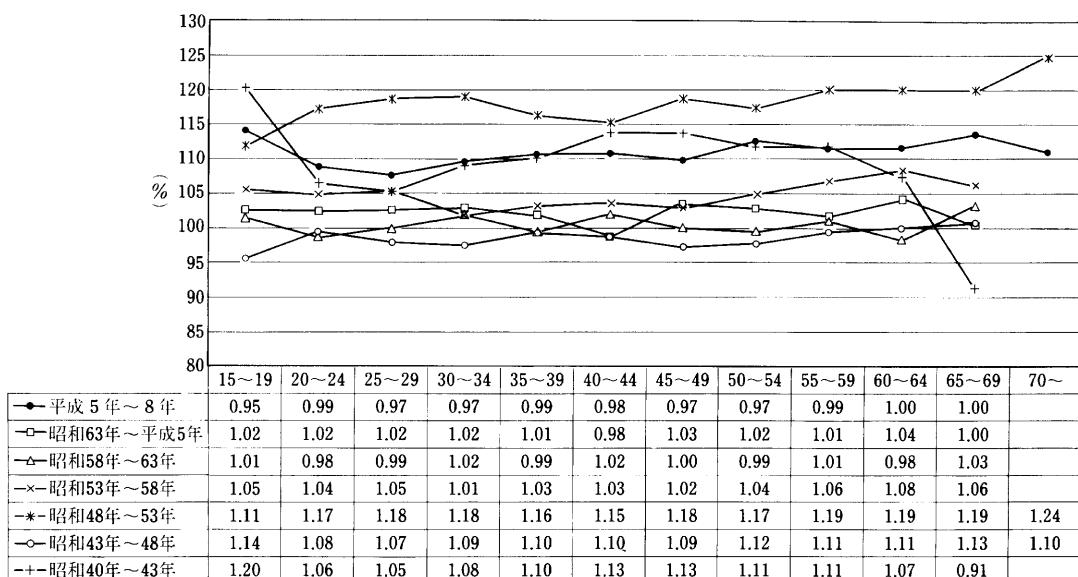


図8 年齢階層別1人当たり医療給付費の伸び率(年平均)の変化

8) 受診率とは被保険者 100 人当たりの受診件数を表している。

参考文献

一圓光彌 (1995) 「医療保障における世代間移転」
『季刊社会保障研究』 Vol. 31, No. 2, pp. 142-150.
A. B. Atkinson (1970), "National Superannuation; Redistribution and Value for Money",
Bulletin of the Oxford University Institute of
Economics and Statistics, August, No. 3, pp.
171-185.

資料

厚生省保険局 (昭和 40 年～平成 5 年) 『健康保険被
保険者実態調査報告』。
厚生省老人保健福祉局 『平成 8 年度 老人医療事
業年報』。

厚生省大臣官房統計情報部『平成 8 年度 国民医
療費』。

東京都『平成 9 年度 東京都国民健康保険基礎調
査報告書』。

総務省統計局『平成 9 年度 家計調査報告書』。
社会保険庁 (昭和 40 年～平成 5 年) 『医療給付受給
者状況調査報告 政府管掌健康保険・船員保険』。
健康保険組合連合会『健康保険組合医療給付実態
調査報告 (昭和 38 年～)』。

厚生省保険局『国保実態調査報告』。

厚生省保険局『国保医療給付実態調査報告』。

厚生省大臣官房政策課調査室『平成 5 年 所得再
分配調査結果』。

(かつまた・ゆきこ 国立社会保障・
人口問題研究所総合企画部第 3 室長)
(きむら・ようこ 奈良女子大学助教授)

保育における規制緩和と民営化

横山由紀子

I はじめに

1997年に児童福祉法が改正されることになった。1947年に制定以来実に50年目の改正である¹⁾。従来、児童福祉をめぐる経済学的な研究²⁾は、少子化や女性労働との関連で論じられているものが多かった。例えば、Leibowitz, Klerman, and Waite (1992) では、児童の年齢と保育方法・母親の労働供給との関係を分析しており大変興味深い³⁾。しかしながら、今後の保育問題に関しては、少子化や女性労働との関連だけではなく、財政的な要請から、保育所の規制緩和・民営化の議論も必要とされているのである。そこで本論文では、保育所における規制緩和・民営化の是非について考察していくことにしたい。なお、わが国には公的機関によって認可を受けていない無認可保育所も数多く存在し、無認可保育所の役割⁴⁾を見過ごすわけにはいかないものの、紙幅の関係上、ここでは触れないことにする。よって、以下「民間保育所」とは民間認可保育所を指すことをここで断つておく。

以下では、第II節で公立保育所の民営化の是非を論じ、第III節では、アンケート調査の結果を用いて規制緩和と最低基準について考察することにしたい。

II 民営化の是非

1 公立保育所と民間保育所

規制緩和・民営化について具体的に議論する前

に、公立保育所と民間保育所の差異について触れておく必要があろう。

法的には公立保育所と民間保育所とにおける保育サービスの内容・水準は基本的に等しいことが原則ではあるが、実際には、公立保育所の方が保育サービスのコストが高いといわれている。林(1996)はその理由として、(1)公立保育所の方が措置費⁵⁾上乗せが大きい、(2)公立保育所の方が保母の年齢構成が高いため人件費が増す、という要因を挙げている。加えるなら、同年齢・同勤続年数の保母においてさえ給与格差が存在するということも要因の一つであろう⁶⁾。

表1は特別保育の実施状況を示している。民間保育所の方がコストが低いにも関わらず、民間保育所の方が利用者の多様なニーズに対応していることが読み取れる。また、図1は定員充足率(=措置児童数/定員数)について都道府県・政令指定都市別に集計したものである。民間保育所の定員充足率の平均は98.1%であり、公立保育所の81.5%を大きく上回っている。

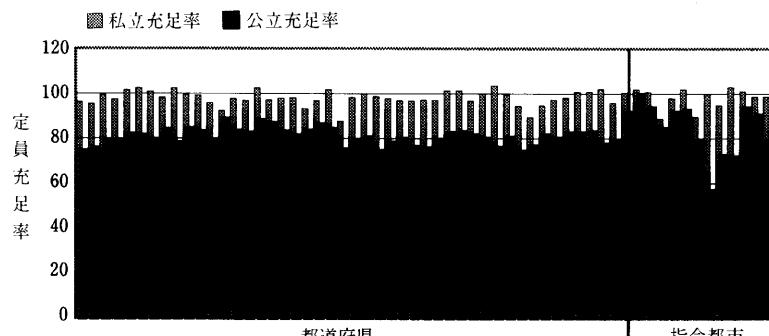
ここで、公立保育所よりも民間保育所の方が定

表1 特別保育実施状況(平成8年度補助承認ベース)

	公営(%)	民営(%)
時間延長型保育サービス事業	4.3	24.3
乳児保育	20.6	55.2
一時保育事業(実施見込み)	0.9	4.3

注) 実施率は、全保育所数に対する実施保育所数の割合である。

資料) 厚生省児童家庭局調べ。『保育白書1997年版』、259ページから作成。



資料) 厚生省「社会福祉行政業務報告」1996/3/1 データ(『保育白書 1997 年版』掲載)から作成。

図1 公私別定員充足率

員充足率が高い理由を考えてみよう。

この要因の一つとして、民間保育所の運営安定化のため児童を民間保育所へ優先して入所させていることが指摘されている⁷⁾。しかし、このことは確かに公立保育所の定員充足率を低下させる要因の一つかもしれないが、その影響力はそれほど大きくないと考えられる⁸⁾。選択可能な範囲に保育所が複数存在し保育所の選択が可能な地域では、ある程度の都市化が進んでいるであろう。そのような地域では特別保育への需要から民間保育所への希望が多いと考える方が妥当であり、逆に、選択可能な範囲に保育所が一つしかないような地域においては、民間保育所を優先させることは事实上不可能である。

そこで、以下のような実証分析を行った。分析目的は民間保育所の有無がどのような要因に左右されているかを明らかにすることである。ここで、「民間保育所は充足率の見込める地域でしか運営できない」⁹⁾という仮説をたてて、この仮説を検証した。データには滋賀県の1997年度の市町村データを用い、サンプル数は49である。被説明変数として、民間保育所が一つでも存在する市町村はNS=1(サンプル数22)、公立保育所のみの場合はNS=0としてプロビット・モデル¹⁰⁾で推計した。説明変数として、定員充足率の他に、財政力指数、住民所得、人口密度を用いた。財政力指数に関しては、財政力がある自治体ほど公立保育所を整備しやすい、という可能性から係数の符

号は負であることが予想される。一方、住民所得・人口密度に関しては、都市化が進むほど、特別保育への需要から民間保育所が好まれるという意味で、係数の符号は正であると予想される。推定結果は表2に示してある。

推定結果から、滋賀県下の市町村の場合、民間保育所が存在することとその地域の定員充足率とは正の相関があることがわかった。すなわち、民間保育所は需要の見込める地域でしか運営できず、一方、公立保育所はそれ以外の地域においても保育を提供しなければならないという状況を示していると解釈できる。また、定員充足率以外の変数はどれも有意ではなかった。ただし、この結果はあくまでも一県下のものであるため、全国的な傾向とまでは断言することはできない。

2 需要変動への対応

次に、需要変動への対応の担い手について明らかにしたい。保育サービスは、都市部では需要の増加により供給不足となっている一方、地方においては少子化の影響もあって保育所の定員割れが目立っている。はたして、保育サービスへのニーズの増減に対応しているのは公立保育所と民間保育所のどちらなのであろうか。表3は、1995年と1996年の保育所数の都道府県・指定都市別データを分析したものである。

公立・民間を合わせた全保育所数が減少した自治体数は23である。そのうち、公立保育所のみ

表2 民間保育所の有無 (SAMPLE=49)

1 記述統計量

	平均	標準偏差	最小値	最大値
民間保育所数	1.71	4.00	0.00	21.00
定員充足率	0.783	0.151	0.378	1.00
財政力指数	4.27	2.15	0.500	11.9
住民所得(千円)	3.22	0.368	2.65	4.29
人口密度(人/10 km ²)	4.87	4.21	0.160	21.1
人口(万人)	2.61	4.31	0.260	27.6

2 推定結果(プロピット分析) 民間保育所がある:1
民間保育所がない:0

Log of likelihood Function -22.5

変数	推定値	t 値
定数項	-5.4	-1.9
定員充足率	6.4	3.0**
財政力指数	-0.13	-1.0
住民所得	0.095	0.13
人口密度	0.67×10^{-3}	0.88

注) *** はそれぞれ 5%, 1% 水準で有意を示す。

分析手法) プロピット・モデルによる分析。

- 資料) 1) 民間保育所の有無・定員充足率: 滋賀県健康福祉部児童家庭課による提供資料。1997 年データ。
 2) 財政力指数: 自治省財政局「市町村別決算状況調」(総務庁統計局「市町村の指標」, 1995) 1992 年データ。
 3) 住民所得: 代理変数として一人あたり納税額を使用(課税対象所得/納税義務者数)。課税対象所得・納税義務者数: 日本マーケティング教育センター「個人所得指標」1991 年データ(総務庁統計局『市町村の指標』1995)。
 4) 人口密度: 人口/面積。総人口/面積: 総人口・面積: 1995 国勢調査(平成 9 年厚生白書)。

が減少した自治体数は 13, 民間保育所のみが減少した自治体数は 4 であった。また, 23 自治体を総合した保育所数の変化は, 公立保育所の 37 施設の減少に対し民間保育所の減少は 9 施設にどまっている。すなわち, 公立保育所の減少数は民間保育所の減少数の約 4 倍の値になっている。一方, 全保育所数が増加した 14 の自治体をみると, 公立保育所のみが増加した自治体数は 4, 民間保育所のみが増加した自治体数は 7 である。14 自治体を総合した保育所数の変化は, 公立保育所

表3 保育所数の増減(都道府県・指定都市別データ)全サンプル数 59

1 全自治体(自治体数: 59)

	全体数	公立保育所	民間保育所
保育所数	-24 (-5) ¹⁾	-31 (-3)	7 (-2)

2 全保育所数が減少した自治体(自治体数: 23)

	自治体数	比率(%)
公立保育所のみ減少	13 (2)	56.5
民間保育所のみ減少	4 (2)	17.4
公立・民間とも減少	4 (2)	17.4
その他 ²⁾	2	8.7

23 自治体を総合した保育所数の変動

	全体数	公立保育所	民間保育所
保育所数	-46 (-6)	-37 (-3)	9 (-3)
比率(%)	100	80.4	19.6

3 全保育所数が増加した自治体(自治体数: 14)

	自治体数	比率(%)
公立保育所のみ増加	4 (1)	28.6
民間保育所のみ増加	7	50.0
公立・民間とも増加	2	14.3
その他 ³⁾	2	7.1

14 自治体を総合した保育所数の変動

	全体数	公立保育所	民間保育所
保育所数	22 (1)	9 (1)	13
比率(%)	100	40.9	59.1

4 全保育所数が変化しなかった自治体(自治体数: 22)

	自治体数	比率(%)
公立増加: 民間減少	3	13.6
公立減少: 民間増加	6 (1)	27.3
公立・民間とも変化なし	13 (5)	59.1

22 自治体を総合した保育所数の変動

	全体数	公立保育所	民間保育所
保育所数	0	3 (-1)	-3 (1)

注)

- () 内の数字は、全自治体のうちの政令指定都市に関する値を示す。
- 公立保育所が増加し民間保育所が減少: 1 自治体, 公立保育所が減少し民間保育所が増加: 1 自治体。
- 公立保育所が減少し民間保育所が増加: 1 自治体。

資料) 厚生省「社会福祉行政業務報告」1995/3/1・1996/3/1 データ(『保育白書 1996 年版』・『保育白書 1997 年版』)。

の9施設の増加に対し民間保育所の増加は13施設となっている。すなわち、民間保育所の増加数は公立保育所の増加数の約1.5倍となっている。

このように、ニーズの減少に対する調整弁の役割は公立保育所が担い、ニーズの増加に対しては民間保育所が担っていることがわかった。保育所数が減少する場合、運営悪化による民間保育所の廃止というよりはむしろ、自治体がニーズの減少に対応して公立保育所の統廃合を決定した結果であると考えられる。一方、保育所数が増加する場合、行政側よりも民間保育所の方がニーズの増加への対応がしやすいと解釈できる。これは、前述した「民間保育所は充足率の見込める地域で運営する」という結果とも整合的であるといえよう。とはいっても、定員数と需要者数との乖離といった現状を考慮すると、公私とも柔軟に対応しているとは言い難い。

3 民営化の是非

以上の結果から、民営化の是非に関して次の3点が指摘できる。第一に、ニーズの増減への対応は公私とも柔軟とは言い難いが、ニーズの減少に関してより対応しているのは公立保育所である。一方、ニーズの増加に関してより対応しているのは民間保育所である。第二に、既存の保育所においては、特別保育のように多様なニーズにより対応しているのは民間保育所である。第三に、充足率の見込めない地域、すなわち、量的にニーズが少ない地域において民間保育所は行政の補助なしには運営が困難である。

このように、一概には民営化が望ましいとはいえないため、民営化の議論をする場合には以上の3点を総合して判断する必要があるだろう。

III 規制緩和と最低基準¹¹⁾

規制緩和・民営化は近年の政治・経済の潮流である。その一方で、保育関係者は、規制緩和・民営化が公的責任を退け、保育所運営が不安定になることを懸念している。公的福祉サービスが、自治体から施設への委託費に基づき利用者に一方的

に供給されるという仕組みになっているからである。

ここで、規制緩和を最低基準の緩和とそれ以外の規制緩和にわける必要がある。保育には情報の非対称性が存在するため、最低基準が安全性の尺度となる。さらに、最低基準は措置費、すなわち運営費に大きな影響を与える、ということにも注意しなければならない。「措置費」とは、保育所入所後の児童の保護において、保育所運営の最低基準を維持して保育するために要する費用を意味する。そのため、職員配置基準が上がるということは、すなわち、措置費も上がり、その基準での職員配置が保護者からの徴収と公費によって保障されるということを意味するのである。なお、最低基準以外の規制緩和の内容については、一例として全国私立保育園連盟の要望内容を表4に挙げておく。ただし、要望内容は団体によって異なり、例えば、表4には掲載されていないものの、給食の外部委託等に関しては団体によって賛否が分かれる。このように、保育の専門家の間でさえ見解が統一されていないため、ここでは各項目を検討することは控えておく。だが、団体によって内容に差異があるとしても、どの団体も何らかの規制緩和への要望を持っており、規制緩和についての議論が必要であることは否定できない。

最低基準に関しては、二つの疑問点がある。一つは、そのレベルが適切なものであるかどうか、もう一つは、仮にそのレベルが適切であるとして、どの程度達成されているか、という点である。

1 最低基準のレベル

まず、現在における認可保育所の最低基準のレベルは望ましいものなのだろうか¹²⁾。ここで、筆者は政令指定都市・中核市に対して郵送によるアンケート調査を行った(付録参照)。18都市の回答は、最低基準のレベルについて(適當:もっと上げるべき:無回答)=(6:7:5)と意見が分かれた。また、都市独自の最低基準の有無については、約半数が最低基準を底上げしていることがわかった¹³⁾。これらの都市は、国の基準が不十分であると判断している可能性がある。各自治体の職

表4 全国私立保育園連盟による規制緩和の要望事項の主な内容

要望事項	要望理由
保育所入所手続きの簡素化	入所手続き・継続手続きにおいて膨大な書類が必要で手続きが面倒である。
措置基準の緩和	両親の状態が現在の入所措置の要件であるが、地域・家庭の環境要因や本人自身の発達上の特殊要因を含めるべき。
保育所の入所定員の柔軟な変更	最低基準を上回る面積を有していても、定員変更には監督官庁の承認手続き等が要る。柔軟に対応するためには現行手続きの簡素化が必要。
施設設備に関する規制緩和	現在、借用施設・借地での保育が認められていない。
施設整備資金確保について	措置費の運用に関する規制緩和と減価償却の引当金を認める等の改善が必要。
複合施設化の障壁の除去	市町村レベルでの縦割り行政の障害の除去や運営費での規制の調整・改善が必要。現行制度では、サービスによって職員給与の規定・基準の違いがあり統合が困難な場合がある。
民間保育所の独自性の強化	運営細部にまで行政監査が及び、保育所の独自性の発揮を拒んでいる。行政監査は最低基準の遵守の状況にとどめ、補助金・措置費の執行状況の検査は公認会計士の監査にかえることを提案。

資料) 全国私立保育園連盟編 [1996], 105-108 ページをもとに作成。

員配置に関する最低基準の具体例については、アンケート調査結果の一部を表5に挙げてある。特に0歳児において、国基準では乳児指定保育所においてのみ児童数対保母数が3対1であるのに対し、各自治体独自の最低基準では乳児指定保育所以外でも3対1に設定する都市が多い¹⁴⁾。

なお、国の最低基準の範囲内ならば、保育コストの公的負担分は(国:都道府県:市町村)=(2:1:1)の割合で振り分けられるのに対し、最低基準を底上げしている場合、その底上げ分の経費は各自治体が全額負担することになる。よって、各自治体が基準を底上げしなければならない状況は、保育サービスを充実させようとする各自治体のインセンティブを弱めることになる¹⁵⁾。

2 最低基準の達成度

次に、最低基準のレベルが達成されているのかどうかを確かめたい。保育所運営経費は原則1日8時間保育サービスを提供する際、最低基準を確保するのに必要な経費として算出されている。しかし、延長保育の補助は11時間以上開所している場合に、11時間を超えた時間のみを対象としており、8時間以上11時間未満については加算されない。この運営経費算出方法によって、実際に、保育所で最低基準が達成されているかどうかを表したのが図2である。これは延長保育を実施

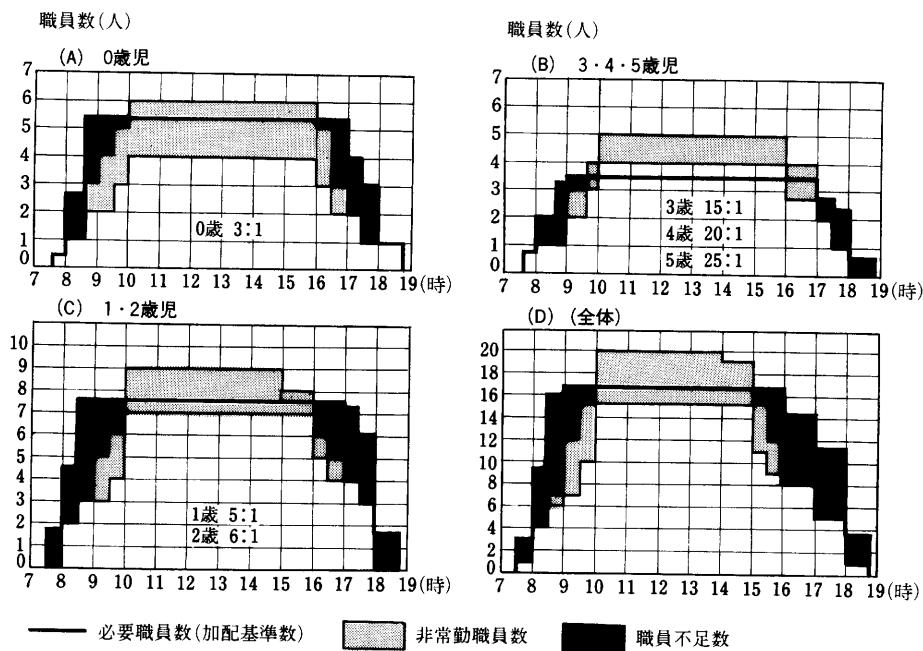
表5 保母一人あたりが保育する児童数(アンケート調査結果:1997年10月現在)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
国基準	6人 ¹⁶⁾	6人		20人	30人	
A市	3	4	5	15	20	
B市	3	4	5	20	30	
C市	3	5	6	15	25	30
D市	3	5	6	15	20	25

注) 乳児指定保育所のみ3人。

している京都市のある民間保育所の運営を図にしたものである¹⁶⁾。図を見ると、一部の時間帯では最低基準を超えて配置しているものの、すべての時間帯で最低基準を達成することは難しいことのようである。特に早朝・夕刻の職員の確保が課題となっている。

このように、たとえ法定最低基準が望ましいレベルであったとしても、現行制度ではそのレベルが達成されているとは限らないのである。最低基準についても規制緩和を行うのであれば、既に存在している法と現実との乖離や、規制緩和が児童にもたらす影響等を考慮して慎重に議論される必要があろう。



資料) 京都市のある民間保育園からの提供資料をもとに作成。

図2 京都市A保育園の職員配置例

IV おわりに

本論文では、規制緩和における論争や保育サービスの質について、児童の身体的・情操的発達への影響については触れていない¹⁷⁾。本論文で取り上げた職員配置についても同様である。確かに、職員配置や職員の経験等が児童の安全だけではなく、児童の発達や情操面においても影響を与える可能性は否定できない。だが、計測が困難ということもあるって、その影響はまだ確認されておらず、より詳しい調査が必要である。しかしながら、現段階ではこのような形で分析を行うことは意義あることと考える。

また、以上の分析では認可保育所に焦点を当てた結果、無認可保育所については十分な議論ができなかった。無認可保育所が果たしている役割も無視できないため、無認可保育所自体の研究、あるいは無認可保育所と認可保育所の関係についての研究も必要であろう。なお、認可保育所に焦点を当てた本論文の分析も、データの制約から全国

的な傾向とは言い切れない。とはいえ、これまでこの種の分析は行われておらず、今後の研究の第一歩として意義あるものであると考えられる。

付録：アンケート調査結果

1. 調査の目的

各自治体によって微妙に異なる保育行政の実態を知る。

2. 調査の設計

- (1) 調査実行者 横山由紀子
- (2) 調査対象 政令指定都市及び中核市 24都市
- (3) 調査方法 郵送配付・郵送回収
- (4) 調査期間 1997年10月1日～10月31日
- (5) 回収状況 政令都市6都市、中核市11都市、無記名1都市。回収率75%

3. 調査内容・調査結果・要約（一部抜粋）

- (1) 認可保育所の保育料徴収方法

- 保育料：18都市中17都市が減額、残り
1都市は市の基準により徴収。
- 階層区分：18都市すべてで細分化。
認可保育所最低基準は適切かどうか（本文中に記載）
- (2) 認可保育所に対する都市独自の最低基準の有無とその内容（本文中に記載）
- (3) 民営化の予定の有無
(なし：検討中)=11:7
「検討中」の理由：公立比率が高い。民間の方が柔軟・効率的、等。

謝 辞

アンケート調査にご協力頂いた政令指定都市・中核市、電話調査にご協力頂いた滋賀県の各自治体・京都市の各福祉事務所、また、資料を提供して頂いた滋賀県健康福祉部児童家庭課、京都市民間保育園の園長先生に感謝したい。ただし、その解釈等のあり得べき誤りはすべて筆者によるものである。

本稿の作成にあたって、橋木俊詔氏（京都大学）・西村周三氏（京都大学）には厚いご指導・ご教示を頂いた。また、溝端佐登史氏（京都大学）・人見光太郎氏（京都工芸繊維大学）・岡村秀夫氏（京都大学）と2名の匿名の本誌レフェリーから、貴重なコメントを頂戴した。7氏に厚く感謝したい。当然のことながら、本論文に含まれる誤りはすべて筆者によるものである。

注

- その間の動向については下夷（1995）が詳しい。
- 法学的な研究としては、田村（1992）が挙げられる。
- 少子化・女性就業と保育サービスとの議論には、他に大沢（1993）、大淵（1997）、宮島（1994）、Gaustafsson, and Stafford（1992）、Michalopoulos, Robins, and Garfinkel（1992）、Ribar（1992）がある。
- 無認可保育所と認可保育所の関係に関しては、横山（1998）を参照されたい。保育サービスを観察不可能な安全性（職員配置基準・建築基準等）と観察可能な利便性（乳児保育・一時保育・遅い閉所時間等）の二種類に分類し、認可保育所は前者、無認可保育所は後者に於いて優れていると

- 抽象化して議論を進めている。
- 今後「措置」という言葉は使用されなくなる。保育研究所編（1998b）、5ページ。
 - 京都市では、職員給与において民間保育所の中でプール制度を採用している。プール制度とは公立保育所との賃金格差を正を目的とした特別制度のことである。しかし、この制度も収支が1994年頃から急激に悪化し、1995年には約4億円の赤字となった。このことは、賃金における公民格差が大きく是正が困難であることを示唆している（クレヨンハウス〔1997〕参照）。また、Blau（1992）はアメリカの保育労働者の労働供給分析を行っている。
 - 林（1996）、駒村（1996）。
 - 滋賀県下で公立・民間保育所がともに存在し、民間の方が定員充足率が高い7つの市町村に電話で問い合わせたところ、「保護者の希望に沿った結果」が4市町村、「距離等で事实上利用可能な地域に一つしか保育所がない」が3市町村であり、「民間を優先して入所させる場合もある」と答えた市町村はなかった。一方、都市部として京都市の13の福祉事務所に問い合わせたところ、7地区で、「特別保育を実施している保育所の方が人気が高い」という回答を得た。その他の地区は地域（距離）・送迎バス等を要因に挙げた。
 - 経営（組織）の存続を民間保育所の経営目的とするモデルを想定。横山（1998）。
 - 民間保育所数はその自治体の人口規模の影響を受けると予想されるため、説明変数に市町村の人口規模を加えてトービット分析も行っている。結果は以下のようになった。なお、括弧内の数字はt値を示し、***はそれぞれ5%，1%水準で有意を示す。

$$\text{民間保育所数} =$$

$$\begin{aligned} & -5.37 + 13.0(\text{充足率}) - 0.585(\text{財政力}) \\ & (-0.727)(2.66^{**}) \quad (-0.225) \\ & -2.34(\text{住民所得}) + 0.102(\text{人口密度}) \\ & (-1.20) \quad (0.750) \\ & + 0.890(\text{人口}) \\ & (6.77^{**}) \\ & \sigma = 2.59 \end{aligned}$$

$$\text{Log of Likelihood Function} = -62.8$$

- 分析結果から、民間保育所数は市町村の人口規模と定員充足率の影響が強いことがわかった。ただし、市町村規模と民間保育所数の関係はここでの分析目的ではなく、あくまで民間保育所が存在できるかどうかが関心の焦点であるため、これ以上議論しない。
- 具体的な規制や最低基準については全国私立保育園連盟編（1996）、幼児保育研究会編（1997），

- 厚生省児童家庭局編 (1994)。
- 12) 各保育関係団体の最低基準への要望について
は保育研究所編 (1998 a), 8-18 ページ参照。
 - 13) 最低基準について「もっと上げるべき」と答
えた自治体と、実際に最低基準を底上げしてい
る自治体とは必ずしも一致しない。自治体にお
ける本音と建前の違いが表れているともいえる。
 - 14) 「1998 年度保育対策関係予算(案)の概要(厚
生省児童家庭局保育課)」によると 1998 年度は
すべての保育所で乳児数対保母数は 3:1 になる。
保育研究所編 (1998 b), 13 ページ。
 - 15) 現行制度では、保育コストの分担と女性の就
労による税や社会保険料での還元との差である
実質公費負担は、国の負担に比べ自治体の負担
の方が大きいということが前田 (1995) でも、報
告されている。アンケート調査結果(付録)から
もわかるように、ほとんどの自治体で保育料は
減額されている。最低基準と同様、保育料減額
は自治体の負担増を意味する。よって、国の保
育料補助基準が低すぎる場合も、各自治体の保
育サービス充実へのインセンティブを弱める。
 - 16) (1) 京都市の場合、国の職員配置基準を上
回る基準を設定、(2) 最低基準の職員配置基
準上の職員については非常勤職員を認めてい
ないものの、延長保育・一時保育等については非
常勤職員を認めているという 2 点に注意。
 - 17) 保育内容の児童への影響を直接測定するこ
とはできないものの、Hofferth and Wissoker
(1992) では、保育サービスの質をグループサイ
ズ、児童・保育者数比、保育者の資格・経験を
主な要因として分析を試みている。

参考文献

- Blau, David M. (1992) "The Child Care Labor Market," *Journal of Human Resources*, Vol. 27 No. 1, pp. 9-39.
- Gustafsson, Siv, and Frank Stafford (1992) "Child Care Subsidies and Labor Supply in Sweden," *Journal of Human Resources*, Vol. 27 No. 1, pp. 204-230.
- Hofferth, Sandra L. and Douglas A. Wissoker (1992) "Price, Quality, and Income in Child Care Choice," *Journal of Human Resources*, Vol. 27 No. 1, pp. 70-111.
- Leibowitz, Arleen, Jacob Alex Klerman, and Linda J. Waite (1992) "Employment of New Mothers and Child Care Choice: Differences by Children's Age," *Journal of Human Resources*, Vol. 27 No. 1, pp. 112-133.
- Michalopoulos, Charles, Philip K. Robins, and I. Garfinkel (1992) "A Structural Model of Labor Supply and Child Care Demand," *Journal of Human Resources*, Vol. 27 No. 1, pp. 166-203.
- Ribar, David C. (1992) "Child Care and the Labor Supply of Married Women: Reduced Form Evidence," *Journal of Human Resources*, Vol. 27 No. 1, pp. 134-165.
- 大沢真知子 (1993) 『経済変化と女子労働』日本経済評論社。
- 大淵寛 (1997) 「人口政策と社会保障政策: 最近の低出生率に関連して」『季刊社会保障研究』Vol. 32 No. 4。
- クレヨンハウス総合文化研究所 (1997) 『月刊子ども論』8・9 合併号, クレヨンハウス, p. 84。
- 厚生省児童家庭局編 (1994) 『利用しやすい保育所を目指して(増補版)』大蔵省印刷局。
- 駒村康平 (1996) 「保育需要の経済分析」『季刊社会保障研究』Vol. 32 No. 2。
- 下夷美幸 (1995) 「家族政策の歴史的展開: 育児に対する政策対応の変遷」社会保障研究所編『現代家族と社会保障』東京大学出版会。
- 全国私立保育園連盟編 (1996) 『平成 8 年度版保育書問題資料集』全国私立保育園連盟。
- 全国保育団体連絡会・保育研究所編 (1996) 『保育白書 1996 年版』草土文化。
- (1997) 『保育白書 1997 年版』草土文化。
- 田村和之 (1992) 『保育所行政の法律問題(新版)』勁草書房。
- 林宜嗣 (1996) 「保育サービス事業の現状と課題」『季刊社会保障研究』Vol. 32 No. 2。
- 保育研究所編 (1998 a) 『保育情報 1 月号』Vol. 251, 全国保育団体連絡会。
- (1998 b) 『保育情報 2 月号』Vol. 252, 全国保育団体連絡会。
- 前田正子 (1995) 「育児支援充実の意義: 保育園整備のコストと就労女性がもたらすベネフィット」『LDI レポート』1995 年 11 月号, ライフデザイン研究所。
- 宮島洋 (1994) 「出生率の低下と公共政策」社会保障研究所編『現代家族と社会保障』東京大学出版会, pp. 223-250。
- 幼児保育研究会編 (1997) 『最新保育資料集 1997』ミネルヴァ書房。
- 横山由紀子 (1998) 「保育における認可制度の効果」『経済論叢』1998 年 10 月号, 京都大学経済学会。(よこやま・ゆきこ 京都大学大学院博士課程)

動 向

社会保障法判例

福田 素生

国民健康保険条例の保険料の賦課総額や料率を定めた規定が憲法 92 条、84 条、国民健康保険法 81 条に違反するとされ、それに基づく国民健康保険料の賦課処分が取り消された事例

旭川地方裁判所平成 10 年 4 月 21 日判決（平成 7 年（行ウ）第 1, 2 号、同 8 年（行ウ）第 5 号国民健康保険料賦課処分取消等請求事件）『判例時報』1641 号 29 頁

I 事実の概要

1 X は、Y（被告、旭川市）が保険者である国民健康保険の被保険者。

2 X は、Y による平成 6 乃至 8 年度の国民健康保険料の賦課処分及び保険料減免の非該当処分に対し、北海道国民健康保険審査会に審査請求したところ棄却された（ただし、平成 7 年度については審査請求を行っていない。）ため、当該賦課処分等の取り消しなどを求めて提訴。

3 これに対し旭川地方裁判所は、保険料の賦課総額や料率を定めた旭川市国民健康保険条例 8 条及び 12 条が憲法 92 条、84 条、国民健康保険法 81 条に違反するとし、2 の各賦課処分を取り消した。

II 判 旨

1 被告適格について

「本件条例においては、減免については「市長」

とある（本件条例 19 条）のに対し、賦課の場面では特に主体を明示していないことから法のとおり保険者が直接賦課処分をする前提になっていると解される。したがって、賦課処分自体を対象とする訴えの被告適格を有するものは被告市である。」

2 不服申立て前置について

「不服理由によっては審査会の有する審査権の性格や限界から同種の後続処分について同じ不服理由に基づいて審査請求しても同一の結論になることが明らかであると予測できる場合があり、このような場合には「裁決を経ないことにつき正当な理由がある」と解すべきである。」

「仮に原告が平成 7 年度の処分についてやはり本件条例の違憲性を理由に審査請求しても、前年度と同じ理由によって請求棄却の判断が出たであろうことは、（審査会に違憲審査権を与える等という憲法改正が行われていない以上）当然に予測できる。そうすると、原告が平成 7 年度保険料賦課処分について、その根拠条例の違憲性を争う場合に審査請求していないのは「裁決を経ないこと

につき正当な理由がある」と言いうる。」

3 租税条例主義

「地方自治に関する憲法 92 条に照らせば、地方自治の本旨に基づいて行われるべき地方公共団体による地方税の賦課徴収については、住民の代表たる議会の制定した条例に基づかずに租税を賦課徴収することはできないという租税(地方税)条例主義が要請されるというべきであって、この意味で、憲法 84 条にいう「法律」には地方税についての条例を含むものと解すべきであり、地方税法 3 条 1 項が「地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定めをするには、当該地方団体の条例によらなければならぬ。」と定めているのは、右憲法上の要請を確認的に明らかにしたものと解される。」

4 国民健康保険制度への租税条例主義の適用

「国民健康保険は、①強制加入制であること、②その保険料又は保険税は選択的とされ、いずれも強制的に徴収されるものであること(特に被告市においては賦課徴収方法について市税条例が準用されていること)、③その収入の三分の二を公的資金でまかない、保険料収入は三分の一にすぎないのであるから、国民健康保険は保険というよりも社会保障政策の一環である公的サービスとしての性格が強く、その対価性は希薄であること等の事実に照らせば、このような性質を有する徴収金(保険料)は、保険税という形式を探っていないくとも、民主的なコントロールの必要性が高い点で租税と同一視でき、一種の地方税として租税法律(条例)主義の適用があると解するべきである。」

5 租税法律(条例)主義の内容及び基準

「租税法律(条例)主義は、行政権の恣意的課税を排するという目的からして、当然に、課税要件のすべてと租税の賦課徴収手続きは、法律(条例)によって規定されなければならないという課税要件法律(条例)主義と、その法律(条例)における課税要件の定めはできるだけ一義的に明確で

なければならないという課税要件明確主義とを内包するものである。」

「課税要件法定主義については、課税要件及び租税の賦課・徴収に関する定めを政令・省令等に委任することは許されると解されており、課税要件明確主義についても、法の執行に際して具体的な事情を考慮し、税負担の公平を図るために、不確定概念を用いることは、ある程度不可避であり、また必要でもあると解される。その他の場合でも、諸般の事情に照らし、不確定概念の使用が租税正義の実現にとってやむを得ないものであり、恣意的課税を許さないという租税法律(条例)主義の基本精神を没却するものではないと認められる場合には、課税要件に関して不確定概念を用いることが許容される余地があるというべきである。……保険料においても、その賦課要件すべてが条例自体において規定されることが望ましいが、条例が料率等の定を規則等の下位法規で明確にされている場合、あるいは、条例の趣旨など照らした合理的な解釈によって、その内容が明確となっている場合であれば、料率自体を条例に明記しなくとも、租税法律(条例)主義の趣旨に反するものではないというべきである。」

6 本件条例の基本的な枠組みと租税法律(条例)主義

「本件条例 8 条は、料率算定の基礎となる「賦課総額」について、前記差引額が基礎となって算定されることを示しているが、上限も下限も画するわけではなく、各見込額がいかなる方法で算定されるべきかについて何らの規定もなく、また、右差引額を「基準として」とは、誰がいかなる基準、手続きにより賦課総額を確定することなのかについても、何らの規定もない。……本件条例は、賦課権者に賦課総額を、その自由な裁量により内部的に決定することを委任した趣旨と解する他はない。」

「賦課総額は、賦課要件たる料率算定の基礎となるそれ自体重要な賦課要件であるから、賦課権者が自由な裁量によってその確定を内部的に決定することを委任しているとすれば、租税条例主義

(特に賦課要件条例主義)の見地から多大な疑問があるといわなければならない。」

III 解 説

7 本件条例8条による賦課総額決定過程

「以上によれば、結局、各見込額を推計して賦課総額を確定する過程においては、被告市によるさまざまな政策的判断が積み重ねられていることが明らかであり、本件条例8条は、被告市に、課税総額の確定について、自由な裁量による種々の政策的判断の積み重ねによってこれを行うことを許している規定と解するほかない。したがって、重要な賦課要件たる賦課総額の確定をこのように広範な裁量の余地のあるままに被告市に委ねた本件条例8条の賦課総額規定は、やはり賦課要件条例主義に反すると言わざるをえない。さらに本件8条の「賦課総額」は前記のとおり積極的に定義づけることは困難な概念であり、本件条例自体は上限も下限も画しておらず、その金額についての確定は被告市に委ねられているというのであるから、同条の規定が一義的に明確でないことも明らかであり、同条の解釈によってもそれを明確にできるものでもないから、同条の賦課総額規定は賦課要件明確主義にも違反するというべきである。」

8 本件各賦課処分の違法性

「以上から、本件条例8条の賦課総額規定は、賦課総額の確定を賦課権者に委ねた点において、賦課要件条例主義にも賦課要件明確主義にも違反するというべきであって、憲法92条、84条及びこの趣旨を定めた法81条に違反しており、右のような賦課総額を基礎として料率を決定する点において本件条例12条もまた、その余について判断するまでもなく、憲法92条、84条、及びこの趣旨を定めた法81条に違反するというべきである。このように違憲違法な本件条例8条、12条に基づいてなされた本件各賦課処分の違法性は明らかであり、その違法性の程度において到底軽視しうるものではないから、本件各賦課処分は、いずれも取消しを免れない。」

1 本判決の意義と争点

これまでに、国民健康保険の保険料(税)に関し、国民健康保険条例の合憲性が争われた事案は、
 ①強制加入原則と憲法29条の関係——最大判 昭33・2・12など
 ②国保税条例の課税要件と租税法律主義——仙台高裁秋田支部判昭57・7・23など
 ③国保税と租税不遡及の原則——東京高判昭和49年4月30日など
 ④保険料の最高限度額設定と憲法25条及び14条の関係——横浜地判平2・11・26
 の4類型に大別できる。②は国民健康保険税について租税法律主義の適用を肯定したものであるが、市町村国保の保険料についても租税法律主義の適用があるとはじめて判示した点に本判決の意義がある¹⁾。

本件の争点としては、

- ①不服申立て前置の要否
- ②国民健康保険の保険料に租税法律主義の適用があるか否か
- ③適用があるとする場合、本件条例が租税法律主義の要請を満たしているか否か

があげられる。以下順に検討するが、その前に被告適格について若干触れておきたい。

2 被告適格

行政事件訴訟法第11条第1項によれば、取消訴訟の被告については、国や地方公共団体など権利能力の主体でなく、当該行政処分をした行政庁²⁾を被告とすることとされている。処分の適法性を争う抗告訴訟において、当該処分が国の事務か地方公共団体の事務かも直ちには判断しにくい原告の立場にも配慮して直截かつ実際的な方式を採ったものである。筆者が調べた限り、国民健康保険料(税)の賦課処分に関する訴訟では、保険料のケースでは被告を市町村とし、保険税のケースでは市町村長を被告とすることに分かれている³⁾。救済措置(行政事件訴訟法第15条第1項)

もあり、あまり実益のある議論ではないとも言いうが、保険料に関する本件では、保険料の減免に関する処分の主体が市町村長であると条例上明示されていることと対比した上で、賦課処分の主体である市町村が被告適格を有するとしている。保険料の場合も保険税の場合も賦課処分の主体は団体委任を受けた保険者たる市町村であり、減免処分の主体はいずれの場合も市町村長とされている（地方税法 717 条）。前述の行政事件訴訟法の趣旨を踏まえると保険料と保険税の場合に被告適格を異にする理由はないように思われ、被告となるのはいずれの場合も行政庁としての市長と解すべきであろう。

3 不服申立て前置の要否⁴⁾

ある処分に対し審査請求が認められている場合、取消訴訟と審査請求の関係については、裁判を受ける権利の保障を前提にその長短を踏まえ、行政事件訴訟法などで次の 3 つの段階に調整、整理されている。

- ①原則としての自由選択主義（8 条 1 項本文）
- ②例外としての裁決前置主義（同項ただし書き）
- ③いわば例外の例外として裁決を経ずに取消訴訟が提起できる 3 つの場合を規定（同法 8 条 2 項各号）

国民健康保険法 91 条及び 103 条は、保険料に関する処分について、専門技術的な性質を有する大量の処分であり、裁決が国民健康保険審査会という第三者によりなされることから、裁決前置を定めているが、行政事件訴訟法第 8 条 2 項 3 号の「その裁決を経ないにつき正当な理由があるとき。」に該当する場合であれば直ちに取消訴訟が提起できる。この「正当な理由」は一般的、抽象的な規定であり、具体的の事案ごとに趣旨を踏まえて個別に判断するしかなく、判例も多い。審査請求をしても「裁決の結果がある程度確実に予測できる場合」には、形式的に裁決の前置を要求しても煩雑な手続きの履践を強いるだけになるとし、司法救済の途を広く確保するため本号に該当とした事例⁵⁾があるが、判決も「同種の後続の処

分について同一の結論になることが明らかであると予測できる場合」としており、類似の考えに立っているものと思われる。「明らかである」という形でさらに限定を加えた上で適用可能性を認めたものであり、結論的には肯定できよう。

4 租税法律主義の意義と内容⁶⁾

国民健康保険の保険料への租税法律主義の適用の当否を検討する前に租税法律主義の意義と内容について見ておこう。

（1）意義と目的

「租税は、公共サービスの資金を調達するためには、国民の富の一部を国家の手に移すものであるから、法律の根柢に基づくことなしには、国家は租税を賦課・徴収することはできず、国民は租税の納付を要求されることはない」この原則を租税法律主義といい、「近代法治主義の租税の賦課・徴収の面における現われ」と位置付けられる。公権力による国民の財産への恣意的な干渉を防止することを目的とし、現代の複雑な経済社会において、国民の経済生活に法的安定性と予測可能性を与える機能を有する。

（2）内 容

租税法律主義は、課税要件法定主義と課税要件明確主義を含み、その内容は以下の通りである。

①課税要件法定主義

課税要件⁷⁾のすべてと賦課・徴収の手続きは法律によって規定されなければならない。政省令等への委任も許されるが、委任の目的、内容、程度が明確な具体的・個別的委任に限られ、一般的・白紙的委任は許されないと解される。

②課税要件明確主義

課税要件などの規定は、なるべく一義的で明確でなければならない。行政の自由裁量を認める規定を設けることは、原則として許されないと解すべきであり、不確定概念（抽象的・多義的概念）を用いることにも十分慎重であるべきとされている。ただし、税負担の公平を図るために、不確定概念を用いることはある程度必要不可避であることから、一見不明確に見えても、法の趣旨・目的に照らしてその意義を明確になしむるも

のであれば、課税要件明確主義に反するとは言えない。それは、行政府に自由裁量を認めたものではなく、法の解釈の問題と解されている。

判決も仙台高裁秋田支部判決同様、「立法技術上の困難などを理由に、安易に不明確な概念を用いることは許されないが、不確定概念の使用が租税正義の実現にとってやむを得ないものであり、恣意的課税を許さないという租税法律（条例）主義の基本精神を没却するものではないと認められる場合には許容される余地がある」とし、さらに「保険料においても、その賦課要件すべてが条例自体において規定されることが望ましいが、①条例が料率等の定を規則等の下位法規で明確にされている場合、あるいは、②条例の趣旨など照らした合理的な解釈によって、その内容が明確となっている場合であれば、料率自体を条例に明記しなくとも、租税法律（条例）主義の趣旨に反するものではないというべきである。」とし、一般論としては、保険料について料率自体を明記しなくてもよい2つの場合があることを認めている。

5 国民健康保険の保険料と租税法律主義

（1）租税法律主義における「租税」の意義

これまで憲法学者の多数説⁸⁾は、租税法律主義を定める憲法84条の「租税」の範囲に、租税法学者などの言う固有の意味の租税⁹⁾よりも広い範囲の収入（どこまで含めるかは説が分れる）を含めるべきであると解してきた。これらに対し、財政法3条に関連して小嶋教授らから「結論をあらかじめ持った拡大解釈ムードに乗った所説」であり、収納の根拠だけでなく、賦課、徴収の要件まで法定することを要求する憲法84条の問題と括的な財政民主主義の問題として整理すべき他の収納金に係る憲法83条の問題とを分けて考えるべきであるとの指摘がなされている¹⁰⁾。公権力による国民の財産への恣意的な干渉を防止するという租税法律主義の趣旨を踏まえ、自由選択の余地なく、一方的、強制的に課され、徴収されるものをメルクマールに個別、具体的に類型化して整理していくべき問題であろう。

（2）国民健康保険の保険料と租税法律主義

①国民健康保険の保険料は、憲法84条の「租税」に含まれるか。

公権力对人民という関係性において一般市民が加入を強制される社会保険の保険料の場合、医療など特定の公的サービスに使途が限定され、当該事業の収支均衡を無視できない（収支相等の原則）という内在的な制約がある点で一般の租税とは異なるものの、賦課、徴収に係る民主的なコントロールの必要性、国民の経済生活に対する法的安定性と予測可能性の付与の点において一般的の租税と異なる扱いをすべき理由は見当たらない¹¹⁾。市町村国保は、団体委任事務（地方自治法2条9項、別表第2）として市町村に実施義務が課され（国保法4条）¹²⁾、他の公的医療保険の加入者等を除き強制加入とされ（同法5、6条）、保険料が賦課、徴収されることから憲法84条の「租税」に含まれると解すべきである。

判決は租税法律主義の適用を肯定し、根拠として①強制加入以外に②保険税との選択制、③多くを公的資金で賄い、対価性の希薄な公的サービスであることを指摘している。しかし、税との選択制や大量の公的資金の投入（による対価性の希薄さ）は、そうした仕組みを持たない場合もありうる介護保険など他の社会保険制度やかつての国民健康保険制度との関係でメルクマールとすべきであったかどうか疑問である。社会保険の中で税との選択制を採っているのは（昭和26年度以降の市町村）国民健康保険のみであるが、税との選択制のない制度に租税法律主義が適用される余地はないのだろうか。また、国保にもかつて給付費に対する公費の助成が制度化されていない時代があったのである。さらに国保に限らず社会保険の保険料にはもともと個々の給付の対価という意味での対価性（その意味での対価性が問題になるのは保険料ではなく、医療費の一部負担金についてであろう）はないが、給付総額については、一般的の行政サービスと異なり（公費負担などを含めた）収支相等の原則が求められる。判決のいう対価性の意味が必ずしも明らかではないが、大量の一般財源の投入をメルクマールにした点でも判決

は疑問であろう。市町村国保の保険料に対する租税法律主義の適用を肯定するには、市町村対人民という関係性において、他の公的医療保険の加入者等を除き強制加入とされ、強制徴収もありうる点だけを根拠として指摘すれば必要かつ十分であったと思われる。

なお他の社会保険の保険料について若干考察してみると同じ国保でも任意加入の国保組合の保険料については保険者と被保険者の間で自主的に決められるべきものであり、憲法 84 条の「租税」には含まれないと解されるべきであろう¹³⁾。また歴史的にみても、公権力対人民という関係性よりもむしろコーポラティズムの色彩が濃いように思われる被用者に対する社会保険の保険料（特に健保組合の場合）についても憲法 84 条の「租税」に含まれると解すべきかどうか議論のあるところであろう。これに対し、市町村に実施が義務づけられている介護保険（40 歳以上の者に原則強制適用、65 歳以上の第 1 号被保険者については条例で保険料を定め、40 歳以上 65 歳未満の第 2 号被保険者については加入している医療保険の保険者が「介護給付費納付金」に係る「介護保険料」を定める）の保険料については、公権力対人民という関係における強制加入性から憲法 84 条の「租税」に含まれると解るべきであろう。

②国民健康保険法 81 条で市町村国保の保険料の賦課、徴収等に関する定めを条例に委任しているが、これは憲法 84 条に反しないか。

国保法 81 条で条例に委任することが憲法 84 条の「法律の定める条件」に当たると考えることができ違反しないと解することができよう。けだし、市町村国保の保険料については、住民の年齢構成などから地方税の場合と同様（あるいはそれ以上に）市町村間の差が大きくなりがちであり、法律で詳細に内容を定めるよりもむしろ法律の範囲内で市町村の自治に委ねた方が妥当であり、憲法 92 条の趣旨にも合致するからである。国保法 81 条は、憲法 84 条を踏まえ、保険料の賦課、徴収を条例で定めることを求めた規定と考えられる。従って、条例において、賦課要件法定主義と賦課要件明確主義を満たすことが必要であり、満たさ

なければ、国保法 81 条違反の問題となる。

判決は、①地方税については、憲法上の要請として租税条例主義が求められる②国民健康保険の保険料は地方税（と同視できる）③従って国保の保険料にも租税条例主義が適用されるとの三段論法を採っているため、地方税条例主義を肯定する必要があった。国保税に関する仙台高裁秋田支部判決の影響を受けたのであろう。住民自治の趣旨から地方税条例主義自体に異論はなかろうが、その根拠については、地方税法という国法による委任とする理解と憲法上の要請（その場合にも、憲法上の根拠について 84 条とするものと 92 条、94 条とするものがある）とする見解に分かれている。本件の場合、問題となっているのは保険料であり、地方税についてわざわざ論じなければならない必然性はなかった。また、保険料条例主義を憲法上の要請としているために、違反となれば違憲とせざるを得なかった。公権力の恣意的な干渉から市民の財産を守るという租税法律主義の趣旨から市町村国保の保険料が憲法 84 条の「租税」に当たるかとして議論をスタートする方が合目的であるようと思われる。前述のように介護保険など他の社会保険の存在を考えても一般論としてではなく個別に整理、類型化していく方が租税法律主義の適用に関し、全体として整合性のある法理論が構築できよう。

6 保険料に係る本件条例の仕組みと租税法律主義

（1）保険料と賦課総額との関係

旭川市国民健康保険条例によれば、保険料は次のように定められる。

①事業に要する費用の見込額から収入の見込額を控除したものを基準にして当該年度において賦課する総額（賦課総額）を算定する（条例 8 条）

②この賦課総額を所得割 50、資産割 11、被保険者均等割 26、世帯別平等割 13 の割合で 4 分し¹⁴⁾、それぞれについて被保険者全部にかかる総額や一般被保険者総数等で割ってそれぞれの料率を定める（条例 12 条）

③個々の被保険者についてそれぞれの保険料率

をかけて算出した所得割¹⁵⁾額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額を世帯ごとに合算したものが賦課額となる(条例9条)

このように(保険なので当然だが)、賦課総額から保険料率を逆算して決定しており、判決のとおり「賦課総額」は「それ自体(重要な)賦課要件」と言うべきである。

(2) 賦課総額決定過程の具体的検証

判決は、平成6年度から8年度までの賦課総額決定過程について具体的に検証した上で、以下の8項目をあげて被告市は実際に広範な裁量を有していたとする。

- ①法令等による制限の不存在——老人保健拠出金などを除き、ほとんどの見込み額の推計方法は市に任せられている
- ②標準的な推計方法等による制限の不存在——拘束力を持つような標準的な推計方法はない
- ③政策的判断によって決定される見込額の存在——一般会計繰入金などについて実績等を勘案するのではなく政策的判断で決定
- ④過去の実績値による制限の不存在——過去の実績値を踏まえて推計するか否かについてルールなし
- ⑤過去の実績値の勘案方法についての選択範囲の広範さ——データの選択自体を含め、過去のデータをどう使って見込額を求めるかについてルールなし
- ⑥循環計算の不履行
- ⑦推計値の裁量による補正
- ⑧推計の合理性を担保する制度の不存在——過程の透明性がないため、不服申立て制度が機能しない

そして以上から、賦課総額の確定を広範な裁量に委ねた本件条例8条は、賦課要件法定主義違反であり、また、一義的に明確でないから賦課要件明確主義にも違反すると判示した。形式論理的には、料率にかわる賦課要件としての賦課総額について規定自体は存在するのであり、その確定を不明確な規定により行政庁の自由裁量に委ねたとして賦

課要件明確主義違反とすべき事例であったようにも見えるが、明示の委任規定なしに不明確な定めを置くことが、行政庁に白紙委任することと同じと考え、課税要件法定主義違反と捉えたものであろう。

判決は、上述のように賦課総額の算定過程を詳細に検証し、その過程で恣意的な算定がなされたことを指摘してそれを許すような条例自体が租税条例主義に違反するとしている。しかし、条例自体に公権力の恣意や濫用を招く恐れがあったというよりも、本件の場合、条例を趣旨に照らして合理的に解釈すれば、被告は最も正確かつ合理的な方法で国保事業の収支を算定し、賦課総額を確定する義務があった(個々の算定項目については基本的に明示されており、判決がそれぞれの具体的な算定方法の詳細についてまで例えば過去何年の実績を踏まえといった形で規則等で規定しろという趣旨だとすれば少し無理があるようと思われる)にもかかわらず、恣意的な算定を行ったという意味で条例に反し違法なのであり、判決の論理に従うとしても、条例自体が恣意的な算定を許したものとまでは言えないという判断もありえたのではないかと思われる。

むしろ本件でより問題とすべきなのは、保険料の負担者である住民にとっては、国保事業の収支や他の被保険者の数、所得や資産など料率を逆算し、保険料を算定するのに必要な情報が与えられないため、自らに賦課される保険料の額が条例からは全く予測できない仕組みになっていることであろう。租税や社会保険料は、消費者の可処分所得¹⁶⁾を確定するための重要な要素であり、その額を知らずに一般市民が日々の生活において合理的な意志決定を行うのは困難である。判決も前述の⑧において間接的な形で予測可能性の欠如に触れているようにも見えるが、租税法律主義の要請として正面から法的安定性と予測可能性の保障を指摘し、予測可能性の欠如を租税法律主義違反の根拠としてより明確な形で強調してもよかつたのではないかと思われる。

7 む す び

実際には仙台高裁秋田支部判決を強く意識しながら、保険税の場合料率自体を定めることが条例準則で定められていること、料率を明示している自治体が9割あること、過去被告市が料率を明示していたことがあることなども踏まえ、違憲という判断を下したものと思われるが、前述のように地方税条例主義に言及する必要は必ずしもなかつた事例であり、国保法81条違反とすれば足りたのではないかと考えられる。

保険料率を明示しない本件のような方式を探っても保険料の算定についてある程度の誤差が生じることは避けられないのは同じであり、やはり市町村の負担において条例でその料率を明示し、市民の経済生活に法的安定性と予測可能性を与えるべきである。厚生省も条例準則の改正について検討が求められよう。また併せて、保険料(税)算定の合理性を担保するため、算定過程の透明化を進めるべきである。それが、費用と便益を明確化させ、他市町村との比較などを通じて制度のパフォーマンスの評価を可能とすることにもつながろう。そもそも医療費の予測自体簡単ではないのに加え、給付の多様化、財政調整制度の複雑化等に伴い、国民健康保険の収支の算定は相当複雑になっており、それが本件の遠因にもなっているとも考えられる。市町村(特に事務処理能力に限界のある小規模保険者)の担当者が対応できるよう国及び都道府県のきめ細かな指導、支援が求められよう。

なお、いずれにしろ違法ということになると、同時期になされた大量の保険料賦課処分について同様に取り消しを求められる可能性もあり、法的安定性を著しく損なう恐れがある。①もともと保険料の減額賦課では納得できず、その免除を主眼とする訴訟であり、②保険料について恣意的な算定プロセスがあったことは事実だが、合理的な算定を行った場合に比べても結果的にあまり大きな差はないように思われ、被告人の損害が大きいとは思われない(むしろ負担を下げる方向で算定しているように見える)こと、③国民健康保険の安定的運営という公共の利益などを考えれば、行

訴法31条のいわゆる事情判決の適用を検討——無論十分に慎重であるべきだが——してもよい事例だったようにも思われる。

注

- 1) 国民健康保険法76条及び地方税法703条の4により、保険料によるか保険税によるかは市町村等の選択によることとされている。国民健康保険税制度は昭和26年度に創設されたが、その趣旨は「①当時はまだ国民健康保険に対する住民の関心や認識が十分でなく、保険料と税では住民の義務観念に大きな相違があったため、徴収効果が期待されたこと、②国民健康保険事業が市町村公営となったことに伴い、それを裏付ける意味から租税制を採用する要望が強かったこと等によるもの」とされている(厚生省保険局国民健康保険課監修『逐条解説国民健康保険法』中央法規出版、311頁)。条例の知事への事前協議(国保法12条)の有無、徴収権の消滅時効の長さ、滞納処分の場合の先取特権の順位等に具体的な差異がある。実際の適用状況を見ると約9割の保険者が保険税方式を採用しており、保険料方式を採っているのは都市部が多い。
- 2) 行政庁とは、国又は公共団体の機関で、具体的法令の規定に基づき國又は公共団体の意思を決定し、これを外部に表示する権限を有するものを言う。園部逸夫編「注解行政事件訴訟法」有斐閣、193頁参照。
- 3) 例えば、前出の保険料に関する東京高裁判決の被告は浜松市であるのに対し、保険税に関する仙台高裁秋田支部判決の被告は秋田市長である。
- 4) 処分取消しの訴えと審査請求との関係については、園部編前掲書、132頁以下参照。
- 5) 園部編前掲書、157頁参照。
- 6) ここでの記述は、金子宏『租税法第6版補正版』弘文堂、74-80頁に多くを拠っているが、通説、判例の理解ともほぼ一致するものと言ってよからう。
- 7) 課税要件とは納稅義務の成立要件のことで、各租税に共通のものとして、納稅義務者、課税物件及びその帰属、課税標準、税率の5つがあげられる。金子前掲書、135頁参照。
- 8) 例えば「普通に、租税とは、国または地方公共団体が、その経費を支弁するために国民から無償で強制的に徴収する財貨をいうが、ここに租税とは、形式的に租税といわれなくても、実質的に租税と同じように、国民の自由意志に基づかないで定められ、徴収されるもの、例えば、特許料などの課徴金、煙草の価額や鉄道料金の類を含み、憲法の原則はそれらにも及ぶものと解すべきである。」(清宮四郎『憲法I(新版)』

有斐閣、256頁)。

- 9) 例えば「国家が、特別の給付に対する反対給付としてではなく、公共サービスを提供するための資金を調達する目的で、法律の定めに基づいて私人に課する金銭給付」(金子前掲書、9頁)。
- 10) これらの議論を整理したものとして、碓井光明「租税の意義」『ジュリスト増刊憲法の争点(新版)』228頁がある。
- 11) 社会保険制度の場合、保険料の納付義務と受給権が被保険者毎に対応しており、医療や福祉のサービスを、租税を財源として提供する(社会扶助方式とも呼ばれる)方式とは社会保障制度としては別のものと区別して議論すべき問題であると考えられる。しかし、租税法律主義の適用という点においては一般市民に加入が強制される社会保険の保険料と租税の取扱いを異にすべき理由はなかろう。なお、2つの方式の比較については、堀勝洋「社会保険方式と社会扶助方式」『現代社会保障・社会福祉の基本問題』所収、参照。
- 12) 国や都道府県も理論的には国保の保険者になりうるのであり、実際、財政など保険規模の適正化、保険者機能の強化、事務処理の適正化等を根拠とする都道府県保険者論も少なくないようと思われる。
- 13) ただし、現在の国保組合には、医師、歯科医師などの組合を含めその財政状況に関わりなく、給付費の3割を超える公費が投入されている。それにもかかわらず保険料率の自主決定権は、そのまま認められており、権利と義務の配分において既得権の保護という以上の説明が困難な不公正な状況になっている。公費の投入を行つのであれば、租税法律主義の要請とは別に公費の負担者である一般国民との関係において、関連の情報を公開するとともに保険料率の自主決定権に制約を加え、保険料率の決定を公的な管理下に置く仕組みが必要になる。
- 14) 保険料賦課方式には、3つの方式が示されている(国保法施行令29条の5)が、実態的には9割以上が本件と同様いわゆる4方式を採用している。本件の場合、応能対応益の割合が61:39で、標準割合(50:50)よりも応能分が多く、低所得者に配慮した形になっている。
- 15) 所得割の算定は9割以上が本件同様、いわゆる旧但し書き方式(基礎控除のみ)を採用している。他の方式に比べ、広く薄い負担を求めるところとなる。
- 16) 実収入から税金、社会保険料などの非消費支出を差し引いたものがいわゆる手取り収入であり、可処分所得と呼ばれる。それから消費支出を差し引いたものが貯蓄になる。

*参考として
本件条例8条、9条、12条を添付——別添

参考文献

- 本文、注釈に引用したもののほか、
 碓井光明(1980)『判例評論』255号、19頁、『判例時報』957号。
 安念潤司(1980)「租税法判例研究」『ジュリスト』730号。
 山田二郎(1981)「行政判例研究237」『自治研究』第57巻第7号。
 遠藤きみ(1982)「最近の判例から」『法律のひろば』35巻11号。
 堀勝洋(1990)『社会保障判例』中央法規出版。
 北野弘久(1991)「国民健康保険税条例に基づく保険税賦課処分の適法性」『別冊ジュリスト社会保障判例百選(第二版)』。
 田中治(1992)「課税要件明確主義」『別冊ジュリスト租税判例百選(第三版)』。
 水野忠恒(1994)「租税法律主義と課税条例の明確性」『別冊ジュリスト憲法判例百選II(第三版)』。(ふくだ・もとお 国立社会保障・人口問題研究所
 社会保障基礎理論研究部第一室長)

〈参考資料〉

旭川市国民健康保険条例(平成8年度国民健康保険料の納入通知書送付時のもの、抄)

(一般被保険者に係る保険料の賦課総額)

第八条 保険料のうち国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第8条の2に規定する被保険者(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者(以下「一般被保険者」という。)に係る保険料の賦課額(第17条の規定により保険料の額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

- (1) 当該年度における国民健康保険の事務(老人保険拠出金の給付に関する事務を含む。)の執行に要する費用のうち職員の給与費(以下この条において「職員給与費」という。)以外の費用(以下この条において「物件費」という。)であって国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令(昭和34年政令第41号)第1条第1項第1号イからニまでに掲げる事務に係るもの(以下この条において「特定事務費」という。)の額、療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負

- （1） 担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、老人保健法の規定による医療費拠出金の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の国民健康保険事業に関する費用（職員給与費及び特定事務費以外の物件費を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに退職被保険者等に係る入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額を除く。）の合算額
- （2） 当該年度における法第69条及び第70条の規定による負担金、法第72条の規定による調整交付金、法第72条の3第1項の規定による繰入金、法第74条及び第75条の規定による補助金、同条の規定による貸付金その他国民健康保険事業に要する費用（職員給与費及び特定事務費以外の物件費を除く。）のための収入（法第72条の2第1項の規定による繰入金及び法第72条の4の規定による療養給付費交付金を除く。）の額の合算額

（一般被保険者に係る保険料の賦課額）

第9条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算

定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。

（保険料率）

第12条 一般被保険者に係る保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 保険料の賦課総額の100分の50に相当する額を基礎控除後の総所得金額等の総額で除して得た数
- (2) 資産割 保険料の賦課総額の100分の3に相当する額を土地及び家屋に係る固定資産税額の総額で除して得た数
- (3) 被保険者均等割 保険料の賦課総額の100分の32に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額
- (4) 世帯別平等割 保険料の賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の属する世帯の数で除して得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

書評

加瀬和俊著

『戦前日本の失業対策——救済型公共土木事業の史的分析』

(日本経済評論社, 1998年2月)

池田信

失業は所得を失わせて著しい生活難を招くだけでなく、長期化すれば働く能力と意志をも失わせてしまう。したがって失業者を救済し、雇用を創出していく政策はいつの時代にあっても重要なものとして取り組まれてきた。敗戦後の時期にあっては失業対策事業がある期間大きな役割を演じたし、公共事業は今日に至るまで雇用の維持・創出の有力な手段として採用されてきた。現在は深刻な不況下にあり、失業・雇用問題があらためて重要課題として大きくクローズ・アップされている。またいまあらたに地方分権化の推進が論議され、公共事業の地方自治体への移管が提案されている。このようなときにあたってわが国の失業・雇用政策の歩みを的確に捉え、そこから多くの教訓を学び取ることが大切である。

本書は、1920年代半ばから30年代半ばに至るまでに採用された失業救済事業と救農土木事業とを研究対象としている。本書の構成は以下の通りである。

序章 問題の所在と本書の課題

第1編 季節的失業対策の展開とその限界

(一九二五～二八年)

第1章 失業対策の発足経緯

第2章 冬季失業救済事業の制度化過程

第3章 事業の規模と構成

第4章 登録制度の構想と実態

第5章 事業実施に伴う難点とその背景

第2編 緊縮政策下における周年的失業救済事業の展開(一九二九～三一年)

第6章 失業救済事業の制度的拡張

第7章 事業の規模・構成の推移とその背景

第8章 救済対象者の選別方式と就労実態

第9章 困窮農民対策としての土木事業構想とその過渡期性

補章I 失業救済事業における行政機関間対立の一事

例一山梨県国道八号線工事

補章II 失業救済事業拡張の動態過程—国道・府県道改良工事の発足経緯

第3編 救済型公共事業の全面展開(一九三二～三四年度)とその収束

第10章 救済型公共土木事業制度の再編経緯

第11章 事業の構成・規模とその変化

第12章 就労状況

第13章 救済型事業の縮小過程

終章 救済型公共事業の比重と性格

本書は明確な方法のもとに精力的な資料収集・分析に基づいて書かれた470頁に及ぶ大作である。その全体を紹介し、またコメントすることは紙幅はもとより私の能力を超えることであるので、この小文では主として著者の問題意識、方法、時期区分を扱った序章の部分を取り上げ、他は特に興味を引かれ、また学んだ点を上げるにとどめたい。

はじめに時期区分について紹介する。第1期は1925～28年度であり、この時期には失業救済事業は冬季、六大都市に限定して行われ、失業救済事業支出額は公共土木事業支出総額の1%前後に過ぎなかった。第2期は1929～31年度であり、周年的、全国的に事業実施が可能となり、また緊縮財政下で公共土木事業総額が削減されるなかで失業救済事業の規模は急拡大し、その事業額の比率は20%を超えた年もあった。第3期は1932～34年度であり、積極財政下で公共土木事業総額が増大するなかで失業救済事業に加えて救農土木事業が行われるようになり、これらの事業額の比率は30～40%に及んだ。なお一般公共事業の相当部分にも生活困難者を就労させることが義務づけられたので、公共事業の半ばが救済目的を帯びていた

という。第4期は1935年以降であり、失業救済事業は縮小過程をたどっていった。著者によるこの時期区分からも救済型公共土木事業が果たした役割が大きいことは容易に推測できよう。しかし、その展開を総合的、社会科学的に把握するにはどのような研究方法を探るべきであろうか。

政策および政策史の研究方法は、これまでには明確に確立されてはこなかった。政策をそれをめぐる諸関係と関わらせながら政策そのものに即して解明するという方法が採られないで、結局はそれを他の構成要因に還元する理解、すなわち経済還元主義や階級還元主義が支配的であった。かつてマックス・ウェーバーは、政策研究について経験科学がなし得るのは、所与の政策目的に対する政策手段の適合性、目的達成の可能性、目的定立の有意義性、結果の目的適合性、ある政策採用の機会費用などについて検討し、さらにその政策の根底に横たわる理念を探り、その理念と諸目的・手段との整合性を突明することであると説いた。評者はさらに彼のこの主張を肯定した上で、「政策構想の形成にさいしてそれを促しあるいは支える社会的・経済的・政治的諸条件との関係、競合する諸構想の諸関係の中で一つの政策構想がヘゲモニーの位置を占めるに至る理由、既存の政策体系との連続性・非連続性などを解明し、さらにはヘゲモニーをもつ社会政策構想の意義と限界とを明らかにしつつ論者自身の理念を背景にしての政策構想を示すことが必要」と主張した（池田信「社会政策思想の誕生 戦前社会政策学会を中心にして」、社会政策叢書第22集『社会政策学会100年』）。

著者はもとより独自の視点から政策・政策史の研究方法を確立しているが、その志向において評者の視点と共に通するところが多く、大変心強く感じた。まず「この事業の立案過程において考慮された諸問題・諸利害関係の意味、事業の実施過程における諸課題とそれをめぐる諸制約を明らかにし、当該事業の意義と限界を歴史具体的に把握する」とその基本的な方法を提示しているが、さらにいっそう具体的に示した三つの視点は本書の方法の特質をより明確に示しているといえよう。

まず第1点として、失業対策=職業紹介担当部局（内務省社会局）・貧困農民対策担当部局（農林省）の政策意図〈不況による失業者・困窮者救済〉と公共土木工事担当部局（内務省土木局、農林省耕地課など）

のそれ〈公共事業の効率的遂行〉との協力・反発と、このことが社会政策にとってもった意義との解明があげられている。戦前の失業対策事業の多くは、公共事業の一部を失業・困窮者救済事業に振り替えることによって行われており、両者は代替的な関係に置かれたのでこの対立は深刻であった。国家外の社会における諸利害の対立はかならずそれらに密接する国内諸機関の対立となって現れるが、著者は上記2セクターの相克を丹念に追究して大きな成果を上げており、その解明は本書の圧巻をなすものといえよう。

第2点としてあげられているのは、中央政府の実施方針に対する府県・市町村当局関係諸機関の対応である。後者はまた独自の立場から国家の方針を利用して地元の課題（失業・貧困対策と公共施設整備）を達成しようとした。この地元・現場的視点に立つことによって、政策の施行過程だけでなく政策のもたらした結果をも具体的に検証できるのであり、それは不可欠の視点である。

第3点としてあげられているのは、被救済者が受動的な存在に過ぎないのではなく雇用機会を選択する行為者であり、このことが労働市場に影響を与え、行政側に絶えず新たな問題を突きつけたことである。著者は他の箇所で労働能力喪失者への救済と失業・困窮者への救済とを同一視することを戒めている。前者への救済の効果はいわば一方向的・直線的に計測できるのに対して後者への就労機会の提供は「その反作用として就労者の就労行動を変更させ、労働市場の下層部分における労働力商品の需給関係を動かし、それによつて賃金水準を含む労働条件を変更させる」という複合的・相互規定的な関係にあるのであり、その効果の計測も複雑にならざるを得ないことを指摘している。これはまさに慧眼であって、民間日雇い労働市場との関係から時には失業救済事業において労働力確保のために賃金を引き上げることを迫られるという逆説的事態が生じることもあったことが示される。また都市の民間日雇いの場合よりも低い賃金であっても周辺の零細農民や当時日本の統治下にあって農業不振に苦しんでいた朝鮮半島の農民などにとってはなお魅力的な賃金であった。これらの多くの人が失業救済事業の行われる時期に当該都市に殺到して登録を行った。1920年代後半において多くの都市において朝鮮人が登録人員の過半数を占める年があったことが統計的に示されている。担当局は登録を市内居住者に限定しようと対策

に苦慮し、さまざまな対策を試行することになった。

以上の3点を重点とした分析と推論は実に丹念に、かつ説得的に行われている。このことを念頭に置いて従来の諸研究を検討すればそれのもつ問題点は明らかであり、著者はそれについても余すところなく明解に示している。戦前の関一、風早八十二、猪俣津南雄らの研究は批判的見地から取り上げたものが多く、自らの政策理念に基づいて現実の諸政策を「外在的・超越的・現象的」に批判することで事たれりとしていた。第二次大戦後にはより詳しく言及されるようになったもののこれらの政策に批判的解釈を加えるにとどまっており、したがって「政策それ自体の内容・効果・内部矛盾」を実証的に研究する必要は彼らの感じとるところではなかった。

1970年代後半期にはいると、これらの事業を肯定的に評価する見地からより実証的な研究がなされるようになつた。ある論者は政策意図とその実際的効果を追究して、またある論者は財政・金融支出額によってそのマクロ的效果を測定して、また他の論者はそのうちに現代資本主義のフィスカル・ポリシー効果を見ることによって、積極的に肯定的な評価を下すようになった。

著者は根拠を示してこれらの研究を批判しつつ、こ

れらの研究からは死角に置かれた上記3点の視点を示してこの政策の意義と限界とを具体的かつ総体的に解明することに成功している。従来の諸研究が社会政策史、経済政策史、社会事業史などの通史の一齣として論究しているに過ぎず、しかも上述のような一面的な把握にとどまっているために戦前の失業救済事業についてまことに平板で断片的な認識しか得られなかつた。加瀬和俊氏のこの著書は、戦前期救済型土木事業に照準を合わせて明確な政策論的方法にもとづいて失業対策の複合的な構成と動態とをその全史にわたって解明しており、私たちは本書によってはじめて社会科学的にその全容を把握することができるようになった。本書のもつ意義はきわめて大きいといえよう。

本書の成果の上に立ってさらに職業紹介事業、失業救済事業などを含む全体の労働市場政策の果たした意義、失業者、半失業者などの構造と動態、戦時総動員体制下における雇用政策の展開、それらの戦後労働市場政策に与えた影響などを政策論的な立場から解明することが必要であろう。職業紹介事業を含めて雇用における規制緩和が大胆に進められつつある現在、雇用政策のたどった道を社会科学的に反省することはきわめて重要であるといえよう。

(いけだ・まこと 関西学院大学教授)

小塩隆士著

『年金民営化への構想』

(日本経済新聞社、1998年)

駒 村 康 平

I 本書は経済学の立場から現行の年金制度の問題点を整理し、年金制度の持続可能性と就業・ライフスタイルの選択に対する中立性という基準から公的年金の守備範囲を検討している。この二つの基準から、筆者は公的年金の機能を高齢時における最低限度の生活保障に限定し、超える部分は個人勘定をベースにして民営化すべきであるという政策提言を行つた。具体的には、①公的年金はネット所得スライドで調整された賦課方式の基礎年金に限定し、この財源は消費税などの

税方式で調達する、②基礎年金には所得制限をつけず、支給開始年齢は65歳にするが、どの年齢でも受給可能になるように繰り上げ・繰り下げ支給ができるようにする、③厚生年金・共済年金の報酬比例部分については、段階的に民営化積立方式にし、この過程で発生する二重の負担については、40年間かけて各世代が負担をする、⑤民営化のベースになるのは確定拠出型の個人勘定とし、個人勘定の積立先は個人の選択に委ねるなどである。

本書の構成は、まず1章で現行の年金制度の問題を明らかにしている。筆者はその原因を、人口構造の高齢化、日本の雇用慣行の変化や女性の労働市場進出などの労働市場の変化、そして本来年金制度が持っていた構造的欠陥に分類し、年金の給付と負担をめぐる世代間のアンバランス（世代間の移転）、世代内の逆再分配メカニズム、高齢者や既婚女性の就業意欲を減退させる給付構造の問題、転職の阻害効果をもつ企業年金の問題を分析している。2章では公的年金の存在理由、本来の機能、賦課方式と積立方式という財政方式の比較を行っている。3章では年金財政の見通しについて、厚生省の年金再計算と異なり、賃金上昇率、利子率、就業率などの変数を内生化したモデルによる計量分析の紹介を行い、現行制度の持続不可能性を述べている。4章では日本の雇用慣行と現行公的年金制度が補完関係にあり、年金改革のためには日本の雇用慣行の変化が必要であるという興味深い指摘をしている。5章はこれまでの年金改革の評価、厚生省案の検討を行い、人口高齢化における公的年金の守備範囲の見直しを主張し、6章では就業行動に対する現行年金制度の悪影響を指摘し、厚生年金の民営化と基礎年金の個人単位化を主張している。7章では、賦課方式から民営化・積立方式の移行期に避けられない「二重の負担」の三つの解決方法が議論され、民営化によるメリットが整理されている。

II 本書の立場は明解であるが、現実の年金改革はどうであろうか。1997年末に厚生省は五つの選択肢を提示し、E案として小塩氏と同様な民営化案を示している。また、経団連や首相の諮問機関である経済戦略会議も30年間をかけた厚生年金の民営化を提言している。しかし、現実の年金改革は全く逆の動きを示している。景気後退の中の改革となつたため、基礎年金の保険料、厚生年金の保険料率は据え置きされ、賦課方式の性格が益々強まり、いわゆる積立不足は一層増大する傾向となっている¹⁾。一方、研究者間においても賦課方式を主張する側と積立方式あるいは民営化を主張する側に分かれている²⁾。重要なことは、それぞれの仮定に基づけば、双方ともに論理的には整合性があり、どちらかが間違っているかというよりは、両者の違いは経済・人口に対する予測と公的年金政策に対する期待と価値判断の違い³⁾である。したがって、それぞれの論者が賦課方式と積立方式を主張する根拠を詳細に検討する必要がある。厚生年金が「世代と世代

の助け合い」＝賦課方式でなくてはいけないということになると、民間では絶対に運営できず、公的年金以外あり得ない。しかし、インフレヘッジと逆選択の問題を解決するためならば、積立方式の可能性も残る。問題は公的年金に求められる機能である。この積立方式にもいくつかあり、①自由加入民営化、②強制加入民営化、③公的積立方式などがある。小塩氏は逆選択の問題には否定的であり、さらに積立方式でもインフレヘッジ機能を持つと考え、自由加入民営化を主張している。

III 小塩氏の主張の中心である積立不足、二重の負担問題、民営化移行プロセスに焦点を絞って議論してみよう。

現在の日本の公的年金は修正積立方式であるとされているが、その性格は賦課方式なのか積立方式が明確ではない。教科書的な説明では、積立方式から始まつた公的年金は現実の保険料・給付の改訂により、現在、事実上の賦課方式の性格をもっているということになっている。しかし、これは財政上の現象面の説明であり、本来のシステムが積立方式なのか賦課方式なのかということは明らかではない。論者によって現状把握が異なっている。しかし、本来の公的年金はどちらの財政方式を前提に制度を設計していたのかは受給権の性格を規定することになり、積立不足の存在自身も左右する。賦課方式のもとでの受給権は次の世代から受け取る各自の年金額の計算基準を意味するだけで、「いくらの年金をもらえるか」を意味する年金資産ではないことになる⁴⁾。そして、現行公的年金の積立金はたまたま使い残した資産を運用しているに過ぎず積立金に対して拠出者各人の持ち分があるわけではない。したがって、積立不足という概念は本来賦課方式には存在しない。このように現在の公的年金は財政における現象面だけではなく、仕組みにおいても完全に賦課方式の性格を持っているといえる。しかし、制度上はそのような整理ができるにも国民がどう理解しているかが重要である。国民は基礎年金、厚生年金いずれの拠出記録も「資産」として理解しているかもしれない⁵⁾。年金受給権を年金資産と理解すると逆に政府は年金負債（積立不足）を持っていることになる。積立方式の主張する論者は、国民が年金受給権を資産と理解しているという前提に立っている。公的年金の機能が積立方式でも十分であり、今後積立方式の方が有利であるとする立場に立てば、増税かフェルドシュタ

イン・モデルのように国債を発行してこの積立不足を埋める必要がある⁶⁾。しかし、いずれの方法も特定の世代に負担が集中するなど欠点がある。そこで小塩氏は多くの世代がこの積立不足を分担し、長期間かけて個人年金に切り替えていく段階的民営化案を主張している。この案は先の2案よりは現実可能性があると言えよう。

IV 以上本書の解題と現実問題における位置づけを行ってきた。本書の見解については方向性としては概ね理解できるが、現実の政策問題としてとらえた場合、敢えて次の五つの質問をしたい。

①基礎年金に最低所得保障機能を求めることと減額繰り上げ支給は矛盾しないか。

現行の老齢基礎年金の受給実態では、自分の寿命を短いと予測する人ほど繰り上げ受給を選択しており、これが低い年金受給額の一因になっている。基礎年金に最低生活水準の保障というセイフティーネット機能を求めるのならば、受給水準に選択の余地が残るようなシステムが望ましいか疑問である。むしろ一定年齢に達し、一定所得以下ならば給付を行うという社会手当的な性格も持たせた方がすっきりするのではないか⁷⁾。

②基礎年金の消費税方式への移行期間をどうするのか。

消費税にするととも、これまでの基礎年金の納付実績をどのように反映させるのか⁸⁾。消費税方式といつても、直ちにすべての高齢者に最低所得水準の年金が支給されるわけではなく、移行期間においては、納付実績の短い人の基礎年金額は低いままである。この移行期間は長期間かかることになる。

③年金以外の社会保険においても女性の就業抑制効果があるのではないか。

個人の選択にとって中立な年金制度としているが、健康保険や公的介護保険といった被用者社会保険も世帯単位であり3号被保険者と同様な問題がある。この問題は社会保険全体に共通している。また、小塩氏の就業決定のアプローチは個人単位でシンプルな余暇－労働選択モデルを前提にしているが、夫婦の就業決定は余暇－市場労働－家事労働選択を世帯単位で行っていると考えると別のインプリケーションもでるのでないか⁹⁾。

④積立方式はインフレリスクに対応できるのか。

金融市場が自由化されれば、名目金利が完全にイン

フレを吸収できると述べているが、これについてはフィッシャー仮説の検証が必要になり、現在のところ成立すると証明されていない。確かに元本と利息がインフレ率に連動するインフレ連動国債¹⁰⁾によって対応は可能である。しかし、現実において、国債残高が大量にある日本でインフレスライド債を発行する政策判断を財政当局ができるのか疑問である。

⑤小塩氏は2章で確定拠出方式と賦課方式は両立しないとしているが、最近のイタリア、スウェーデンの公的年金改革で拠出立ての賦課方式が検討、導入されている¹¹⁾がこれをどのように評価するのか。

以上、細かい問題についても注文をつけたが、本書は理論分析、先行研究もきちんと行い、データ・資料の説明も十分で読みやすい。本書は年金改革を次の世代に説明する責任を果たすものであり、年金改革の一端をになう指針になる本であることは間違いない。

注

- 1) 99年改革案に対する評価については駒村・渋谷・浦田(1998)を参照せよ。
- 2) 賦課方式への移行について保険料を推計した分析としては田口(1998)がある。
- 3) 両者の価値基準についてここで詳細に論じる余地はないが、「世代と世代の助け合い」＝世代間の公平性基準を賦課方式の年金に求めることは決して間違っているわけではない。
- 4) 積立金の性格について、深尾(1998)は「政府は法改正を前提としているため「道徳的債務」を負っているに過ぎない」とし、小林(1995)は「年金勘定の積立金は責任準備金とは異なるもので、単なる歳出歳入の現金余剰の累計に過ぎない」としている。
- 5) 小塩氏はこの「年金資産」という考え方を第6章の就業行動の分析で使用している。また賦課方式の受給権が安全な「年金資産」と理解されれば、貯蓄率に影響を与えることになる。しかし、賦課方式における年金受給権は将来の年金改革によって金額が変わり「制度リスクのある資産」であることも考慮しておく必要もあるろう。
- 6) 国債発行による方法も現実性は薄いであろう。昨年末に、国債の大量発行と関連し資金運用部が国債引き受けができなくなったことを原因に、国債価格が下がり長期金利が急上昇した。数十年にわたって合計400兆円、毎年継続的に10兆円近い国債が発行されることは国債市場に大きなインパクトを与える。
- 7) オーストラリアは社会手当としての年金手当と強制加入の企業年金の組合せになっている。
- 8)もちろんこれまでの拠出実績を考慮しないこ

- とも可能である。
- 9) 評者は夫婦単位で就業一家事労働－余暇の選択が行われているとするならば、3号被保険者問題や遺族厚生年金のかけ捨て問題といった現行年金の改革は年金分割でも対応できると考えている。また、高い所得の夫を持つ女性ほど就業率が低いというダグラスー有沢の法則から、3号被保険者制度は金持ち優遇という批判もあるが、この考えは2号被保険者が2号・3号被保険者に割り当てられた基礎年金拠出金を均等に負担するということを前提にしたもので、実際には基礎年金部分の保険料は厚生年金保険料の4%部分であり、高い所得の世帯ほど高い基礎年金保険料を支払い定額の基礎年金を受けている点も考慮する必要がある。
- 10) 既にイギリス、オーストラリア、カナダ、アメリカなどで発行されている。インフレ連動債はインフレ時には利子率が上昇し、政府の支払う国債利子費用が増加し、財政負担を増大させるという危惧もあるが、証券市場が自由化されれば、インフレ期待が存在する経済ではインフレ・リスクがないインデックス債の金利は非インデッ

クス債よりもリスクプレミアム分だけ低くなり、
政府の資金調達コストは小さくなる。

- 11) 経済企画庁編(1996), pp. 171-173 を参照。

参考文献

- 小林俊之(1995)「年金・医療保険と特別会計制度」
『証券研究』Vol. 106。
- 駒村康平・渋谷孝人・浦田房良(1998)「公的年金
改革—安全保障の視点から」日本経済新聞朝刊
1998年11月11日～12月4日。
- 経済企画庁編(1996)『平成8年世界経済白書』大
蔵省印刷局。
- 島澤諭(1998)「年金制度移行に関する理論分析の
最近の展開について」ESP 99.1。
- 田口博之(1998)「公的年金制度の落とし穴—5つの
選択肢の前提条件にもっと議論を」『DIO』No.
116。
- 深尾光洋(1998)「財政投融資制度の概観と問題の
所在」『財政投融資の経済分析』岩田一政・深尾
光洋編。

(こまむら・こうへい 駿河台大学助教授)

季刊社会保障研究 (Vol. 34, Nos. 1~4) 総目次

凡例：I, II, III…は号数, 1, 2, 3は頁数を示す。

巻頭言

“子育て不安”と家族と企業と……………	宮澤 健一	I	2
疾病が持つ意味 ………………	黒川 高秀	II	122
NPOの衝撃—「市民への分権」 ………………	大森 弘彌	III	232
東隠は家に隠れ西隠は国に隠る ………………	藤澤 益夫	IV	346

Foreword

Child-Rearing, Family and Corporate Culture ………………	KENICHI MIYAZAWA	I	2
A Sense of Illness in Our Life ………………	TAKAHIDE KUROKAWA	II	122
The Impact of NPO's on Japanese Public Administration ………………	WATARU OMORI	III	232
Family Provides Shelter for the Elderly in the East ; Society Provides Shelter for the Elderly in the West ………………	MASUO FUJISAWA	IV	346

論 文

社会福祉サービスの展開と今後の方向ーある自治体の経験を踏まえてー ………………	城戸 喜子	I	63
生活体系と社会保障の基盤 ………………	小田 泰宏	I	80
イギリス法における社会保障関係の代理人及び嘱託代理人 ………………	新井 誠	II	186
退職年金等積立金に対する法人税の立法趣旨をめぐって ………………	増井 良啓	II	195
世代間再分配政策と世代間負担 ………………	宮里 尚三	II	203
福祉多元主義のゆくえ：利用者主体の福祉改革と新自由主義的改革の動向を めぐって ………………	河野 真	III	268
福祉サービス供給システムとしての措置（委託）制度の考察：			
保育所制度の改革等を素材として ………………	福田 素生	III	281
保育所の利用者負担徴収方法と女性の就労選択 ………………	丸山 桂	III	295
医療保険制度と所得再分配 ………………	勝又 幸子・木村 陽子	IV	402

Articles

The Development of and Prospects for Social Services……………	YOSHIKO KIDO	I	63
The Basis of Social Security Based on the Life of Today ………………	YASUHIRO ODA	I	80
Social Security Agents and Appointees the English Law ………………	MAKOTO ARAI	II	186
Taxing the Investment Income of Pension Funds ………………	YOSHIHIRO MASUI	II	195
The Generational Redistribution Policy and the Generational Tax Burden ………………	NAOMI MIYAZATO	II	203
Welfare Pluralism : Democratic Reforms and Neo-liberal Reforms ………………	MAKOTO KONO	III	268
A Study on the Service Placement System as a System of Personal			
Social Service ………………	MOTO-O FUKUDA	III	281
The User Burden Method of Day Nursery for Children and			
the Effect of Women's Working ………………	KATSURA MARUYAMA	III	295
Inter-generational Transfer and Reallocation of Income through the Government-			
managed Health Insurance in Japan……………	YUKIKO KATSUMATA and YOKO KIMURA	IV	402

特集：児童福祉法改正——就労と子育ての両立

児童福祉法改正の評価と課題：児童家庭福祉の理念および公的責任	網野 武博	I	4
保育の多様化	前田 正子	I	14
児童福祉と財政政策	林宜嗣	I	26
放課後児童対策のあり方—放課後児童健全育成事業の法制化をめぐって—	西郷泰之	I	35
児童福祉法改正と要保護児童福祉施策	新保幸男	I	44
児童福祉法改正と児童家庭福祉—「理念」、「制度」、「方法」の統合をめざして—	柏女靈峰	I	55

Special Issue : The Revision of the Child Welfare Law : Combining Labor Force**Participation with Childrearing**

Evaluation of and Issues in the Revision of the Child Welfare Law : The Ideal			
of Child and Family Welfare and Public Accountability	TAKEHIRO AMINO	I	4
Diversification of Child-Care Services	MASAKO MAEDA	I	14
Child Care and Public Finance	YOSHITSUGU HAYASHI	I	26
A Study of Legislation on Day-Care Service for School-Age Children in Japan	YASUYUKI SAIGO	I	35
Revision of the Child Welfare Law and Social Welfare Policies for Children			
in Need of Care	YUKIO SHIMBO	I	44
Child and Family Welfare and Revision of the Child Welfare Law	REIHO KASHIWAME	I	55

特集：経済学者から見た年金改革論

厚生年金の保険料負担問題	高山憲之	II	124
厚生年金財政の将来とスライド制	八代尚宏・小塩隆士	II	133
租税構造における年金課税の意義と効果	井堀利宏	II	143
年金改革と世代間再分配	八田達夫・小口登良・酒本和加子	II	155
日本の年金改革—「国民共通の基礎年金」と「基礎年金を超える年金の民営化」—	田近栄治	II	165
退職金税制と労働市場	大竹文雄	II	174
総括コメント	井堀利宏	II	181

Special Issue : Pension Reform Plans : Economic Perspectives

Should the Contribution Rate of Public Pension Be Increased ?	NORIYUKI TAKAYAMA	II	124
Reform of Wage-indexation for Stabilizing the Public Pension Budget			
in the Future	NAOHIRO YASHIRO and TAKASHI OSHIO	II	133
Economic Effects of Taxation on Social Security and Policy Implications	TOSHIHIRO IHORI	II	143
Public Pension Reform and Intergenerational Redistribution			
	TATSUO HATTA, NORIYOSHI OGUCHI and WAKAKO SAKAMOTO	II	155
Reform of Japanese Pension Systems	EIJI TAJIKA	II	165
The Effects of the Retirement Income Tax System on the Japanese Labor Market	FUMIO OTAKE	II	174
The Summary	TOSHIHIRO IHORI	II	181

特集：社会保障における国と地方の役割

社会保障における国と地方の役割：スウェーデンの経験	岡沢憲美	III	234
社会保障財政における国と地方の役割	神野直彦	III	242
地方分権と保健福祉行政の計画化	山下淳	III	252
地域保健システムの改革と残されている課題	新藤宗幸	III	260

Special Issue : The Role of Central and Local Government in Social Security

Local Government and Social Welfare : Swedish Case	NORIO OKAZAWA	III	234
--	---------------	-----	-----

The Central and Subnational Government's Roles in Financing Social Security	NAOHIKO JINNO	III	242
Dezentralization and Planning of Social Welfare Policy	ATSUSHI YAMASHITA	III	252
Toward a New Local Health Administration	MUNEYUKI SHINDO	III	260

特集：少子化社会と社会保障

出生率低下と子育て支援政策	津 谷 典 子	IV	348
少子化社会における労働市場—女性の結婚と労働力供給の視点から—	阿 部 正 浩	IV	361
少子化問題の社会的構成と家族政策	渋 谷 敦 司	IV	374
仕事と家庭の調和のための就業支援—日本の雇用慣行の変化のなかで—	大 沢 真 知 子	IV	385
女性の高学歴化と少子化に関する一考察	白 波 瀬 佐 和 子	IV	392

Special Issue : Aged Society with Fewer Children and Social Security

Fertility Decline and Family Policy in Japan	NORIKO TSUYA O.	IV	348
Aged Society with Fewer Children and Labor Market : From the Point of View Female's Marriage and Labor Supply Behavior	MASAHIRO ABE	IV	361
Social Construction of Low Fertility Problem and the Family Policy	ATSUSHI SHIBUYA	IV	374
Balancing Work and Family for Japanese Working Women	MACHIKO OSAWA	IV	385
A Study of the Relationship between the Increasing Number of Women with Higher Education and the Declining Fertility Rate	SAWAKO SHIRAHASE	IV	392

研究ノート

戦後日本の貧困—低消費世帯の計測—	和 田 有 美 子・木 村 光 彦	I	90
誤差修正モデルによる医療費の分析	佐 川 和 彦	II	212
保育における規制緩和と民営化	横 山 由 紀 子	IV	413

Research Notes

Poverty in Postwar Japan : Estimates Based on Household Consumption Data	YUMIKO WADA and MITSUHIKO KIMURA	I	90
Analysis of Health Care Expenditure by Error Correction Model	KAZUHIKO SAGAWA	II	212
Deregulation and Privatization in Child Care	YUKIKO YOKOYAMA	IV	413

書評

藤田至孝・塩野谷祐一編『企業内福祉と社会保障』.....丸 尾 直 美	I	103
古郡朝著『非正規労働の経済分析』.....篠 塚 英 子	I	105
藤澤益夫著『社会保障の発展構造』.....小 山 光 一	II	226
チャールズ・ユウジ・ホリオカ、浜田浩児編著『日米家計の貯蓄行動』.....牛 丸 聰	III	319
加瀬和俊著『戦前日本の失業対策—救済型公共土木事業の史的分析』.....池 田 信	IV	431
小塩隆二著『年金民営化への構想』.....駒 村 康 平	IV	433

Book Reviews

Yoshitaka Fujita and Yuichi Shionoya (ed.) , <i>Employee Benefits and Social Security</i>	NAOMI MARUO	I	103
Tomoko Furugori, <i>An Economic Analysis of Contingent Workers</i>	EIKO SHINOTSKA	I	105
Masuo Fujisawa, <i>The Structural Development of Japanese Social Security</i>	KOICHI KOYAMA	II	226
Charles Yuji Horioka and Koji Hamada, <i>Comparative Survey of Saving in Japan</i>	SATOSHI USHIMARU	III	319
Kazutoshi Kase, <i>The Unemployment Policy in the Prewar Days in Japan</i>	MAKOTO IKEDA	IV	431
Takashi Oshio, <i>Towards Privatization of Pension System</i>	KOHEI KOMAMURA	IV	433

動 向

社会保障法判例

——実母及び養父による児童虐待が疑われる事案において、児童福祉法 27 条 1

項 3 号の措置のうち、里親委託又は養護施設への入所を承認した事例——古 畑 淳 II 218

社会保障法判例

——ホームヘルパー派遣申請不承認処分について内部準則に基づく平等原則に照

らして違法があると判断された事例——秋 元 美 世 III 311

社会保障法判例

——国民健康保険条例の保険料の賦課総額や料率を定めた規定が憲法 92 条、84

条、国民健康保険法 81 条に違反するとされ、それに基づく国民健康保険料

の賦課処分が取り消された事例——福 田 素 生 IV 421

Report and Statistics

- Social Security Law CaseJUN FURUHATA II 218
 Social Security Law CaseMIYO AKIMOTO III 311
 Social Security Law CaseMOTO-o FUKUDA IV 421

資 料

平成 8 年度社会保障費国立社会保障・人口問題研究所 III 323

Statistics

Cost of Social Security in Fiscal Year 1996National Institute of Population and Social Security Research III 323

平成 10 年度社会保障関係プロジェクトについて国立社会保障・人口問題研究所 I 109
 On Research Projects for Fiscal 1998National Institute of Population and Social Security Research I 109

国立社会保障・人口問題研究所日誌（社会保障関係）I 113
 Diary of the National Institute of Population and Social Security ResearchI 113

季刊社会保障研究 (Vol. 34, Nos. 1~4) 総目次IV 437
 General Index to the Quarterly of Social Security Research (Vol. 34, Nos. 1~4)IV 437

編集後記

少子化と高齢化の問題は、今後の社会保障政策のあり方を大きく揺るがす問題であることは、専門家のみならず広く国民にも認識された問題です。本号は、「少子化社会と社会保障」と題し、少子化の要因、労働市場、家族政策、女性の就業支援などの視点から、この問題を取り上げました。今年は年金改革が予定されており、医療保険制度改革についても大幅な改革が実施されようとしております。改革には痛みが伴うのが常ですが、これをどう分かち合っていくのか、社会保障の費用分担、公私の役割分担について、国民的な議論を喚起したいものです。

(丸山)

編集委員長

塩野谷祐一（国立社会保障・人口問題研究所長）

編集委員

井堀利宏（東京大学教授）

岩村正彦（東京大学教授）

岩本康志（京都大学助教授）

遠藤久夫（学習院大学教授）

貝塚啓明（中央大学教授）

城戸喜子（慶應義塾大学教授）

小林良二（東京都立大学教授）

佐野陽子（東京国際大学教授）

高木安雄（仙台白百合女子大学教授）

平岡公一（お茶の水女子大学助教授）

宮澤健一（社会保障制度審議会会長）

阿藤誠（国立社会保障・人口問題研究所副所長）

姫野孝雄（同研究所・総合企画部長）

府川哲夫（同研究所・社会保障基礎理論研究部長）

尾形裕也（同研究所・社会保障応用分析研究部長）

編集幹事

増田雅暢（同研究所・総合企画部第1室長）

福田素生（同研究所・社会保障基礎理論研究部第1室長）

金子能宏（同研究所・社会保障応用分析研究部第3室長）

丸山桂（同研究所・社会保障基礎理論研究部研究員）

泉田信行（同研究所・社会保障応用分析研究部研究員）

季刊**社会保障研究 Vol. 34, No. 4, Spring 1999 (通巻 143 号)**

平成 11 年 3 月 25 日 発行

編集

国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 3 号

中央合同庁舎第 5 号館別館 8 階

電話 (03) 3595-2984

制作 (株) UTP 制作センター